

第七十一回 参議院社会労働委員会會議録第九号

昭和四十八年六月五日(火曜日)  
午前十一時十九分開会

委員の異動

五月十日

補欠選任

辞任 森中 守義君

藤原 道子君

五月十八日

辞任

徳永 正利君

出席者は左のとおり。

委員長

矢山 有作君

理事

玉置 和郎君

委員

丸茂 重貞君

大橋 和孝君

小平 芳平君

川野辺 静君

君 健男君

斎藤 十朗君

高橋文五郎君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

須原 昭二君

田中寿美子君

藤原 道子君

柏原 ヤス君

中沢伊登子君

小笠原貞子君

政府委員

厚生 大臣

齋藤 邦吉君

外務省アメリカ局長 大河原良雄君

外務省条約局長 高島 益郎君

厚生政務次官 山口 敏夫君

厚生大臣官房審議官 柳瀬 孝吉君

厚生省公衆衛生局長 加倉井駿一君

厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

厚生省医務局長 滝沢 正君

厚生省社会局長 加藤 威二君

厚生省児童家庭局長 穴山 徳夫君

厚生省年金局長 横田 陽吉君

厚生省援護局長 高木 玄君

常任委員会専門員 中原 武夫君

総理府人事局参事官 大林 勝臣君

行政管理庁行政管理局管理官 中 庄二君

外務省アジア局外務参事官 中江 要介君

文部省大学学術局学術課長 七田 基弘君

説明員

事務局側

常任委員会専門員

総理府人事局参事官

行政管理庁行政管理局管理官

外務省アジア局外務参事官

文部省大学学術局学術課長

本日の会議に付した案件

○社会保障制度等に関する調査

(厚生行政の基本施策に関する件)

○原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る五月十八日、徳永正利君が委員を辞任されました。

○委員長(矢山有作君) 社会保障制度等に関する調査を議題とし、厚生行政の基本施策について調査を進めます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中沢伊登子君 社労の委員会がほんとうにひさしぶりに開かれましたので、緊急に御質問をしたいことが二点ほどございます。お許しをいただいでぜひとも質問させていただきたいと思ひます。

その第一は中医協の問題でございます。

診療側が会長の不信任をして総会が渋滞をしましてから、もうすでに三週間になろうかというところであります。この前の総会が開かれたのがたぶん五月の十八日だったかと思ひますが、その後、支払い側の委員である河原亮三郎委員が辞表を出されました。その出された理由が、診療側が関係会社の、つまり河原さんの会社の全製品をボイコットする、こういうようなことを全国の医師会に通達したので、責任上やめざるを得なくなったとか伺っておりますが、こういうような手段を使われるというところはこれは言論の弾圧になります。この点を厚生大臣はどのように考えていらっしゃるのか、まずお伺いをしたいと思います。そうしてここまで問題がこじれてまいりますと、もうすでに政治的解決よりほかに方法がなかりうかと思ひます。伺うところによりますと、昨夜は非公式に齋藤厚生大臣は武見会長と会談を持たれたようですが、その節どのようなお話になられたのか、またどのような方法によって今度のこれを解決なさろうとなさるのか、お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 先月の十五日でございますが、十五日に二号側委員——医療担当者側委員の方々八人が連名で会長を信任しないというふうな文書を私あてに提出されました。以来今日まで、中央医療協議会の機能が停止されておりますことはお述べになりましたとおりでございます。私どももことに残念な事態であると考えております。実は昨年の暮れ以来、医師会側からスライド制を含む診療報酬の改定が提出されました。私もたびたび先般の予算委員会その他の委員会においても申し上げましたように、最近における賃金物価の上昇の動向にかんがみまして、できるだけ早い機会に診療報酬の改定をお願いしたいということをお述べまいりましたが、円城寺会長にもその旨を伝え、できるだけ早く改定が実現するようにというところでお願いをいたしておいたわけでございまして、そうした審議の過程においてそういうふうな事態が起こりましたことは非常に残念なことではございますが、厚生省の仕事を担当する私といたしましては一日も早くこの紛糾の事態が解決されまして、中央医療協議会が本来の機能を發揮し、一日も早く改定が行なわれる、こういうふうな事態が参りますために目下全力を尽くして努力をいたしておるところでございます。したがって、二号側のいろいろない言ひ分、一号側の言ひ分、さまざま私はあると思ひます。そこで、そうした各側の意見について私が、とやかくの批判を加えることは私は事態を解決するためにあまり好ましいことではない、かえって事態を混乱させる可能性もあるのではないかと、こういうふうな考えでおる次第でございます。各側の言ひ分についての私の批判、何と申しますか考え方のものを申し上げることはいましばらく控えさせていただきます。なお、そうした紛糾の過程においていま

お述べになりました東芝の製品のボイコットといったふうな事態も発生をいたしたわけでございますが、これについてもいまのところ私のとやかくの意見を申し述べることを差し控えていたのだと思います。一般的な言えることは、言論の自由はあくまでも尊重せらるべきものである、一般的な私はそういう基本的信念を持っておることだけをお答えさせていただいて、それ以上のはとつと差し控えていただきたいと思います。今後は正常な運営が確保されるようになりまして、こうした事態が二度と起こらないように努力をしていかなければならない、それがまた中医師協に参加しておられる委員皆さん方のやはり御希望でもあらうかと思っておりますので、二度とこういう事態が起こらないように今後とも努力をいたしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○中沢伊登子君 昨夜の非公式の会議の内容は、

○国務大臣(齋藤邦吉君) 昨夜非公式ではございますが、医師会の武見会長とお目にかかりまして、事態をどうやって收拾するかというふうな点についてのいろいろな懇談をいたしたわけでございまして、どうしたらいい、あしからしいといったふうなことの具体的な話し合いはいたさずに終わっております。こうした事態については武見医師会長も憂慮されておられる問題でございますが、これはもう医師会長、支払い側両方とも真剣にいま苦慮しておられる問題でございますので、きのうの午後は支払い側の一号側委員からのいろいろな申し入れも私も承りましたし、夜は医療担当者の責任者である武見会長とも、何とか早く事態を解決するにはどうすればいいだろうかということの非公式な、言わなければ、雑談的な懇談をしたところでございますが、何とか一日も早く解決したいという苦慮し、目下真剣な努力をいたしておる最中でございますので、その点をどうか御理解いただきたいと思います。

○中沢伊登子君 言論の自由というのは憲法で保障されておりますので、この言論の弾圧になるよ

うな発言がまかり通るとしますと、これからのいろいろな審議会だの、いろんな場で発言が相当制約をされてござるを得ないようなことになる、そのたびに委員が辞任をしなければならぬというふうなことももしもなるとすれば、これは実にゆゆしい問題だと思ひまして、私もこれを非常な関心を持って実は見守っているところでございまして、河原亮三郎委員に対する、その辞表でございますが、この点は大臣はどうしておられますか。このままですとまるで見殺しにしているような感じが受けるわけですけれども、まさか患者さんたちが困結をして、それならばということでストライキを起こすわけにもいきませんしね。いろいろないままでのいきさつも私も思ひをめぐらしますと、なかなかこれはたいへんな問題だと思ひますので、その辺の解決の見通しがあるのかないのか、大臣には自信があまりになるのかどうか、その辺もう一べん御答弁いただきたい。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 河原委員は長いこと中央医療協議会の委員として今日まで御苦勞を願った方でございます。承りますと前々から中央医療協議会の委員を辞任したいという事は漏らしておたようございまして、今回あらためて辞表を提出されたわけでございます。そこで私もいたしましては、せっかく長く御苦勞願った委員のことでもございますから、できるだけこれはそのまま慰留をして残っていただくようにお願いしなければならぬというわけで、本人が本省にお見えになりましたときにも当方の局長なり審議官からもよくお願いをいたしました。さらに、また日経連のほうにも出向きまして丁寧に留任をさせていただくようにお願いをいたしたのでございますが、辞意が非常にかたいものでございますから目下お預かりをいたしておる次第でございます。こういうふうな制度の仕組みは、御承知のようにこの方は日経連の推薦で参っておりますので、日経連に對してもその旨を伝えてございまして、後任の推薦がありますれば、そういう辞意がかたければ発令をせざるを得ないでしょうが、どうか後

任をお出しいただくということをお願いをいたしておりました。日経連のほうにおいてその問題の後任をどうされるか、目下選考中であると承っておりますわけでございまして、まだ発令はいたしておりません。

○中沢伊登子君 いまのお答えを伺っておりますと、河原さんは前々からやめたいという御意思があったということで、何かそれがずっと、今度やめるといふことで後任を云々という話ですけれども、直接やったりやめようと、こういうふうな非常に辞意をかたく持たれたのは、今度の東芝の製品をもう買わないと、こういうようなことを全国の医師会にも通達をしたと、そういう責任上やめられると、辞表を出された、これがやっぱりほんとうの決意ではなかったのですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 前々からおやめになりたいという辞意を、ときどき保険局の係官のほうに漏らしておたというところでございますが、今回おやめになるにあたりまして、その最終の意思を決定されたのがどの辺でありますか、文書には書いてございせん。

○中沢伊登子君 それでは大臣もたいへんお答えにくいようでございます。また、いろいろこれも今後の問題もあるかと思ひますので、これ以上は追及をすることを私も保留いたしますけれども、ほんとうにこういふような言論弾圧になるようなことがまかり通ることは、誠にやっばりこれは慎しんでもらわなければならぬ、このように考えますので、そこら辺の政治解決を大臣は早急に急いでいただきたい。要望いたしておきます。

それから、もう一つの緊急質問でございますが、それは第三の水俣病が出現して以来、国民はこの水銀やPCBなどでお魚が非常に汚染をされているということには大きな衝撃を受けているわけでございます。それが、昨夜からけさのテレビの発表ではさらに大きな衝撃を受けたと思ひます。私もまたその一人でございますが、全国各地の魚の総水銀が五PPMだとか、メチル水銀が二

PPMだというふうな報道がございました。これを見ておきますと、日本海の沿岸の魚はもう一切が汚染されていると言つても過言ではなからうかと思ひます。そういうしますと、私どもの毎晩の食卓に乗せられる魚、これがはたして食べてもいいものか、食べたならまた胎児性の水俣病みたいなものが出るのかどうかということで、ずいぶん心配になるわけでございます。おそろく一億総汚染をされていると思ひます。そこで、私が一つ提案をしたいのは、一億総国民の健康診査を早急にやる必要があるのではないのか。そして、しかもそれは全部国費で無料でやるべきである。これくらいのことをやつていただかなければ、昨夜のテレビで非常に衝撃を受けたわれわれとしてはもうがまんがならない。まあこういうふうな考えるわけでございまして、その辺をどのように考へておられるかお答えをいただきたいのが一つ。

それから、もう一つは、もしもその魚が、いまとれている魚が許容量の範囲内だ。こういうことがわかつたとしても、それをやっばり売られるのか、漁業を続けさせるものなのか、その辺を伺いたい。これが第二点。

それから、第三点は、そういったような水銀だのPCBだのいろんな海を汚染するような物質を流した企業に対して、どのような行政措置をおとりになるか。

もう一点は、海や川を浄化するのにどのような方法をとるか、御見解を承りたいと思ひます。しかし、あそここの海の魚もだめ、こっこの川の魚もだめということ、これを発表したためにわれわれが衝撃を受けたということ、今後そういうものを発表しなくなるといふことは、さらに私も心配でならないわけでございます。それから、その辺も十分発表をしていただいて、問題は国民の健康にあるわけですから、また第三水俣病みたいなものがあつちでもこつちでも起こるようなことがあつてはならないのですから、そこら辺の厚生行政をほんとうに真剣に取り組んでもらわなければ

ばならないと思いますが、以上の点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(浦田純一君) 昨今、いわゆる第三の水俣病といった非常にショッキングな報道、並びに昨日から今朝にかけては報道関係から報道されました魚介類のPCBによる汚染の状況、これはまことに先生のおっしゃるとおりだろうと思ひます。私どもはこれらの環境汚染の問題につきましては、環境庁が中心になって各省庁の調整をとりながら対策を進めておるところでございますが、厚生省の立場をいたしましては、御指摘のように食品などを介しまして人体に摂取されるという機会を極力押さえていく。もちろん、その前に環境庁が中心になりまして汚染の状況をできるだけ明らかにしていくということが、これが一番根本であると思ひます。それで、これ以上環境汚染が進まないように防止策をとる。場合によりましてはPCBのように使用そのものを禁止するといったような措置がとられておるわけでござい

ます。それから、すでに環境に放出されました汚染物質、これらが食物などを介しまして人体に摂取されるという機会がふえてきたわけでござい

ます。これらは、その摂取される量を極力押さえるということで、将来起こるかもしれない健康上の障害を予防しなくちゃならないということでござい

ます。これに對しましては、PCBにつきましては昨年暫定規制量というものを設けて、一応の目安を立て、それ以上の汚染された魚介類は摂取しないように、これは各省庁にもお願いいたしまして、行政指導をしているところでござい

ます。今回の発表は、これに基づきまして、水産庁が全国の特記問題があるであろうと思われております十四水域について調査をいたしましたものの発表でございます。私どものほうでも、いままでに流通市場におきます魚介類のPCBを随時調査しております。いままで調査したところでは六百十検体を調

べておりますが、基準の三PPMをこえるものが九検体発見されております。これらにつきましては、その都度、水産庁また原産地のほうにその点を連絡いたしましてさらに精密な調査をし、流通市場にこないように、消費者の方の口に入らないように措置を講じておるところでございます。それから、水銀でございますが、これらは先ほどのいわゆる第三水俣病の発生の報告にさつとく厚生省のほうも環境庁のほうに協力いたしまして、現地等にも係官が参る。それから、さらに水銀の摂取許容量について厚生省の立場からどのよう

に考えておるかということにつきまして、専門家の方々にお願ひいたしまして、すでに昨日までに二回の会議を開きまして、水銀の摂取許容量についての考え方を早急にきめていただきたいというところで、現在進行中でござい

ます。御指摘の健康調査でございますが、必要に応じては私どもは、ことに多食者などの健康調査は欠かせないという専門家の御指摘もございまして、PCBにつきましてはすでに今年一月から二月にかけてまして全国八地区、一地区五百名あ

つて、合計四千名の方につきまして健康調査を実施いたしております。その内容、調査事項は健康診断でございます。必要に応じては肝機能、血液、尿などのPCBの含有量、それから皮膚症状、末梢神経の症状、ホルモン不調などについて調べております。また、並行いたしまして栄養調査を、食物の摂取状況等につきまして調査をいたしております。また結果は出ておりませんが、現在コンピュータを用いて集計中でござい

ます。七月じゅうには委員会を開いてこの評価をお願いいたしたいと考えております。〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕水銀につきましては、これは環境庁のほうでもって中心に健康調査を進めておられますし、今回の有明の問題につきましても、あらためてまたどのような調査をするかということが現在協議が進められておるところでござい

ますので、そちらのほうに厚生省の立場からでもできるだけ協力してまいりたいと考えております。

なお、これらの環境を通じて汚染物質が食物に入ってくる、それによる健康状態、健康への影響を調べるといふこれらの調査でございますが、実は非常に高度の技術とそれから多額の費用、たとえば血液などの検査をいたしますのに費用で一件当たり二万円ほど要しておりますが、こういったようなこと等、それから時間を要します。そういったようなことで、いま直ちに全国民の方にこの調査をいたすことは技術的にはなかなかむずかしい問題がござい

ます。しかしながら、私どもは保健所の窓口などを通じて、一般の住民の方の健康相談といったような形でもって極力国民の皆さまの不安を解消するように努力はさせてまいりたいと思ひます。なお、すべて環境汚染を通じて起こってまいります健康上の問題については、環境庁あるいは関係の各省庁とも十分に連絡いたしまして、国民の皆さま方の不安の解消には今後とも努力してまいりたいと思ひます。

○中沢伊登子君 国民あつてこそその国家でござい

ますから、それは何かどこかに症状が出てから健康調査をやつたつて、それはもうおそいはずですから、その点は相当なお金がかつても、高度な技術がかつても——もうこういうことが言われてから久しいんです。で、駿河湾でとれたハマチの奇形とか、いろいろな問題ももういふ前から問題でござい

ますから、その辺は相当のお金がかつても、一億全部はやれないとすれば、その地区を八つにきめてやつておられるということですが、それでいいというところの人でも、ぜひともやつてほしいという要望があればこれをやるべきじゃないかと思ひますが、その辺もひとつ厚生省としては、環境庁がどうの、どこがどうのということではなくて、国民の健康を一番大事にするべき厚生省でござい

ますから、その点はぜひとも心がけていただきたいと思ひますが、厚生大臣はどうお考えになりますか。

○中沢伊登子君 くだいようですけれども、もう一点だけ伺ひたいのは、これで一番被害を受けるのはやっぱり漁民だと思ひます。そして漁民の方はせつかつた魚がこういう発表になりますともう売れなくなる。操業はやめなくてはいけなくなる。あるいはそれは補償は一体だれにどうしてやつてもらうか。こういう問題だ、それからもう一つは、やっぱり海をきれいにする問題があるかと思ひます。

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕それで漁民の人の中にも、どうしても健康調査をやつてほしい、こういうふうな要望される方があつてはいいけれども、この漁民の人に対する政府としての取り扱いはどうやつておられるか。それからもう一つは、もしもとつてきた魚が非常に汚染をされていたら、それはすぐに廃棄をするのか、どうしているのか、その点も伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(浦田純一君) このような汚染を起しました企業側の責任でござい

のほうとしては汚染源が明らかの場合にはもちろん企業側に責任をとらせる、こういう方針で臨むというふうに話を私どもとしては聞いております。現在、汚染源である企業がどのようになっておりますのか、まだ私も水産庁のほうから調査報告を受けておりませんので承知しておりませんが、昨年のPCBの全般の対策を進めるにあたりましては、そのように私どもは承っております。

それから許容量をこえた魚の処置でございますが、これはもちろん私どもは廃棄させております。これはただいまは自主的な処分、行政指導でございまして、先ほど申し上げました市場において発見いたしました九検体、これはいづれも廃棄処分いたしましたのであります。

それから汚染されました環境、ことに海域の浄化の方法でございますが、これも公害という問題でございまして、環境庁のほうで責任を持ってその対策について目下いろいろと取りまとめ中でございます。結局ヘドロなどのしゅんせつとか、またそういつたヘドロの処分といったようなことが問題になります。食品に及ぼす影響につきましても私どもはほうにも意見を聞いてきておりますので、こういった立場から十分に協力し、これ以上汚染が進まないように、あるいは積極的に汚染度を減らすという方向でもって努力してまいりたいと考えております。

○中沢伊登子君 それでは、私は本来の質問に移らなければなりませんけれども、しかし、この海をきれいにする問題については、私は予算委員会の際にも相当この問題だけにしぼって質問をしているはずでございます。その後、一向にそのヘドロの処理についてどこでこうしたあしたというふうな話を耳にしておりませんので、今後は国民の健康を守る官庁である厚生省と環境庁、あるいは水産庁、そういうところと緊密な連携をとりながら責任ある行政をやっていたきたいということを強く要望してこの問題に対する質問を終わっております。

る質問が本来の質問でございますけれども、どこでもよくいわれることばに、老人の生きがい——何かといえは老人に生きがいを与えるのだというところをいわれますけれども、厚生大臣はこの老人の生きがいとは一体どのようなことであるかということについてどのようにお考えになつていらつしやるか、お答えをいただきたいと思つております。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 老人の生きがい、まあ、ある意味からいって非常にむずかしい、私、内容であり問題であると思つて、やっぱり人それぞれ生き方にかかわる問題でございまして、政府が直接生きがいを与えるというふうな性質のものではないことはもう御承知のとおりであります。

そこで実は先般、これは総理府で老後生活に関する世論調査というものをやったのがございまして、それで老人の生きがいという点についての調査でございまして、仕事、どんな難しい仕事でもやったりして、その仕事に一生懸命やったり老後でも打ち込んでいきたい、こういう仕事への関心。それから趣味・娯楽、それから子供さんやお孫さんの成長を楽しみながら家庭生活の団らん、そういうことを望んでいると、こういうふうなことがあげられておるわけでございます。

そこで、私も政府としてはこういうふうな老人の生きがいというのにつきましまして、こういうふうな老人が生きがいを見出すことのできるような機会に恵まれるように環境を整備してあげるといふことがやはり政府としての任務ではないか、こういうふうな考えでおるわけでございまして、後にもいろいろ御意見があらうと思つて、そういう考えに基づいていろいろな施策を講ずる、こういうふうなことをおるような次第でございます。

○中沢伊登子君 いまおっしゃったとおり、老人個人だけで解決をする問題もあり、また、それだけではなかなか解決ができなくて、これは社会の

力で老後を過ごしてもらつたように環境を整備する、と、こういうことがぜひとも必要だと私も思つて、その中で、先ほど大臣がお答えになりました第一に、仕事に就くこと、つまり、いつまでもできることならば仕事を続けていきたい、こういうことが世論調査の中の第一だ、こうおっしゃつたわけだけれども、それはやはり日本人といふのはもとより勤労をしようという国民でございまして、やはりそういうことになつてこようかと思つておられる、それについてはお年寄りには毎日毎日定められた時間に仕事はなかなかこれからはできにくくなつてくる、年をとつてまいります。そこで、いま労働省が盛んに週休二日制を言つておるわけだけれども、老人には週休三日制ぐらいの仕事を考えてあげてしかるべきではなからうか、こういうふうに私思ひます。

それから、定年が過ぎてからまた何か新しい仕事につかれる方がたくさんあるわけですね。そういう方々に対して労働省のほうで職業訓練をやつておられる点もございまして、こういう点について、老人の健康や老人の意欲やそういうものを厚生省はつかんでおいでございまして、これは労働省とも十分連携をとりながら、どういふところにつとめさせるようにしていただくのか、それに合つたような職業訓練をしていただくのか、こういうふうなことをお話しになられたことがおありになるかどうか、伺いたいと思つております。

○政府委員(加藤成二君) 老人の就労の問題でございますが、これにつきましては先生御指摘のとおり、労働省とそれから厚生省と両方で協力してやっております。労働省のほうでは高齢者の就職の促進に関する特別の立法もいたしておりますし、それからまた、定年制の延長というふうなことで対策を講じておりますが、厚生省におきましては、無料の就労あっせん事業、これを実施いたしております。これも非常に好評でございまして、こういうあっせん事業をやりたいという地方公共団体もたくさんございまして、現在四十七年度

は四十六カ所でございますが、四十八年度は九十カ所ふやして、そして積極的に働く意欲があり、また働くだけの体力を持つておられる方、そういう老人にはできるだけ就労のチャンスをつかんでいただくということで就労あっせん事業を拡大してまいりたいと思つております。

ただ、先生御指摘のように、老人だけについて週休三日制といふことは、これは制度としてつくるといふことはなかなかむずかしい面もあるかと思つて、できるだけそういう老人の体力、能力に合つた職場のあっせん、こういうことで、したがって、給与等もあまり十分とはいえない場合が多いわけでございまして、とにかくそういう老人の体力、能力に合つた仕事のあっせん、こういうものにつとめておるわけでございまして、老人の職業についての訓練、これも労働省のほうで実施いたしております。現在、三十五ばかりの訓練校において高齢者の専門の訓練科を設置しておるといふことも聞いておりますが、こういう点につきましても労働省と十分連携をとつて、とにかく働く意欲と能力のある老人は、できるだけそういう職場をあっせんするということにつとめてまいりたいと思つております。

○中沢伊登子君 それから、老人の世論調査の中で、家庭だんらんを持てたい、これは私も当然だと思つて、昔は日本には家族制度といふのがあつて、たいへんな家族と一緒に暮らしていたわけだけれども、家庭を団らんさせる、あるいは子供や孫と一緒に暮らすというのには、やはりこれは住宅問題が解決にならなければいまいのような小住宅ではむしろ親子の間にトラブルの起こるほうが多いわけですね。この点で昨日でしたか、新聞の発表を読みますと、老人ホームでは何層かの広さが今度は確保される、たいへんこれはいいことではございますけれども、普通の家庭で親子がともに暮らすためには、あまりにいまの住宅事情はなつていないんではないか。それには、一がいにはそれは言えませんが、中には別居したほうがよいという人もございまして、いまま

のような2DKなんというような家では無理だし、そして老人と若い者との食事が違いますから、台所も一つでは無理だ、こういうようなことがいわれておりますので、その辺も厚生省だけが考えるのではなくて、建設省にもそういうことをどんどん発言をされて、連携をとって、老人が一緒に住めるような住宅問題に口ばしを入れてもらって、いろいろかどうか、その辺はかがですか。

○政府委員(加藤武二君) 老人の住宅問題でございますが、これはたとえば公営住宅につきましても、これは老人の世帯向けの特別のワックを建設省のほうでもっております。で、この公営住宅につきましても、建設について必ず建設省のほうから協議がございまして、私どももいたしましては、ことに老人住宅、それから身体障害者のための住宅、こういうものについてワックをできるだけ広げてもらいたいという要望をいたしております。で、建設省も要望さえあれば、これはワックにこだわらないでできるだけ優先的に見ようということも言っております。実績は、これは申請の関係もありまして、必ずしも申請を削っているという例はあまりないようでございまして、申請がまだ比較的少ないということで、昭和四十七年度の実績を申し上げますと約千二百二十八戸、昭和四十六年度は約九百戸でございまして、だんだんふえておりますけれども、これは地方から申請が出れば建設省はそのワックにこだわらず優先的に回すということも言っております。

それから確かに老人のための部屋をつくらんと、これも老人にとりましては子供や孫に囲まれた生活というのが一番理想的であるということもございまして、そのためには老人の居室の整備資金の貸付制度、これを国民年金の特別融資で実施しております。これは四十七年度三億のワックでございまして、四十八年はそれを八億にふやします。で、一件五十万円くらいでございまして、そういうことでこれも老人のための住宅の整備にこういう資金のあつせんをいたしております。

ります世帯更生資金の貸付制度におきましても、老人の居室ということ、これは三十万円でございますが、なるべく優先的に貸し付ける、こういうような対策をやっているところでございます。

ならば、何か月かさかのぼってその差額をお渡しする意思があらくなるかならないか。私も、この間、本会議で年金の質問をいたしましたときには、すぐに一万円に老齢福祉年金を引き上げるように、こういうことをお願いをしたんですが、田中総理大臣からはその答えはございませんで、来年が七千五百円、その次が一万円と、こういうお答えしかなかったわけですが、これだけ物価高の中ですから、その点をその後お考えいただいたか、どういった御意思をお持ちかお答えをいただきたいと思います。

○中沢伊登子君 わかりました。それから、老人の生きがいではもう一つ問題があるのは年金の問題だと思っております。今年年金については法律案も出ておりますので、私はいまこころでは多くを触れたいとは思いますが、私はいまこころの今日こころで繁栄した日本の社会を築いてきたのはいまの老人でございますから、当然その報酬を得ていいと思っております。そこで、老人の年金を学費などは一人や三万円が必要だ、で、夫婦で六万円の年金が必要だ、このように言われておりますし、私どもも老人年金というのはそれくらいは必要ではないかと思っております。いまこころで取り上げたいのは老人の福祉年金でございます。この福祉年金がいま三千三百円で、この十月から五千円になるわけですが、去年の五月からこころの五月に至る間、物価が約一〇%、東京では一二%近く上がったというわけですね。大阪のほうは八・八%だとの間新聞報道がされておりましたけれども、一年間でこれだけの物価上昇がある中で、十月から五千円に引き上げをしても、そのときにはおそろしく三千三百円の値打ちに下がってしまったんではなからうかと思っております。その点で齋藤厚生大臣はもう少し早くさかのぼってこの老齢福祉年金を五千円にする意思はありますか。

いま御意見のように、たとえばこれを四月にさかのぼって実施すると、五千円の引き上げを実施をするというふうなことになるかと、大まかな数字で申しますと、一カ月繰り上げることにしました。さらに歳出の増が七十八億円になりました。したがって、六月でございまして、大体、さらに四百七十億円の金額が必要であるというふうなことでございまして、そういうことがございまして、この実施期日の問題も含めて、現在、御審議中の法律案の内容になっておりますので、政府の案といたしましては、全額、税金でもって負担する制度でもございますので、これ以上、四百七十億円の金額をさらに上積みするようなことは、なかなか財政的に困難であるというふうなことを考えております。

○政府委員(横田陽吉君) 数字の問題もからんでまいりますので、私からお答え申し上げます。

福祉年金の引き上げは、ただいま先生御指摘のように、三千三百円を十月から五千円に、実は福祉年金は、御承知のように、昭和三十四年に千円で発足いたしました以来、大体、毎年百円ないし二百円の値上げであったわけですが、今年度は昨年度の千円の値上げという非常に当時としては大幅な値上げがございました。それに引き続きましては千七百円の値上げでございます。それとあわせて、特に最近の核家族化等の実態に即応いたしましたの扶養義務者の所得制限を六百万円に大幅に引き上げる等、相当大幅な改善をいたしましたわけでございます。そして、その結果、御承知のように、本年度予算の福祉年金につきましては二千億をこえるような巨大な金額になっております。

○中沢伊登子君 初めに申し上げましたように、今日の社会を築いてきたのはいまの老人である。だから、当然、その報酬を得てよいと考えられなにかどうか、それで四百七十億円必要だと、それはいまの予算ではなかなか無理だと言われますけれども、この間の新聞発表によりますと、今年度の税収の自然増、つまり取り過ぎたお金が六千四百億円あるというふうにしております。その一割に満たないんです。何とかしてこういうことができないかどうか。それから、そもそも年金というものが、考え方が少し私どもと違うかと思っておりますけれども、暮らしに足るお金が年金ということには考えられないんですか。三千三百円といえども、一日に百十円です。こんなことで今日の繁栄を築いてきたお年寄りに報いていいかどうか、その辺も一べんお答えをいただきたいんですが、それは、私、齋藤厚生大臣にお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 老齢福祉年金は、実は発足当時から、これは御意見は、私、おありだと思っておりますが、老後の生活を保障するという考え方で出たのではない、こういうことなんです。これはもう御承知のように、国民年金の根本は拠出制年金にある。しかし、あの発足当時、これから保険料を納めていただくということは困難な年齢層にある方々につきましては、七十歳以上になりましたら老齢福祉年金を差し上げるようにいたしました。それはあの当時のことばでどういふことをいいたしたか、老後生活に潤いを与える程度のものにしようということから実は出発しておるということをやまず御理解いただきたいと思っております。で、老後の生活を保障する年金というのは、いわゆる将来の五万円年金でございます。まあ事柄の性質がそういうことから出発をしております。しかもこの金は全額国費であると、国民の税金であると

いうふうなことであり、しかもまた御承知のように、福祉年金の増額は年々多少なりいたしてまいりました。けれども、それは全部十月実施で来ておるわけでございます。過去の御老人の方々、全部十月実施で来ておる、こういうふうな事情もございまして、そういうふうなことを考え、しかもまたことしは去年に比べまして上る額が千七百円突き上げるといふふうなこともありまして、そのういうことを含んで十月実施ということで、まあ、先生にはいろいろ御意見ありだと思ひますが、十月実施というところで参りまして、これをさかのぼって実施するということは困難であるといふうに、私は率直に、これはどうも御意見に同感を表するわけにまいりませんので、どうもこれだけはそういういろいろな事情があつて、そうなたっているといふことをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○中沢伊登子君 いまの三千三百円が老後の生活に潤いを与えているかどうかですね。一日百十円で暮らす、たばこ一つ買つたらおしまいになつちゃうわけですね。その辺もいろいろ意見が違ふわけですね。けれども、これはまたいづれ年金のときにもっと突っ込んでやらしていただきたいと思ひます。きょうは老人の生きがいといふことですか……。

もう一つ、落ちていることは、やっぱり老人が尊敬をされたいといふこと、尊敬をされなかつたら、やっぱり老人は生きがいがないと思ひますね。その辺を一体厚生省はどうお考えになつていらっしゃるか。私も、よく中共や朝鮮から帰つてきた人の話を聞きますと、向こうではたいへん老人が尊敬をされ、敬愛をされている。だから、老人も自発的に奉仕をしている。朝早くから道に出て、道の清掃をやつたりといふふうなことを老人がやっておられる。こういう話を伺います。ですから、老人も生きがいを感じてゐるんだ、社会活動ができてゐるんだ、人のために、あるいは家族のために、社会のために何らか自分が役に立っている

と、こういう気持ちを味わうこともまた一つの生きがいではなからうか。そのためには、やっぱり老人が敬愛をされていなければならぬと思ひます。この辺もひとつ心にぜひともめておいていただきたいと思ひますが、このように、いまま、老人がわりあいに社会からはみ出しておかれまゝと、私は、精神的に中共や朝鮮から日本が来ないといふ抜かれてしまふ、こういう事態が来るのではないかとこのことをたいへん憂慮を感ぜたいと思ひます。ですから、この辺もひとつお考えをいただきながら、老人憲章をつくつてほしい、つくるべきじゃないか、こういうふうな思ひますが、老人憲章というものについてお考えになつたことがおありになりますか。また、つくられるお考えをお持ちになれるかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(加藤蔵二君) 率直に申し上げますが、いまのところ、老人憲章という問題について検討したことはございせんが、そういうものがあつたほうがいいという感じはいたしますけれども、問題は、実質的な政策をどう進めたいかといふことが何より大事でございまして、さらに今後老人憲章というものを進める必要があるかどうかといふことについては十分検討してみたいと思ひます。

○中沢伊登子君 それからもう時間がだいぶ進んでまいりましたけれども、寝たきり老人とか、あるいは一人暮らしの老人とか、老人ホーム、これも有料とか、軽費とか、無料とか、その無料の中にも特別養護老人ホームとか、一般の養護ホームがあるわけですね。これについてもいろいろ伺いたつたんですけれども、もう時間がありませんので、こういうところで、こういう人たちのためにホームヘルパーとか、老人のための話し相手とか、あるいは寝たきり老人のところで働いてくださる方々、こういう方々がいろいろいらつしやるわけですね。こういう人たちが、いまだれくらいあつて、それがちゃんと充足をされているのかどうか。

特に週休二日制が提唱されてから、いろいろな職場でこれがいま採用されつつございすね。そうしますと、これらの影響がどのようになつてくるのか、この辺をひとつお答えをいただきたいと思ひます。○政府委員(加藤蔵二君) 老人の方々のために働いておられる人、一つはホームヘルパーでございしますが、これは現在、老人のためのホームヘルパーは、四十八年度でございまして、七千六百人といふことで、給与につきましても、四十七年度三万七千円でございまして、これを四万五千円に引き上げたといふことで、人員は確かにこれではまだ十分でございす。私どもは、少なくとも一万三千人ぐらゐは最低必要であらうといふことで、年次計画で充足してまいりたいと思ひます。

それから、そのほか、施設に働いておられる方々、これも一応、児童の重度の身体障害児の施設については、先生も御承知のように、なかなかこれは、医療機関というふうな関係もございまして、看護婦さんやお医者さんが足りないといふことで非常に困つてゐるという事実がございす。いまのところ、老人ホームにつきましても、その近所の家庭の主婦その他の方々で手のすいてゐる方が喜んで寮母になつていただいておりますといふことで、いまのところ、老人ホームにつきましても、大体、特にそういう方々の人員が不足しているという事実はございせん。

しかし、今後できるだけ老人ホームを増設していかねければならぬといふことでございすので、そのためには、われわれといたしまして、もう一つの施設に働く方々を今後とも確保しなければならぬ。そのためには、給与といつたような面の引き上げももちろんございす。が、やはり、相当いまでも、寝たきり老人の施設等においては寮母さん方が重労働になつておられますので、できるだけ増員をはかるといふことで、そういう施設に働く方々の充足に遺憾のないように努力したいといふことで、特に四十八年度予算におきましては、人員の増といふことに努力いたしまし

た。これは老人ホームばかりじゃございせん。で、施設全体でございすけれども、四十七年度は千九百人ぐらゐの増員でございしたけれども、四十八年度は一万二千人の増員をはかる。これは臨時職員も含めてでございすけれども、今後とも、そういう意味で、なるべく施設に働く人たちの労働を緩和するといふことで、人員の増をはかつてまいりたいといふぐあひに考えております。

○中沢伊登子君 給与の面で三万七千円から四万五千円に引き上げると。しかし、こういうところで働かれる人こそ、もっともつと優遇をすべきではないかと思ひます。それでないと、入れものだけをたくさんつくろうとなさつても、厚生行政が国民の善意におんぶしているようなかつこうでは、私、なかなか、これからの人員確保の問題などは望み薄になつてくるのではなからうかと思ひます。

それから、慢性的なそういうところで働く寮母さんとか看護婦さんとかの重労働、過労、こういったものがいろいろな事件を引き起こしてございす。その一つの、看護婦さんの例で挙げれば、兵庫県、西宮の病院の事件がございしましたね、笑気ガスとあれとをつなぎ間違つたといふうな。ああいうのも、これは慢性的な過労が原因だと思ひます。その辺で、もう少し私は、これは根本的にもつと考へていただかねければ、なかなか入れものだけつくつても人員は確保できない。そしてさらに、これからは老人がふえてまいりますから、その点の見通しをもつと早くつけたい。でも、早く手を打つていただかねければならぬのではなからうかと思ひます。

特に最近、産業の少ない手として働く労働力の中で、婦人の労働力の占める割合が非常に大きくなってしまし、重要でござい。すでに千百万人ぐらゐの女性が働いているわけですから、その中の五二%ないしは五三%が既婚者です。ですから、この既婚者が働くとなると、そこに当然保育所だの乳児院というものの要望が高くなってまいります。こういうところでも、国公立が足りないものですから、民間に依存していることがたいへん多いと思ひます。その民間の施設で働いている人たちは、こういう施設で働いている人たちのまたその待遇だの労働時間がたいへんこれは過重になっているわけですが、これからは厚生省としては、保育所をどのくらい建てられるのか。あるいは、それもやっぱり、国立、公立がなかなかできないので民間に依存をされるのか。その辺のお考えをお漏らしいただきたいと思ひます。

○政府委員(穴山徳夫君) 保育所の問題につきましては、いまお話しのように、最近女性の働かれる方が非常に多くなりまして、したがって保育所に対する需要というものは非常に増加しております。私も、ただいま、これは保育所だけではございまして、社会福祉施設全般につきまして五カ年計画を策定いたしまして、現在三年目に入らるわけでございます。五十年を最終年次に入らして、現在保育所は約百六十二万人が入れるようにということで計画を策定いたしまして、逐年整備をはかっているわけでありまして、大体、ほかの施設に比べますと、保育所の整備の進捗状況というのが一番現在ではいいわけでございます。その点では、比較的順調に進んでいるということがいえると思ひます。

それから、保育所の公私の問題でございますが、いま約一万五千ぐらゐ保育所がござい、大体六割が公立で四割が私立でございます。これは、公立がいいか私立がいいかということにつきましては、私も、私どもとして、現在、ここで、公立をこれから優先的にやるというところま

では結論が出ておりませんで、設置主体がどこがいいかということはまだこれからいろいろと検討しなければいけない問題であると思ひますけれども、現在の傾向では、やはりいま六、四の割りでございまして、比較の公立の保育所がふえつつあるということはいえるのではないと思ひます。

それから、いま、入れものをつくつてもそこで働いてもらへる人がなければどうにもならぬというところも、そのとおりでございます。先ほど社会局長からちょっと触れましたけれども、逐年、こういつた社会福祉事業施設に従事する人の待遇改善というものについて、いろいろと努力をしていくわけでございます。四十九年度予算の編成も近く迫るわけでございますけれども、四十八年度に引き続きまして、四十九年度以降につきましても、こういった面については大いに努力をしなければいけないというように考えております。

○中沢伊登子君 民間の保育所で働いている人たち、こういう人たちは、措置費が不足をしているために非常勤とならざるを得ないというような陳情をいただいたことがございます。これは、正規の保育士の半分しか手当が渡らない。非常勤ながらゆえに、ボーナスも昨年は四万円しか出してもえなかった。しかし四万円ももらえるところはまあいいほうで、パートだということのためにボーナスも出ないところもあるという、たいへん差別がついているという陳情をいただいたことがございます。子供には差別をなくするように教えたいた、職員に差別がある。だから保育士は大体一年ぐらゐでやめていってしまうんだ、こういうような話を聞いたことがございますが、民間社会福祉施設で働く人を守る法律ができていないの、しょう。これはもう官尊民卑の思想だ、こういうふうな私どもは言っているわけですが、この民間福祉施設で働く人を守る法律をつくりになる考えが、私どもにはあるかどうか。

○政府委員(穴山徳夫君) この問題はむしろ社会局長からお答えいただいたほうがいいかと思ひま

すが、現在社会局にございます中央審議会で、社会福祉司というふうな制度について、いわゆる社会福祉に従事する人たちのための社会福祉司制度というものについて検討いたしているわけでございます。私どもの関係する、たとえば保育所の保育士というふうな人たちに、この制度とどういうふうな関係を持ていくかというところについて、現在、両局と申しますか両審議会と申しますか意見交換しながらいろいろと検討を進めているところでございます。聞くところによりますとむずかしい問題がいろいろあるようでございますけれども、いまそういうふうな動きはあるわけでございます。

○中沢伊登子君 期待をいたしておりますから、ひとづねひとも早急に結論を出していただきたいと思ひます。

さらに、職員がたいへん少ないために、お正月休みというのも大体十二月の末ごろから順番でとられるわけですが、正月休みを、ところが、もう最後の人になると二月の末ごろでなければ休みがとれない。これでは正月休みだか何だかわからない。それからお盆休みもしまつたような九月ごろになつてから、やつと休みがとれた、こういうふうな話もございまして、その辺も十分厚生大臣は心にとめておいていただきたいと思ひます。それでなければ、この間のように島田養育園が一時間のストをやつたり、あるいは高野山へ立てこもつた全職同盟の女性の問題もございまして、だんだんこんな変なことになるまいと思ひます。ですから、もう時間が来てしまひましたけれども、もう一つ、大臣の施政方針演説の中で問題になつていない問題でございまして、もう一つぜひ重視をしておいていただきたい問題がございまして、それは母子相談員の問題です。私、一昨日、実はこの母子相談員の人たちとの話があるということ、でそこに行つてまいりましたけれども、この母子

相談員の人たちも、週に四日だけ働けばよろしい、一カ月十六日ぐらゐ働いてくださればよろしいということ、大体給料が三万三千円だと言つておりました。ところが、母子相談員が働かれるのは、普通にこうやって働くわけにいかないんです。おかあさんたちがつとめに出ておりますから、相談にあずかるときは夜が多い。そういう夜に女性の方が行かれるときには、あるときにはやつぱり車も利用しなくちゃいけないときがある。眠たい目をこすつても行かなくちゃいけないときがあるんですが、その人たちが三万三千円というところ、これは生活保護費より低い額だ。衣食足つてこそ礼儀があるのに、自分がお金をすかして、何だか県や厚生省のほうから紙一枚もらつて名譽職みたいなことにされても、自分のお金をすかして、こういう人たちが、かわつてほしいんだけれどもかわり手がない。で、だんだんやめていってしまう、こういうふうなことを言つておりました。ですから、その足らずまでは、四日間働けばいいんだから、あとの二日間パートでも内職でも何でもやればいじやないかというふうな冷たいことばさへはかれることがある。しかし、それでは、四日間出ていってあとの二日間は自分パートに出てみたり、あるいは内職をしてみたりというのではなかなかきつなくて、そこまですてでもその母子の相談になぜあきらまなくちゃいけないかという、こういうふうなことがたいへんそこまですて出てまいりました。この辺の問題についても、先ほどの養老院の保育さんたち、あるいは施設で働かれる看護婦さんや、あるいは保育さんたち、民間福祉施設で働いていらつしやる人たち、こういう人たちが、もつともつと優遇をしていただかせないと、日の当たる場所ではございませぬので、普通の日の当たる、わりあいに楽なところ、働いていらつしやる人よりもさらに、もつともつと心していただかなければ、私は、日本の福祉行政はこういうところからくずれていってし

まうのではなからうかと、たいへん——そういうことが杞憂であればしあわせだと思いますが、その点について大臣からの答えをいただいて私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(藤原邦吉君) 先ほど来いろいろお述べになりました老人対策としてのホームヘルパーの問題、保育所の保育士さんの問題、看護婦さんの問題、それから母子相談員の問題、私拝聴いたしましたのでそのとおりだと思います。私もどんなに多くの数の社会福祉施設をつくりましても、その施設を運営されるのはその人たちの人の力でございいます。そこで、そういう人たちにほんとうに気持ちよくお手伝いしていただく——お手伝いというのもおかしいですが、気持ちよく働いていただくということが社会福祉施設の本来の機能を発揮させる根本である。私はもう同感でございます。今日まででもできるだけの努力はいたしてまいりました。今後さらに一そう私も心して努力をしていかなければならぬ問題でございますので、今後とも、そういうふうな面の、特に処遇の改善、勤務条件の改善、そういう方面に全力を尽くしてまいりたいと、こういう決意だけを申し上げましてお答えいたします。

○委員長(矢山有作君) 本調査につきましては、本日はこの程度にとどめます。  
午後一時三十分まで休憩いたします。  
午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時四十七分開会  
○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。  
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

○藤原道子君 それでは、まず第一に、基本的事項についてお伺いしたいと思います。

戦争犠牲者に対して今後戦後処理方針はどうなっているか。また一般戦死者で死傷者については救済措置を考えておいでになるのかどうか。最近になって外地の戦死者とか、負傷者とか、あるいは遺児などの問題が大きくなり上げられておりますが、これについてまずお伺いをします。

○政府委員(高木玄君) お尋ねは、戦争犠牲者に対して戦後処理の方針がどうなっているかという問題だと思っております。援護局の所管いたしております戦後処理業務は、大別いたしますと、戦傷病者、つまり傷病軍人の方々、あるいは戦死者の遺族に對しまする生活保障のいろいろな措置、それと旧軍関係の業務、この二つに大きく分けることができます。

私どもの局におきましては、戦傷病者なり戦死者等の援護につきましましては、戦傷病者戦死者遺族等援護法なり、あるいは戦傷病者特別援護法なり、そうした立法に基づきまして、あるいは年金を支給し、あるいは療養の給付を行なう等援護の措置を講じてまいっております。しかしながら、戦後もう三十年近くたっておりますので、この戦傷病者なり遺族の方々も現在老齢化の傾向が顕著でございます。したがって、これらの方々に対する援護の必要性はますます高まっております。われわれは、今後とも年金の内容充実、その他の援護措置の充実強化について努力してまいりたいと思っております。

それからいま一つの旧軍関係の業務でございますが、これはもう戦後久しくたっておりますので、相当業務ははかどってまいっておりますけれども、なおかつ外地に多数のまだ遺骨が放置されたままになっておりますので、遺骨の収集につきましても今後まだなおかつ強力に進めなければなりません。また、外地には三千五百名にのぼる未帰還者がまだ残っております。これらの方々の消息の究明なり、あるいは帰還の促進なり、そういった問題につきましても今後とも努力をいたしまして、これらの戦後処理業務をすみやかに完結させるよう、今後とも最善の努力を尽くしてまいりたいと、かように考えております。

くしてまいりたいと、かように考えております。  
○藤原道子君 何といたしても戦後三十年近くたつていまだに今日の状態。そういうことを思うと、政府でいふも今後努力いたしますという御答弁はいただいております。けれども、それが実行されていかないうことで、国民がどういう気持ちでいるかということをお考えいただいて、真摯に進めたい。

そこで、原爆の被爆者の対策についても、これまでの経緯や今回の改正案を見ましても、十分な施策がなされているとはいえない。原爆被爆者の対策は、今後どのような方針のもとに、内容の改善、充実をはかる考えであらうか。私は衆議院の速記録も拝見いたしましたけれども、この点について真摯な御意見を聞かしてほしい。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘の原爆被爆者対策は、私どももいたしまして、国家補償的な立場からではございませんで、被爆者が原爆を受けたことによりまして今日なお健康上あるいは精神上特別な状態に置かれておられるという立場から、社会保障制度の一環といたしまして、種々の施策の内容につきましまして充実をはかると、こういう方針でいろいろの改善に取り組みたいと、かように考えております。

○藤原道子君 そこで、原爆被爆者の援護については、国家補償の理念で対策を考えるべきではないかという点で、国会における法案の審議を通じてきょうまでわれわれは努力してきたはずなんです。絶えず論議された重要な点であり、また原爆被爆者の願望としては当然のことと思われる。しかも政府は、原爆被爆者に対する特別措置は社会保障の範疇で解決して、今回の改正案においても法の性格を依然として改めようとしていないのは理解ができません。御案内のように、四十四年の意見はございますけれども、「引揚者に対する援護立法においてはすでに生活給付が法制度化されているが人類史上初めて受難し身を以て戦争終結の機縁を作った被爆者に対して国が補償の責任

を果すことが他の福祉制度との関連並びに現在の国の経済力からして困難なことであらうか。」「こういうことになっている。なぜ政府は国家補償の立場で援護措置を講じようとしなないのか、この点についてお伺いをしたい。四十四年の裁判ですね、これは。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘の問題につきましまして、私どももいたしましては、現在の法律そのものが原子爆弾の放射線を浴びた被爆者の特殊性に着目いたしましていろいろ施策を講じておるわけでございまして、これは国家補償の立場に立つてはおりません。したがって、もしこれを国家補償的な立場で援護をするということになりますと、他の戦災者との均衡もございまして、それを一挙に解決するということは非常に時日も経過いたしております。困難な現状にあるという認識に立ちまして、私どももいたしましては現行法の改善に重点を置きたい、かように考えておる次第でございます。

○藤原道子君 そこがおかしいんです。私は、戦争被害者の問題についても、もって国がやらなければいけない。と同時に、国内があれだけの爆撃を受けた。それでだけがした人がそのまゝになっていける。と同時に、この原爆の被爆者は世界で初めて起こった犠牲者です。あの原爆投下によって、これだけ大きな問題が起こったために戦争は終わったようなもので、非常に大きな犠牲者、世界じゅうにない日本の犠牲者なんだということになれば、当然国がこれを補償していつてどこから文句の出るはずはないと思う。それが何だかんだと言つて、追いつめられると他の戦傷者が云々、こういうことでは原爆被爆者の問題は解決しない。これに対してもう一回お伺いをしたい。

○政府委員(加倉井駿一君) 現在私どもも所管いたしております立場といたしましては、やはり原子爆弾の被爆者という、放射線を浴びた特殊な立場だけを考慮するという立場をとらざるを得ないというふうに考えております。

○藤原道子君 考えておる——しっかりやってください、その点。

そこで伺いますが、被爆者の認定基準はどのようになっているか。一般被爆者と特別被爆者との区別を撤廃して、特別被爆者に統一すべきではないかと思いますが、これはどうですか。

○政府委員(加倉井駿一君) 被爆者の区分でございまして、広島、長崎で原子爆弾が投下されました際に浴びた放射線量が被爆の区分によりまして違っております。したがって、その区分に従いまして一般被爆者と、特に放射線を多量に浴びた特別被爆者との区分をいたしております。一般被爆者につきましては被爆者健康手帳を交付いたしますし、特別被爆者につきましては特別被爆者健康手帳を交付いたします。その手続といたしましては、それぞれ本人が居住いたしております都道府県知事に申請をいたしましてその交付を受けることになっております。それを所持することによりまして、原爆医療法上の被爆者としての措置を受けることができるようになっております。

○藤原道子君 私は、地域で決定するというのはおかしいと思う。結局、風の方角もある、それから健康な人もあるし、それから病人の人もある。年寄りもある、子供もある。にもかかわらず地域内で規定をしておる。この点はぜひとも考えて、この特別被爆者と統一してやっていくべきだと私は考える。と同時に、原爆手帳の交付を受けている者が約三十四万人、その中で特別措置法の対象者はいくつと制限があつて、昭和四十八年度の手算では約七万二千人ですか、となつておるが、さらに大幅な緩和が必要ではないかと思うが、それに対してはどのように考えていますか。

○政府委員(加倉井駿一君) 先ほどの区分のことでございますけれども、御承知のように放射線量は爆心地から遠ざかるに従いまして線量が減量いたしますので、したがって距離等の、あるいは地形等によりまして若干の取り扱いに区分が出てまいるかというふうに考えております。した

がいまして、たとえば特別被爆者の場合には爆心地より三キロ以内に特に放射線量が多いということとで特別被爆者というような範疇に入れる措置をとつてございます。したがって、被爆をしました当時の状況によりまして、その措置がおのづから異なつてきておるというふうに理解をいたしております。なお、被爆者に対しまして各種手当につきましては、昭和四十三年の特別措置法の制定以来、健康管理手当の支給対象の範囲の拡大や各種手当の支給におきまして所得制限の緩和等いろいろの改善策を講じてまいつたところでございまして、昭和四十八年度におきましても健康管理手当の支給対象の要件のうち、五十五歳以上を五十歳以上というふうに年齢を引き下げますとともに、各種手当の支給に際しまして所得制限の緩和をはかるというところでございまして、なお、各種手当の支給条件につきましては、やはり今後とも先ほどお話がございましたように、被爆者の実態に合うように十分配慮してまいりたい、かように考えております。

○藤原道子君 この四十八年度の制限ですね、特別手当と健康管理手当がどれだけになつてゐるのか。

○政府委員(加倉井駿一君) 特別手当につきましては、従来一百万でございましたのを一千万に引き上げるとともに、所得制限の緩和をいたしまして所得税額が四万八千四百円でございましたのを七万一千七百元に緩和いたしました。それから医療手当につきましては、従来六千円でございましたのを七千円に引き上げてございまして、それから健康管理手当につきましては四千万を五千円に引き上げております。

○藤原道子君 これは、この前改正したのは何年ですか。

○政府委員(加倉井駿一君) 四十七年でござい

○藤原道子君 四十七年という去年ですか。

○政府委員(加倉井駿一君) はい。

○藤原道子君 物価がどんどん上がつているときに、この引き上げ率を見て私は納得がいけない点があるわけなんです。どれだけ苦しんでいられるかというのを考えて、普通、健康な人ですらこの物価高で生活が圧迫されている。まして、この被爆者がどれだけ苦しい思いをしているかということを考えてもらいたい。

それで私は、今回の特別手当と健康管理手当、医療手当の額は増額されたけれども、介護手当は増額されていないが、どういうふうに考えるのか。

○政府委員(加倉井駿一君) 介護手当につきましては四十七年におきましても実施いたしております。せん。したがって、介護手当等につきましては、これはすでにその時点におきまして十分増額をされたという認識におきましてこの問題につきまして四十八年度におきましては増額をいたさなかつたということでございます。

○藤原道子君 私も少し健康上の理由であります。強しておりませんので伺いますが、いま介護手当はどのくらいになつてゐるのか、いつきめたまになつておるのですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 介護手当は四十三年にきめまして一百万になつております。確かに先生おっしゃいますように、介護手当の必要性というものには非常に被爆者の方々の身近な問題として、特に立ち居るまいの自由なお方を介護するといふ点で増額をする必要は十分私も認めておるわけなんです。ただ四十八年度におきましては非常にたくさんの方々が給付されま

回は三手当の増額にとどめざるを得なかつた事情があるわけでございますが、来年度以降介護手当の必要性は十分認めておりますので、その増額について十分努力してまいりたいと思つておるわけでございます。

○藤原道子君 四年か五年据え置きになつていますよね。大臣いろいろ金がかかる、わかります。けれども介護する人がどれだけ苦しいか。介護手当が四年も五年も据え置きである。今度いろいろ若干ながら改正があつたにかかわらず、介護手当は放置されておる、これ、どうお考えになりますか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 今年度の予算編成にあたりまして、いろいろ慎重に検討を加えたわけでございますが、特別手当の支給範囲の拡大とか、あるいはそのほかの手当の増額、そういう点に一応、あまり低かつたものでございまして、そのほかの重点を置いたわけでございます。介護手当のほうはこれはひとつ次の年度にいつたふうな考え方もありまして、直接患者の方々がいただくものには、健康管理手当、特別手当をそのほうに比重を重くしたような次第でございまして、しかし私も額は一百万でありまして、それが三、四年据え置かれておるということについては、必ずしも私も好ましいことであるとは考えておりませんので、明年度の問題として真剣に努力いたすことを約束申し上げたいと思つております。

○藤原道子君 いろいろ伺いたのですが、時間をなるべく短くしてほしいという中で、特別手当、健康管理手当は法律によつて手当の額が定められておりますが、介護手当、医療手当、葬祭料の額は政令で定められてゐる。手当の額を法律事項と政令事項とに区別しておる理由はどういうものであるか、いずれかに統一すべきではないか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 特別手当と健康管理手当につきましては、これはそれぞれの手当の対象になる方々の保健上の需要などに着目いたしまして、その被爆者の福祉をはかるために継続的な給

付を行なおうというものでございますので、この継続的な給付という面からこれは法律事項として本質的にどの程度にすべきかというのを法律で規定することが妥当じゃないかというふうな考え方に立っているものと思います。で、これに對しては医療手当とか介護手当というのは、医療を要する時点、あるいは介護を要する時期という、その一時期にその状態がある場合に、その事由を生じたときにその出費を補てんするような意味で支給するものでございまして、その額につきましましては、やはり政令に委任するということで定められていというふうに理解しておるわけでございします。

○藤原道子君 手当の額は法律にはスライド制が導入されていないが、厚生年金法や国民年金法と同様に自動スライドすべきではないでしょうか、こういうことはどう考えておりますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 従来の原爆関係の特別手当その他の諸手当につきまして、これは昭和四十三年以後、四十七年まで引き上げを行なわなかったわけでございまして、四十七年に健康管理手当等につきまして引き上げを行なったわけでございします。四十八年度の今回の予算計上を機会といたしまして、私どもこれはその引き上げが、何年かにわたってまあ引き上げが行なわれなくて、何年かぶりに行なわれるというふうなことはどうも問題があるというところで、ほかの福祉的な諸手当あるいは諸制度と同様にこれは毎年、いろいろな物価賃金の上昇その他を勘案いたしまして、毎年検討を加え、上げる必要がある場合には引き上げをはかっていくと、いわゆるスライドという概念とまあ全く一致するかどうかは別といたしまして、毎年検討して、毎年引き上げる必要があれば引き上げについて努力をしていくというふうな考え方に踏み切りたいというふうに考えておるわけでございます。

○藤原道子君 納得ができません。病院で扱う場合に、あなたの言うようにして扱ってくれますか、検討してもらいたい。

そこで、特別手当について伺います。特別手当の性格をここで明確にしてほしい。昭和四十三年に特別措置法が制定されて以来据え置かれて、きょう初めて千円、わずかに千円上がったんで、すね。昨今の賃金や物価上昇、生活水準から見ても、引き上げ額があまりにも僅少ではないかと思ひますが……。

それから特別手当と生活保護法との関係についても、生活保護制度では、特別手当の支給額の半額に相当する加算制度を設けているが、原爆被害者の生活実態にかんがみ、特別手当全額を加算するのでなければ特別手当を設けた効果があらわれないのではないか。

また、生活保護法にはいろいろの加算があるが、この機会に再検討すべきではないかと思ひますが、以上について伺ひをしたい。

○政府委員(加倉井駿一君) 前段の特別手当の性格についてお答え申し上げます。

特別手当はいわゆる原爆症であるといったしまして、厚生大臣の認定を受けた負傷または疾病の状態にある者に対して支給されるものでございまして、その内容といたしましては、いわゆる原爆症患者の方々は原爆の影響を最も強く受けた者でございまして、健康上悪条件下に置かれております。したがって、健康上悪条件下に置かれております。栄養の補給あるいは通院、入院あるいは保健等のために特別の出費にあつてするために支給されるものでございまして、療養の生活の安定をはかることを目的といたしてございします。

後段の問題につきましては、社会局長からお願ひをいたしたいと思ひます。

○政府委員(加藤武二君) 特別手当と生活保護法の関係でございしますが、一応特別手当が原爆被害者の生活上の援護というのを目的として支給されるということでございますので、生活保護——最低限度の生活維持をはかるところの生活保護法というものと趣旨が競合するということで、法律上も「生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最

低限度の生活維持のために活用することを要件として行なわれる。」という原則がございしますので、結局収入として認定せざるを得ないわけでございします。しかし同時に原爆の被害者というものは、一般の人たちと違って、さらに栄養補給その他の面で生活上必要な面もあるということで、一応収入の認定はいたしますけれども、別に放射線障害者加算というものを新たに作りまして、そして五千元を加算するということにしたわけでございします。で、この五千元というのは、結局さういった栄養補給面、それから食料等も一般の人よりはさらに栄養の高いものが必要であらうというようなことを勘案した点。それから、その当時の加算と申しますか、それが大体二千元、三千元どまりでございまして、したがって、まあこの放射線障害者については、特に加算としては例外的な五千元というところで、一応五千元の加算にいたしましたわけでございします。しかし、このたびこの特別手当の引き上げが行なわれたわけでございしますので、この五千元の金額につきましては、さらに前向きで検討してみたいと思ひます。

○藤原道子君 私、どうも納得がいかないんですけれど、統一して健康管理手当にいたしましたので、この性格をまず明らかにしてほしいんです。健康管理手当には、対象者、年齢、疾病、所得制限等、いろいろの制限がかけられておる。これは被爆者の対策とはいえないんじゃないかと思ひます。

それから、健康管理手当を受けている者は特別手当を支給しない理由。両手当の性格が相違しているの、当然併給すべきではないかと思ひます。これは重ねて一つにして私は扱ふべきではないかと、こう考えているんですが、それはどうなんですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 健康管理手当の支給いたします趣旨といひますか、性格でございします。これは原爆の影響に関連があると思はれる病気がかかっている方が、日常十分に保健上の注意を払ふことが必要なのでございしますので、その

中でも特にみずから十分な保健措置を講ずることがなかなかむずかしいという対象、高齢者とかあるいは身体障害者、母子の状態にあるというような方々につきまして、

「委員長退席、理事大橋和孝君着席」  
そういう療養生活の安定をはかるとともに健康管理手当というものをを出しているのが趣旨でございします。

それで、これにいろいろの制限があるのはけしからぬじゃないかという御意見もあるわけでございしますが、やはりこの制限の中でもいまのような高齢とかあるいは身体障害者というような制限を設けないで、そういうものを撤廃したらどうだという御意見も、これも一つの傾聴すべき御意見だと思ひます。けれども、現在の段階におきましては、これをむしろ緩和をしていくという面でも、努力をこの三三年来払ってきたわけでございまして、高齢の年齢を、いわゆる原爆の被害者の方々は加齢現象と申しますか、いわゆる老化現象が早いというふうな一般にいわれておりますので、一般の場合六十五歳が高齢というふうな考えられておりましたものを、六十歳に引き下げ、五十五歳に引き下げ、さらに今回は五十歳にまで引き下げた。対象範囲の拡大をはかったわけでございします。また、所得制限などにつきましても、撤廃しろという御意見もございしますが、これはやはり御自身で十分管理のできるような経済的な状態にある方は、これはまあ御自身でやっていただく。しかし、現在の、現行の所得制限というのはあまりにもきびしいじゃないかという御批判にはこれは当然こたえなければならぬので、今回は大幅な所得制限の引き上げをはかったつもりでございします。

それから併給の問題につきまして、健康管理手当と特別手当、これを併給しないのはおかしいじゃないかという御意見なんですけれども、これは特別手当を支給いたします趣旨が、これは原爆症の患者につきまして、健康上非常な悪条件に置かれておるわけでございしますので、原爆症の治

な状況に応じて差をつけるといいますが、療養上の安定プラスアルファをいわずゆる原爆症患者の方方には特別な考慮をはかりたい、こういう点で医療手当をプラスしておるわけでございます。

○藤原道子君　そう言われることは、なかなかいいことを言っていられっしゃる。ところが、それを調べるのがとてもきびしくて、あれに命令した、

こっちは命令したといって、なかなか解決がおそいんですね。もし、あなたが真剣にお考えいだだけるならば、この医療手当の問題についてはもっと真剣に考えてやってもらいたい。で、その各種手当はいろいろと制限があり、また手当の条件を複雑に分けられているんですよ。この際、再検討して整理する必要があるということを、この間、広島病院でしみじみ、入院のできない人たち、こういう人たちと会ったときにいろいろ訴えを聞いてきましたので、あんまりひどい、あつちへやらせる、こつちへやらせるということでなしに、原爆対策をもっと真剣にやっていただきたいというのを強く申し上げておきたいと思います。

特別手当を受けている者の医療はすべて公費負担であるが、健康管理手当を受けている者も同様な取り扱いとすべきではないかと思ひます。そうなっていますか、どうですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 特別手当を受けておられる方々の医療につきましては、これはいわゆる原爆症の患者でございまして、この医療費につきましてはは全部国費で見ておるわけでございまして、これに對しまして、いわゆる特別被爆者の方々の医療につきましては、やはり健康保険その他の保険制度で負担をしている部分を除きました一部負担といいますが、自己負担、この部分につきましては公費でこれを見る。全体としては被爆者の方は医療費は無料になるわけでございますが、負担の問題といたしましてそういう差があるわけでございます。これは医療の内容につきましては、別に変わりがあるわけではございませんけれども、原爆症の場合と、いわゆる原爆に関連のある疾病にかかっておられるとか、あるいは半径三キロ以内におられた方々というようなことで、その方々が医療にかかる場合には、これは交通事故で医療にかかろうが、かぜで医療にかかろうが、これはみんな医療費を見るわけでございまして、そういう面から申しまして、これは全部国費で見るといふうちよつと性質には結びつけにくい。したがいまして、やはり一部負担の部分につ

きまして公費でこれを見ていく。結果的には御本人には無料でございますから、影響はないわけでございますが、まあ、その財源の支出のしかたにそういう差異があるわけでございます。

○藤原道子君 その点、非常に複雑になっているんです。だから、原爆被爆者の医療は社会保険を優先をし、残りの自己負担分については公費負担とすると、ところが原爆被爆者の置かれている実情にかんがみまして、原爆被爆者手帳、これによってすべて公費負担で見てやることはできませんか。それについてはどうお考えになっていますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 被爆者には先ほど申し上げましたように、一般被爆者と特別被爆者とございますのでございます。それぞれにそれぞれの手帳が交付されておるわけでございます。で、特別被爆者につきましては、これは先ほど申し上げましたように、健保等の負担のはみ出した部分、いわゆる一部負担、自己負担という部分について公費でこれを見ていく、そういう手帳を持っておられる方にはそういういわゆる一般被爆者医療という医療費の支給を行なっているわけでございます。で、さらに、その特別被爆者の中でも認定患者、いわゆる原爆に直接起因する患者の方々につきましては、これは手帳には差はございません。特別被爆者の手帳を持っているわけでございますが、それぞれの個々の病気を、その申請に基づきまして認定をいたしまして、これが原爆に直接起因するという認定がありますれば、全部国費でこの医療費を見る。これは国費で医療費を見るなり公費で医療費を見るのは、被爆者の方の医療の負担には影響がないわけでございますが、手当のほうに關係がございまして、認定患者になりますと特別手当がもらえる、こういうしかけになっておるわけでございます。

○藤原道子君 私はそういう点で本人にとれば非常にむづかしいらしいんですね。これをもう少し、まあ一つの病気がある、しかしこれは原爆であらうか、原爆に關係がないであらうか、こ

ういつまでもごちゃごちゃごちゃごちゃしている  
いで、原爆を受けた人に対して、初めは何とい  
ますか、白血病専門だった。だんだん違ってきて  
いるでしょう、このごろ。この基本を考えて、  
もっと決定的な対策を立ててほしい。いかがで  
ございますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) おっしゃるお気持はよくわかるわけでございまして、原爆に、とにかくはつきりと関係があるという患者はいわゆる原爆症の方々でございしますが、この方々だけを何か援助をするということだけでは、あまりにもこれは被爆者の実情を無視しているんじゃないかということ、これはもつとうんと広げにやいかぬじゃないかという趣旨から、原爆症とは必ずしも断定できませんけれども、原爆に何らかの関係があるんじゃないかという患者さん方まで広げていくということ、特別被爆者に対する医療の給付であるいは手当の給付というものを大幅に広げられたらというふうな考え方だと思っております。

私ども、この特別被爆者もできるだけ、いろんな制限がまだございますので、こういう制限をはずすなり、あるいは緩和するなりしていきまして、範囲をもっと広げる方向につきまして今後とも努力をしていきたいというふうに考えておるわけです。

○藤原道子君 とにかく戦争が終わってもう二十八年になるんですね。それでもって原爆を受けた被爆者に対してその対策はいまだぐずぐずしているようなことでは、はずかしくありませんか。真剣にこの点を進めていたきたいと思います。

そこで、原子爆弾による原爆被爆者の死亡者ほどのくらいあるのか。いろいろと過去に発表されているが、公表数字はどれが正しいのか、この際、明確にしてもらいたい。

○政府委員(加倉井駿二君) 御指摘のように、原爆によります死亡者の数は、機関によりまして異なった数字が発表されております。たとえば広島について申し上げますと、広島県知事が当時の内務務省に報告いたしました死亡者数は四万六千九百

二十四名、広島市における集計では八万四千三百一名、それから広島県の警察部で発表いたしました数字では十万一千五百六十一名というように、かなりの開きがございます。で、現在では、そのいづれが最も的確であるということは断定はできませんが、広島につきましては、県の警察部の発表いたしました十万一千五百六十一名が最も実態に近いのではないかと、いうふうに考えられております。

また、長崎について申し上げますと、長崎県の調査によりますと四万九千二十二名という調査がございますが、これが一応妥当な数字というふう  
に考えております。

○藤原道子君 昭和四十年の被爆者実態調査の状況について、部門的に中間報告が発表されたにすぎない。まだ総合的な最終報告は公表されていないので、この際、政府の見解を明らかにしてもらいたい。

昭和五十年には被爆者の実態調査が行われることになっているようですが、四十年における被爆者実態調査の結果に至るまで時間がかかり過ぎていようであります。この種の実態調査はすみやかに公表し、適切な被爆対策を樹立すべきであると思いますが、いかがでございますか。五十年の調査の際には死者の数、遺族の調査もあわせて行なうべきではないかと思いますが、いかがでございますか。

○政府委員（加倉井駿一君） 昭和四十年に実施いたしました被爆者の実態調査の内容につきましては、被爆者全体を対象とする基本調査と、サンプル調査によります健康調査、生活調査、その他入院調査というふうになっております。それで、その概要につきましては、昭和四十二年の二月に基本調査、それから四十二年の十一月には健康調査と生活調査の結果を公表いたしてございます。しかし、その他の調査につきましては、その調査にあたりまして十分その趣旨が徹底されなかった点も考えられますので、総合的な最終報告の形で取りまとめ発表することができなかったわけでございます。

います。健康面及び生活面での調査結果を踏まえまして昭和四十三年には特別措置法が制定されたわけでございます。被爆者対策の充実には大きな役割を私どもは果たしておるというふうに考えております。

現在、昭和四十年年度の被爆者の実態調査の結果にかんがみまして、昭和五十年に予定されております被爆者の実態調査につきましては、御指摘のような死亡者あるいは遺族の調査まで十分に把握できるかできないか、いろいろ技術的な面もあろうかと思いますが、御指摘のような事項につきましては、もし調査をできれば実施いたす考えでございますが、ただいま申し上げましたように、技術的に把握ができませんかというふうな現実の問題もございますので、その調査項目につきましては十分検討させていただきますと思っております。

○藤原道子君 なかなかたいへんなことはわかりませんが、もう二十八年もたっているんですからね……

そこで、「原爆医療審議会」の名称を「原爆援護審議会」に改めるお考えはないんでしょうか。また、現在の審議会の委員に原爆被爆者関係団体の代表を選任するお考えはありますかどうですか、ちょっとお聞かせください。

○政府委員(加倉井駿一君) 「原爆医療審議会」の名称を「援護審議会」に変えてはどうかという御意見でございますが、現在のところ、私どもの医療審議会におきましては医療部会のはかに福祉部会を設けておきまして、御趣旨のような問題につきましてはいろいろ福祉対策の充実等につきまして、現在の運営で私どもは一応こ足りるのではないかとこのように考えております。したがって、その福祉部会におきましても、すでに医学の専門家以外にも社会学あるいは経済学の分野から専門家にお入りいただいております。また、被爆者の方々の要望に十分沿えるような委員の方にも加わっていただいておりますので、私どもと

いたしましては、現在のところ、冒頭に申し上げましたように名前の変更については検討いたしてございません。

○藤原道子君 それでは、いま申し上げました原爆医療審議会の名称をそのままにしていって、いまのやっている人もそのままにしていって、これをさらに新人を入れて云々というところは考えていない、こういうことですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 原爆の医療だけの問題を取り上げて審議をするということだけでなく、被爆者の福祉なり援護というふうなことを総合的に審議をできるような審議会にすべきじゃないか、こういう御意見であると思うのでございませうが、前々からそういう御意見も非常に強うございませう。そこで、四十七年度におきまして、この医療審議会の中に福祉部会というのを新たに設けてまして、そこに従来のお医者さんとか医療の専門家だけじゃなくて、社会学者あるいは経済学者あるいは社会福祉関係の専門家、あるいは広島長崎等の現地の県、市等の直接の仕事に携わっている責任者の方々、こういう方々を新たに委員として委嘱いたしまして、被爆者の福祉関係の問題一般につきまして討議、審議をしていただくように、新たにそういう部会を設けたわけでございます。これも、昨年度設けてから、ひんばんに会を開いていただきました。いろいろ御意見もいただき、その線に沿って、尊重して、予算の要求の中にもそういうものを盛り込んでいくということをやってきたわけでございます。

○藤原道子君 時間がございませんで、被爆者の相談業務について四十八年度予算要求にどのように努力されたかというこの資料、——いまお答え願えますか、簡単に……

もう一つ、治療技術の研究開発についてどのようなお考えを持っておられるか、二つあわせて。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 被爆者の方々の相談に応じるということは非常に重要なことでございまして、これは各県、市保健所等におきまして親切

に被爆者の方々の御相談に応じていくように指導しておるところでございます。

そこで、四十八年度の予算におきましては、その指導の強化とともに、民間の相談員制度を設けたらどうかということで、そういう予算も要求したわけでございます。ところが、この民間の相談員制度につきましては、広島、長崎のいろいろな関係者の方々の中からも賛否両論がございまして、民間の方々に被爆者の相談をするということはいわゆる秘密を打ち明けるようなことになりまして、その秘密がそういう面から漏れるということとはなかなか好ましくないんじゃないかというふうな御批判もあつたわけでございます。そこでこれは、むしろ四十八年度は一応保留をいたしまして、四十九年度の子算の段階でもう一度よく検討し直そうというふうに考えまして、この予算につきましてはあえて主張を最後までしなかったわけでございます。

○藤原道子君 そこで、この点についても検討をぜひ進めてほしい。治療技術の問題、いまいろいろ問題が各地で主唱されているように伺っているし、また各方面からいろいろ陳情も来ているわけなのでございませう。きょうは時間の関係でもう……

そこで、もう一つ伺いますが、被爆者の子供とか孫に対する対策というふうなものはどうお考えでしょうか。結局被爆者の二世、いわゆる白血病、染色体の異常が出てくるとか、あるいは被爆者の子及び孫に対する影響の調査、研究、その措置等については、現在どのようにお考えになっておるか。実は、この間、被爆者の団体の会合へ行つたんですが、広島、長崎の被爆者がその後長崎で結婚した。その人も長崎の被爆者だった。その子供ができたけれども、二人続いてともないお子さんだった。非常に悩みをされているというのをいろいろ伺ったというふうな政府としてはお考えになり、どのような調査をし、対策をお立てになっておりますか。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘の被爆二世の健康上の問題でございますが、私どももいたしまして、過去におきまして、この被爆者の二世の白血病の発生状況等につきましての調査をいたしてございませう。しかしながら、その結果からは、現在のところ、全くほかの集団との差異はないというふうな結果が得られておりますけれども、しかしこの問題は非常に重要な問題でございまして、引き続き観察あるいは研究を続けなければならぬというふうな考えをしております。特に染色体の異常の発生等、遺伝因子の問題にも異常が認められるというふうなことであれば非常に重大な問題でございまして、現在のところは、私どもといたしまして、そういう遺伝的な問題に影響がないという結論を、報告を得るわけでございます。しかしながらこれはやはり社会的にも、御本人たちにとっても非常に重大な問題でございませうので、慎重に取り扱っていかねばならないというふうな考えをしております。したがって、このいわゆる被爆者の二世の健康の問題につきましては、表立っての調査というところにつきましてはいろいろ御異論もある方々もございませうし、その実施方法につきましては、いま申し上げましたように、非常に慎重に取り扱って今後とも引き続き観察、研究を続けてまいりたい、かように考えております。

○藤原道子君 私はもう時間が参りました。過日、ABC Cの問題の調査等にも行つてまいりましたが、きょうその点を詳しく伺いたいと思つたんですが、あとで須原さんがお伺いいたすそうです。それからこれは省略させていただきますが、昨年の五月二十三日に本委員会の附帯決議事項の中で述べているところである、放射能の影響や治療については、各省にまたがる研究機関及び民間医療機関が一元的に行ない得るよう促進をはかること。という附帯決議事項について、その後どのようにこの附帯決議が実行されておるか。それから原爆被爆者の収容施設の充実ですね。これがいま非常に少ないように私どもは考える。



法体系と一般の福祉体系との中間に私は位置づけ、何らかの法制ができないものであろうかというところ、実は私自身悩まされておるのでございます。私としてはまだ、いまのところ成果は得ておりませんが、何かしらやっぱりこういうふうな原爆という、先ほど来藤原委員からもお話がありましたように、人類初めての原爆であり、そして日本は平和憲法を選択して、将来とも戦争はやらないということを宣言した日本という立場も考えながら、何かその中間的な法体系の中でのものを解決することはできないだろうかということを実は考えておるわけでございます。まだ成案を得るところまではいっておりませんが、何とかそういう考えでまとめることができないかということに苦慮しておるというのが私の現在の心境でございます。そうした気持ちだけ申し上げましてお答えいたします次第でございます。

○柏原ヤス君 先ほどちょっと問題に出ましたが、昭和四十四年以来、この委員会が附帯決議されて、原爆被害者援護審議会というものを設けられ、原爆被害者援護審議会というものを設けられ、四十六年にも、四十七年にも毎回の原爆被害者援護審議会という名前をちゃんとつけて、そして「生活保障を含む被害者対策について根本的な改善を促進すること」とうたわれているわけですが、それに対して原爆医療審議会の中に福祉部会というものを設けるものとしてつくっているわけですが、これは非常に消極的だと、はっきり附帯決議で毎年原爆被害者援護審議会というものを独立してつくりなさいといっているんですから、これをもうつくるべきだと思ふんです。先ほどは福祉部会で十分やっているというふうな御答弁がありましたけれども、私は医療審議会にくっつけたようなこんな福祉部会というものはその趣旨を徹底する会としては弱いと思います。したがって、その運用面、そして実績がどれだけの会によってあがっているかということを考えてみますと、非常に私はいかげなんじゃないか。先ほどいろいろ御意見を聞いて、そして予算の面

にこれを反映しましたとおっしゃっておりますけれども、その反映された予算にしましても貧弱じゃないか。これでほんとうに生活保障を含む被害者対策の根本問題が反映されているかどうか私は疑問だと思ふます。そういう点で特に援護審議会なんですから、ほんとうに援護のできる審議会にしたいだいたい。いままでどういふ審議会をしてきたのか、そして予算に反映しましたとおっしゃいましたけれども、それは当然のことであって、それ以外に具体的にこういう点が前進している、こういう点をもう少しお聞かせいたいただきたいと思ふます。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 「原爆医療審議会」の名称を「援護審議会」というふうになすべきであるという御意見でございますが、私も四十七年度におきまして名称につきましては御趣旨に沿っておらないかもしませんが、実質的に審議する内容につきましては、あるいは審議する委員のメンバーを御希望のような審議内容を審議できるように委員を拡充強化いたしまして、そこで積極的に原爆被害者の福祉に必要の改善を要するような事項についての意見を御審議願うてきたわけでございます。昨年度も発足早々でございますが、何回も御審議をいただきました。その福祉部のほうから上がってまいりました意見書というもの「原爆被害者福祉に關し当面改善を要する事項に關する意見書」というふうなことでまとめられた内容のものが大臣にも御答申をいただきました。その内容はいろいろと書いてござい

ますが、省略いたしますが、全部それが予算的に十分の裏打ちができたとは申しませんけれども、相当部分尊重いたしました四十八年度予算の中にも盛り込んだつもりでございます。今後ともひとつ活発な審議会の御審議をお願いするようにしたいと思つておるわけでございます。

○柏原ヤス君 予算に反映した以外にどんなことを実現させましたか。それを一つでもいいですか。お聞かせいただきたいと思ふます。

○政府委員(柳瀬孝吉君) これはもう広島、長崎の大体非常に詳しい現地の行政の責任者から、それから現地のいろいろな患者をお手がけになっておられる原爆病院の院長からまず原爆関係では一流といえますか、一番よく知っておられる専門家の方々のお集まりでございますので、そういう方が随時御意見をかわされる内容というものは非常に貴重なものでございまして、私もその内容それそれにつきまして大きい問題もありませんし、個々のこまかい問題もときどきは出てくることもございますが、そういう点につきましては、それぞれ御意見を拝聴して実現に移しておるわけでございます。

○柏原ヤス君 原爆被害者に対する問題の解決は具体的にどういふふうにしてもらいたい、ああいうふうにしてもらいたい、いろいろ出ているわけですね。またこの委員会でも毎年具体的な問題が出て、これを検討します、検討しますといつてはただ意見だけ言って、そうして何にも結果を出さない、言いたいほうだけのことを言っているだけであつてということになるんじゃないですか。そういう意味で、これだけは結果を出した、こういう意見を述べて、これがこういう結果に出たというものがやはり出てこなければならぬと思ふんです。この委員会だって私はそうじゃないかならぬと思ふのです。ですから、検討します、検討しますで毎回検討されてない。問題がそのまま持ち越されていくので、こういう原爆被害者の審議会などもただ検討だけしているんじゃないと思ふますので、強く権威ある、そういう実績をあげる審議会にしたいだいたいので申し上げたわけでございますので、ひとつ、これもどうか毎回附帯決議とされて出されておりますので、一その内容を力のあるものにしていただきたいと思ふます。

次に、今回は特別手当、それから健康管理手当という手当がいろいろと増額されたわけですが、これについてお聞きしたいのですが、この健康管理

理手当の対象について、病名が八つあげられております。これはどういふわけであらうか。八種類をきめたのか。どういふわけであらうかとちょっと通じないかもしませんが、八種類の病名をどういふ考えできめたのかということをお聞きしたいわけですが。

○政府委員(加倉井駿一君) この八種類の選定されましたときの記録等がございせんので推測になつてはなはだ恐縮でございますけれども、たとえば造血機能とか肝臓機能その他細胞の増殖機能、こういう器官につきましては放射能の影響が非常に受けやすい器官でございます。したがって、もし明らかに原爆に起因する疾病でない場合、もし造血機能の障害があらう場合には、これは原爆の影響に關連があるということから、その方々のいろいろの手当てにつきまして、援護につぎまして考慮を払わなければならぬという観点からおそらく選定されたらうというふう

に推測いたしておる次第でございます。

○柏原ヤス君 そうしますと、この八種類の障害というのは放射能との因果關係がある障害だ、こういうふうな考えできめたんだと、またそのとき記録がないからとおっしゃるならば、いまはそのういふ態度でこの八種類の病名というものを考えているんだと、よろしいでしょうか、これで。

○政府委員(加倉井駿一君) 非常に放射能の影響を受けやすい器官でございますので、必ずしもそのかかつております病気が原爆と直接の關係がないということがわかりましても、しかしながらあるいは關連をする疾病ではないかという手落ちがあつてはいけないということから、おそろしくこの八つの疾患につきまして選定がなされたんだというふうに私も推測をいたしております。

○柏原ヤス君 またもう一つの考え方として、この八種類の障害というものは大体からだの弱い人の病気が含まれてしまふ、そういう範囲を取り上げていふと、こう考えてもいいと思ふんですね。それいかがでしょうか。

○政府委員（加倉井駿一君） 非常に医学的な問題でございますして、むしろかしい問題かと存じますけれども、必ずしもやはり虚弱ということだけに限定することはできないというふうに考えております。

○柏原ヤス君　そこでこの対象者の問題はこの疾病でもってしほっている。それから高齢者であること、身体障害者であること、母子家庭であること、ということでもたしほっておりますが、この高齢者というものを対象にしているということが毎回やという委員会の問題になっているわけですね。これは衆議院で坂口委員がやはり質問しております。

これに対して大臣が、健康管理手当の支給条件に年齢制限があるということは理論的に考えてみるとやはりおかしい点もあつたかなということを感じているので将来の問題として検討すると、こういうふうにおっしゃっております。それで、大臣が年齢制限は確かにおかしいというふうにお気づきになったということは一歩前進だと思いが、それでは具体的にどういうふうに来年度の予算にこれを反映させるか、毎年検討、検討できている問題ですので、もう検討はこの辺でよろしいのじゃないかと思うんですね。全部年齢をはずして健康管理手当を出したらいいんじゃないか、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

さらにもう全部撤廃しちゃったほうがというやり方のほうがいいのか、実はいま検討中でございます。これはまた検討というとはんとうにやる気があるのかなんといわれますが、これは間違いなくことしの八月の予算の概算要求までに全部撤廃するかあるいは五十を四十に下げるといふやり方がいいか、その二種類の方法があるわけでございますので、どちらかの方法を採用するようにひとつ結論を出すようにしたいと思っております。筋からいうとどうも年齢で五十歳以上は、以下はいふうにやるのも筋が違ふような私感じがしているものですから、そういうふうに乗議院でもお答えいたしましたわけでございますが、いづれにせよどちらかの方式をとることにいたしまして、八月末までに必ず結論を出します。

○柏原ヤス君 どうして検討しなければなら  
ないのですかね、これ。その出発が高齢者から始ま  
った、これはわかりますよ。けれども、もうすでに  
高齢者は対象になって済んでいるのじゃないです  
か。五十歳以上は全部健康管理手当をもらう対象  
になっているのですから、今度はそれ以下をやる  
のでしょう。それを、それ以下をやるのに高齢な  
んというこ考えなくたっていいのじゃないです  
か、老齢なんて。私はそういう頭でいると、出発  
が高齢から始まった、老齢だ、老齢だ——だった  
ら老齢健康管理手当とつけばいいじゃないです

か——そういう精神のもののじゃないでしょう、これは。ですから五十歳までは段階的にいままでやってきたのですね、やむを得ず。ですからこの辺で、もう発想を変えて、老齡とか高齢なんということはもう片づいちゃったんですから、あとはこんな年齢制限なんということを撤廃すべきですよ。しかも、被爆者というのは人数がきまつているのじゃないですか。そんなにいないのじゃないですか。また、ふえつこないじゃないですか。そのわずかな被爆者を、そういうふうにまゐるでいびつているみたいなしほり方をしないで、早く高齢から出発したとか老齡者なんというものを対象にしている発想をやめていただきたい。そういう

頭をこの委員会でもやめていただきたいのですよ、大臣。そうして、あくまでも健康管理手当というのは被爆者全体に出すのが当然なんだ、けれども、予算がそれだけ取れない、取れなければやむを得ず、最小限度の制限はして、それを一日も早く解決していくというならばわかりますけれども、年齢制限なんというものは、この健康管理手当にはおかしいです。それもやむを得ないとしても、これからは私は年齢制限は絶対とるべきだ、こういうふうに思います。検討ということは、やらないというふうに私、いつもとっているのですよね。逃げ口上なんです。これだけ年齢の問題は健康管理手当のガンとして指摘されてもいるし、大臣もおかしいとお気づきになったんですから、勇気をふるってこれを撤廃していただきたいと思うのです。いろいろ被爆者の救済の問題はありますけれども、これだけでもすっきりとってしまえば、あとは大蔵省に老齢なんということを抜きにした健康管理手当なんだから出してくれというふうにながればいいと思うのですね。老齢、老齢という発想で大蔵省に談判したら、どうですか、老齢は充実したぞと、満たされているんだから今年度は前年度と同じでいいなんていうふうにされないとも限らないんじゃないでしょうか。そういう点で年齢制限を、絶対にこれは取るべきだと、ひとつお願いします。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 非常に力強く御激励をいただきました。まことに感謝にたえないところでございます。そこで、私は検討中というのは、そのやるかやらぬかはっきりしないような検討を申し上げているのではなかったはずでございます。すなわち全部年齢制限をやめてしまいうか、あるいはいままでのいきさつもあるから、多少年齢ということも頭に描きながら、四十ぐらいまで下げるというやり方、その二つのうちの一つを必ずやるというわけですから逃げ口上ではない。これは御理解いただけると思うのでございます。そこで、どちらのやり方で進もうかということで考えておるところでございます。まだ結論がそこ

まで出ていませんものですから検討と申し上げているので、私の検討は、二つのうちの一つの検討でございますから、先生のおっしゃったことは、十分私は理解いたしておるつもりでございます。ただどちらにするかという結論をいま言えといわれても、もうちょっとそこには、どちらにするかということとで考えさせていたいただきたいという意味で申し上げておるわけですから、柏原委員の仰せになつておるお気持ち、私も理解しております。これは何とかしなきゃならぬと、かように考えておる次第でございますから、いましばらくひとつ結論を申し上げるまでお待ちいたしたいと思ひます。

○柏原ヤス君 私の言っていることを理解しているとおっしゃっておりますけれども、私は理解されているとおっしゃるべきもので、これを理解してください。その点は。

Ｃ（国務大臣（齋藤邦吉君））　そういう気持ちを理解しながら、方式として、どうやったらいいかということを考えておるわけでございます。

○柏原ヤス君 「そういう気持ち」なんてばく然としなくて、被爆者全部に出すべきものが健康管理手当だと、それを理解していただきたい。「そういう」なんてごまかさないで、大臣のことばではっきり反復言っていただと思いますよ、私。それは理解したと、やっぱり記録にちゃんととっておく必要がありますから……。

○國務大臣(齋藤邦吉君) おつしやるのとおり、柏原委員の仰せになる気持ちといひますか、主張は十分理解をいたしております。気持ちぢやなくて主張といましておきますが、主張は十分理解しております、それを実現するための方式として、どちらの方式で出すかという結論をいま申し上げるにはもう少し時間をかしていただきたいと、こういうことを申し上げているわけでございます。

○柏原ヤス君 それで、五十歳以下の八疾病の人数が、また推移でもけっこうですけれども、おわ

かりでしようか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 五十歳以上と五十歳以下の年齢による人数につきましては、健康管理手当につきましても、ちよつといふ数字がはつきりしたものがございませぬが、大体五〇対五〇、五〇%ぐらいになっているわけでございます。五〇%でございます。それから一般被爆者のほうは三五%、平均すると四八%ということになっております。

○柏原ヤス君 五十歳以下の八疾病を持っている被爆者の数です。それだけおっしゃっていただければいいんです。

○政府委員(加倉井駿一君) 特定疾病の患者数などのくらいあるかという御指摘だと思いますが、これは私も調査いたしておりますので、五十歳以下の階層につきましてつかんでおりません。

○柏原ヤス君 こういうふうに、つかんでおりませんでは、私済まないと思うのです。それははいへんなことかもしれません。ですけども、ほんとうにやる気だつたら、被爆者の数はきまつていけるのですから、その中の五十歳以下の八疾病の患者はこのくらいだということくらいはわかつていなければならぬと思うのです。そうして、その人たちの何年間で救うとか、そういうやつばかり計画があると思うのです。五歳ずつ広げていった、五歳ぐらゐ広げればいだらう、また五歳、また五歳なんていうふうにやらないで、もう少し全体の数でつかんで、そうしてこれを何年間で解決する、被爆者の方たちで、一番赤ちゃんのときに被爆した人は、もう二十八歳になつてゐるのです。そういう点で、もう少し真剣にこの五十歳以下の人の中で健康管理手当を受けさせたい人をどういうふうに掌握し、どういうふうに計画するかというのを考えていただきたいと思います。先ほど大臣は引き下げにしようか、撤廃するか、引き下げといったってどういうふうに引き下げにするかまだはつきり考えてもいない。考えるその資料すら掌握してないというのじゃ私にはならないと思ひますね。いかがでしょう。

うか。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘の八疾病につきまして、五十歳以下の階層の状況に調査をしていないというおしかりでございますけれども、この調査、非常に私もむづかしいというふうな考へております。たとえば造血機能の障害にいたしまして、その内容といたしましては、白血球の減少症とか、あるいは出血性素因、紫斑病、血小板減少症あるいは内分泌の機能障害にいたしまして、甲状腺の機能異常あるいは月経異常等非常に多岐にわたる症候がございまして、これを悉皆調査をいたしますことは、技術的にかなり困難なことでございます。まあ大まかな推計をいたすことといたしまして、厚生省が実施いたしております患者調査等の数字を当てはめまして類推をする以外に方法はないかと思ひますが、そういう類推方法でさらに施策が立てられるということでございます。そういう技法をもちましてやることもやぶさかではございません。

○柏原ヤス君 その点、ただ引き下げというばく然とした大臣のお答に對して、どうしても引き下げの方法でやるとしたら、やはり計画を立てて、何年後には全部解決していくというくらいのことまではできません。それで病気の問題でもうちょっとお聞きしたいのですが、これは先月二十五日の朝八時のNHKのニュースで、原爆の病気のことに對して発表がございまして、これは広島原爆被爆者健康管理所が被爆と胃ガンの関係を明らかにするために、昭和三十一年から七年間にわたつて約一万五千人余りの被爆者を対象に検診した結果が、被爆者は一般の人よりも胃ガンの発生率が二倍も高いということが明らかにしたというニュースでございます。この胃ガンの認定を制限しているこの国のきびしい基準には問題があるというのを、結論として指摘しているわけですが、このニュースにあるとおり、胃ガンについて、政府はどういうふうにお考えになつてゐるかお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(加倉井駿一君) 原爆被爆と悪性新生物について、その因果関係が認められてきて、認定疾患とされてゐるものの中に、日本人に多い胃ガン、この関係がまだ十分に解明されてゐることは申せない現状でございます。しかしながら、特に胃ガンにつきまして、最近、多量の被爆を受けた方につきまして起因する可能性を否定できないという例がございまして、したがうして、今後といひまして、やはりそういう点に着目いたしまして、この胃ガンの問題の取り扱いについては十分検討していかなければならない問題であらうというふうに私も考へております。

○柏原ヤス君 次に、健康管理手当を受ける際に医者から書いてもらふ診断書についてでございますが、これはこの前の委員会でも、私、質問しまして、これについて、場合によつてはこれは削除することも検討したいというふうな答へが出てゐるわけですが、この検討はどういうふうになされてゐたでしょうか。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘のところでございますが、それはたしか放射能に関連あるかどうかという、医師が患者に對しまして設問をする事項だというふうに理解いたしますが、その問題につきましては、やはり医師の書きやすいように改めるべきだということで、私も、至急、それは改正したいというふうに考へております。

○柏原ヤス君 削除するんですね。

○政府委員(加倉井駿一君) 削除ということにつきましては、やはり法令上の問題がございまして、できないと思ひますが、しかし医師が書きやすいように改めることにいたしたいと思ひます。

○柏原ヤス君 欄はあの上ままだであるけれども、この三つに分けるあの辺を直すというわけですね。

○政府委員(加倉井駿一君) そのとおりでございます。

○柏原ヤス君 これはいつ直すように決定していただけるんでしょう。

○政府委員(加倉井駿一君) 今回の法改正に伴います一連の改正手続の際に改めるつもりでございます。

ます。

○柏原ヤス君 それははつきりとお願ひいたしました。たいへん担当している人たちがこの問題を悩んでいて、そして削除する、または内容に對して期待を持つてゐるというふうなことに對してわきだけだつたというふうに、こゝではつきりとお聞きしたわけでございますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから健康管理手当のやはり手続ですが、この障害の種類によつて一年と三年とにきめられておりますが、これもそのつど申請しないと継続できないという、そういう不合理があるわけなんです。原爆による放射能の特殊性というものを考へて、一年とか三年という期限はなくすべきだ、こゝういうふうに思ひます。それがどうしてもできないというならば、一年というのはいふまでも短いんじゃないかと、せめて五年とか七年とかいうふうになできないかと、こゝう思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(加倉井駿一君) 期間につきましては、これは厚生大臣が定めてございまして、したがうして、その病気の症状等によりましてその区分をつけるわけでございます。たとえば造血機能障害に伴う疾病——これは貧血症を除いてございまして、それと循環器機能障害に伴う疾病につきましては三年、それから肝臓機能障害に伴う疾病、細胞増殖機能障害に伴う疾病、内分泌腺障害に伴う疾病、脳血管障害に伴う疾病、腎臓機能障害に伴う疾病、それと水晶体混濁による視機能障害に伴う疾病、これにつきましては一年と、こゝういうふうな症状によりまして健康管理の手当の支給要件に合ふかどうかというチェックをいたすわけでございます。おのずから期間の区別が出てきてゐるわけでございますが、その問題につきましては、今後いろいろ検討すべき事項も含まれておると思ひますので、この問題も私もいたしまして、十分検討させていただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 検討ということについて、また、くどいようでございますが、ほんとうに検討していただきたいと思います。そしてその検討した結果はどういうふうにして発表していただきたいと思いますか。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘のように、この手続が非常に煩瑣であるという面もございまして、専門家の意見並びに福祉部会の方々の御意見を伺いまして、直すべきはさっそう直したい、訂正したい、かように考えております。

○柏原ヤス君 次に、外国人の被爆者の救済についてお聞きいたします。外国人の被爆者について、政府はその数及び実態をつかんでいらっしゃるかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 外国人の中でも、特に人数が多ございまして、韓国人でございまして、韓国の国内では、やはり被爆者団体というのが一応できておまして、この被爆者の団体に登録している方の数は約六千三百名ということになっております。しかし、これは登録しておられる被爆者だけでございまして、登録しておられない、あちこちに散らばっている患者の数は推定で二万人ぐらいいるんじゃないかというふうなこともいわれておるわけでございます。あと、アメリカとか、フィリピンとか、それぞれいろいろなところにおられる方もありますが、これは数が少のうございまして、大体アメリカで四百人ぐらいというふうなことをいわれております。

○柏原ヤス君 はつきりした数を掌握するということは非常に困難かもしれません。しかし、アメリカにも韓国にも広島、長崎で被爆した方々がいらっしゃるということは事実でございます。特に韓国では、外国人被爆者の九割を占めていると、こういうふうにいわれております。これらの被爆者は、戦前、強制連行されたという歴史の経緯があります。これについて日本政府はそういうことで被爆した者も含めて、一切の戦争による賠償責任は日韓条約で解決済みと、こういうふうに言うかもしれません。しかし、法律の上ではそうであつても、人間として、人道的に同じ悲惨な被爆

者に対して何とかしてあげなければならぬと、こう思います。そこで大臣はどういうふうにお考えか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 韓国におられる方につきましては、こちらでめんどろを見るということとはできないわけでございますが、政府間のルートを通しまして、すなわち、韓国ならば韓国の政府と日本政府、そういう政府のルートを通して話し合いがありますれば、海外技術協力事業団というものを通しまして、海外技術協力事業団というものを通しまして、政府としては考えておるわけでございます。韓国政府のほうにおいても十分理解しておるところであると、かように考えておる次第でございます。

○柏原ヤス君 これをもう少し具体的にするならば、日本政府として具体的な案が考えられているかどうか、先ほど韓国からの申し入れがあるならば何らかの形で応ずることはやぶさかでないというふうな御答弁がございましたが、日本政府として具体的な方法を考えていらっしゃるかどうか、お願いいたします。

○説明員(中江要介君) ただいま厚生大臣が御説明されましたことをさらに具体的に御認識いただきますために、ことしに入りましてから日本政府と韓政府の間でどういうふうな話し合いが行なわれておつて、どういう方向を向いているかということをお説明させていただきます。

まず、ことしの一月の二十六日に駐日韓国大使が外務大臣のところへ参りまして、本件について韓国政府としては先ほど柏原先生がおっしゃいましたように、本件は人道的な問題であるので、日本政府としても人道的な見地から何らかの医療協力、たとえば在韓被爆者医療センターの建設というふうな、そういうことを考えてもらえないだろうかという話がございます。で、これは法律的には先ほど先生も御指摘のように非常に、日韓関係正常化のときに処理されているとはいえず、問題が人道的な側面の多い問題でございますので、政

府といたしましてもいろいろ考慮しておるわけでございますが、ただいまの駐日韓国大使の申し入れに引き続きまして、二月の二十一日に韓国の保健社会部と申しますから、日本で申しますと厚生省に当たるかと思いますが、その沈という医師政課長——医療行政の医政課長が外務省に参りまして、そして、その大使から外務大臣への申し入れをふえんした形で外務省の係官との間でいろいろ話をいたしました。そのときに、沈課長の言われますのは、韓国にある原爆症患者という人たちは主として慶尚南道という地域がございまして、慶尚南道というところかなり集中しておるのう、その慶尚南道の中心都市、たとえば晋州というふうな町があるわけですが、そういうところにも原爆医療センターを設立するというような形で具体的な処置を考えていってはどうかという話が、あつたわけですね。こういうふうな話に、そういう医療センターの設立というのは人道的な措置としていきなり持つていくということも考えられないわけではございませんけれども、すでに日本と韓国との間には有償無償、いろいろの経済協力のワケ組みができておりますので、そういうことであれば、経済協力の一つのプロジェクトとして韓国側から強力に推進して持ち出したいと、こういうことが非常に役立つのではないかと、つまりそういう医療センターの設置というものを韓国政府のほうから優先順位を高くして、具体的な経済協力案件として日本政府に御提案いただくならば、これは日本政府としても非常に具体化しやすいという説明をして、それを了解されて、いま韓国政府では御検討中だろうと思っております。

それから、そのときにまた別な話といたしまして、日本は初めての、世界で最初の原爆被爆国として原爆医療については他国よりも進んでおるわけでございますので、そういう日本の原爆医療についてのいろいろな資料をできれば参考としていただきたいという要望。それから先ほど来厚生省のほうからもお話に出ておりますけれども、専門家を韓国に派遣して、韓国における原爆医療の実態をよく調査していただきたい。そういうふうにするにによって韓国におられる不幸な原爆患者の方々のために日韓で、政府レベルで協力してやっつけていこうではないかという話がございます。これに對しましては具体的なそういう調査団の派遣とかあるいは資料の提供とかという要望があれば日本政府としてもできるだけ協力いたします。こういう段階でいま終わっておる、こういう次第でございます。

○柏原ヤス君 ぜひそういう点、積極的にやっつけていただきたいと思つて、実際にアメリカへも韓国へも日本の大学の学生やあるいは民間の医師が診療に出向いているわけです。こういうものに対して、まあ国としてこういう診療団に何らかの応援、援助、これを積極的にすべきではないか。そうして、でき得ればこの診療団を充実した規模にする。また、定期的にこなされるようにする必要があると思つて、この点はいかがでしようか。大臣にお聞きしたいと思います。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 韓国に医師を派遣したところあるいは韓国からの医師を受け入れて日本で研修をするというふうなことは、海外技術協力事業団などを通じて過去にもやった例がございますが、アメリカなんかの場合ではちよつと事情が違つて、日本の医師がアメリカで医療行為をすることを認めておらないわけでございます。したがって、たとえば予研の原子爆弾影響研究所の所長がアメリカに行きまして——これは医師でございますが——行つても治療行為はできないわけでございますが、行つても若干のアドバイスをする程度のあれでございます。アメリカの医師もそのかわり日本へ来てと医療行為はできないようになっています。韓国の場合にはこちらから医師が行つたり、向こうからの医師を受け入れたらするという、向こうの医師を受け入れて、今後そういう御要望が韓国側にございまして、それを受け入

れるようにしたいというふうに思っております。

○柏原ヤス君 最後に大臣にお願いいたします。

この被爆者の問題はもう戦後二十八年、そして当時赤ちゃんであった方ももう青年になり、また青年であった人はもう五十になつておるわけですから、まあ、こういう点で、ぜひこの援護対策というものを充実させていただきたい。毎年毎年同じ審議が繰り返されることのないようにがんばっていただきたいと思ひます。大臣の御決意を一言お願いいたします。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 原爆被爆者の援護につきましては、私もこれで十分だという考えは持つておりませんので、今後ともこれが充実強化のために全力を尽くす考えでございます。

○須原昭二君 私は原爆被爆者に対する特別措置に對して、関連をして、とりわけ幾たびか国会の論議を通じて問題になつておりますアメリカの原子爆弾被害調査委員会、いわゆるABCのCの問題についてひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。ただし、時間の制限がございますから、どうぞひとつ、政府の皆さんにお願いをいたしますが、要を得た簡潔な御答弁をお願いいたしますと思ひます。特に八月の六日、八月の九日、原爆記念日が――きょうは五日でございますから、二カ月の後には二十八周年の記念日を迎えるわけですから、いまなおこのABCの問題を見るたびに、私は二十七年に日本が独立して以来なお占領行政が延長されている、あるいは屈辱的なものである、そういう点を常々感じておるわけでありまして、米国の占領政策が二十七年の講和条約が結ばれて解かれた後、ABCがわが国において調査活動を続けてきておるわけでありまして、これはたしてABCの設置の法的根拠あるいは法的な地位は何であるかというのを、簡明にひとつ大臣からまず御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大河原良雄君) 御答弁申し上げます。ABCは、一九四六年十一月の二十六日付で、

米国大統領の命令に基づき、米政府の機関たる米国原子力委員会と米国学士院との契約に基づいて設立されたものでございます。

○須原昭二君 きわめて抽象的でありまして、明確な法的な根拠あるいは法的な地位ということに相なりません。したがって、具体的な一つ一つの問題点をあらわしながら、この問題点をさらに具体的にお尋ねをいたしてまいりたいと思ひます。まず最初に、いまお話がございましたように、アメリカ大統領、そして原子力委員会、さらに学士院との契約に基づいて設置がなされておるといふことは、アメリカのことであつて、日本における法的な地位はどういうことなのか、あるいは法的な根拠はどうであるかということをお尋ねをいたしておるのであります。

しかも、特に厚生大臣は、あなたの指揮下にあるところの、あの現地に於けるところの広島、長崎、この予防研の支所長が厚生省の所管であります。大臣がお答えになりませんけれども、この地位がわからなくて折衝されておるのかどうか。非常に私は疑問だと思ひます。

さらに私は質問を続けてまいりますが、ことしの四月二日、外務省は、広島、長崎のABCの資格を、在日アメリカ大使館の付属機関から一般のアメリカ政府機関に切りかえる口上書をアメリカ側に伝達されておると聞いております。聞いておると同時に、私はここにすでに資料を持ってきておりますから、やったことは間違ひはございません。この新しい口上書と、昭和二十七年十月二十二日の古い口上書と、この二つを私はここに持ってきてお尋ねをいたしたいわけですが、その差異についてまづお尋ねをいたしたいわけですが、どういふところが違つておるのか。この点について御答弁をいただきたい。

○政府委員(大河原良雄君) 昭和二十七年十月二十二日に日米間でかわされました口上書によりまして、日本側は、米国のABCに對して、在日米大使館の付属機関としての地位を認めただけでございますけれども、ABCの行なつ

ております業務の内容等にかんがみまして、アメリカの大使館の付属機関としての地位をそのまま認める、継続させるということについて若干の問題を見出したので、ことしの四月の二日付をもちまして、日米間で新しい口上書を交換いたしました。

ABCに對しては、米国の政府機関としての地位を引き続き認める。こういうことにいたしましたわけでございます。ことしの四月の新しい口上書によりまして、米大使館の付属機関としての地位は失われることにいたしましたわけでございます。

○須原昭二君 要約をいたしますと、二つ。すなわちアメリカ大使館の付属機関でなくなつた、したがってアメリカの政府機関の出先である、これが一つ。したがって外交官としての取り扱いはなくなつた、こういうことですね。

いま一つは、ABCの活動をさらに継続をすることを認めたわけですね。間違ひありませんね。

○政府委員(大河原良雄君) 二点御指摘でございます。またしたけれども、そのとおりでございます。

○須原昭二君 そういたしますと、古い口上書に盛られておるところの項目は、生きておることになりますね。

○政府委員(大河原良雄君) 昭和二十七年の口上書によりましてABCに認めました、米国の在日大使館の付属機関としての地位は失はしたわけでございます。

○須原昭二君 何だか、そのほかのことじゃ変わつてないように私は承ります。

したがらして、古い口上書の問題点について、生きておるといふ点について、私は質疑をいたしたいわけですが、古い口上書によりまして、「もつぱら米國資金によつて運営され、日本側当局の密接な協力のもとに相互利益になる二つ」といふ重要な学術的科学的事業に従事している同委員会の機能、こう書いてあるわけですが、そういたしますと、率直に申し上げますが、この

「もつぱら米國資金によつて運営され、」ということば、運営の實質的な主導権がアメリカ側にあるという意味なのか。財政的負担のみを意味しているのか。その政府の統一見解。

さらにまた、「日本側当局との密接な協力の」と相互に利益をもたらす」と書いてあります。が、アメリカ側にもたらす利益と、日本側にもたらす利益と、それぞれ私はあると思ひます。これはどういふふうにご理解をいただいておりますか。この点が二番目。

三番目は、「二つ」といふきわめて重要な学術的科学的事業に従事している同委員会の機能、この機能という問題が二つとないということ、被爆国は日本だけ、すなわち広島、長崎しかないんですから、二つとないというところはよくわかる。「きわめて重要な」といふ問題について私は問題にいたしたいわけですが、これは、アメリカにとつて、軍事的核戦略上の意義が抽象的にこの中に含まれておるのではないかと思ひますが、以上三点についての見解をお尋ねをいたしたい。

○政府委員(大河原良雄君) 二十七年の口上書の中に、御指摘のとおり、ABCが合衆國資金によつて運営され、日本側当局との密接な協力のもとに相互に利益をもたらす科学的事業に従事するといふ委員会の機能をうたつておるわけでございます。昭和二十七年以来このような形で運営されてまいりましたABCの事業の内容につきまして、今日の状況から考えまして、日本側といたしましては、新しい口上書のもとに、大使館の付属機関としてではなくして、米国の政府機関の出先として行なつております。このABCの事業につきましては、かねて、きわめて独自のまた貴重な学術的研究が行なわれている意味におきましてこれに協力いたしてまいつてきておりますけれども、運営に伴います機構上の問題あるいは財政上の問題、そういうものが出てまいりましたので、昨年の秋以来米側といふ形での折衝してまいりまして、四月の末にもこのための日

米間の会議が持たれたわけでございます。したが、いまして、今後の問題といたしましては、日米間でこの科学的な事業にいかなる機構をもって当てるかがよろしいか、それに関連いたしまして、日米間の財政負担をどういうふうに考えるかというところが当面の問題になっているわけでござい

す。

○須原昭二君 その日米間の交渉の問題については、後ほど私のほうから指摘をいたします。

ただ、問題は、私が言っていることは、いまおたくは繰り返して申されておりますけれども、アメリカ大使館の付属機関からアメリカの政府機関に変わったんだと、こういうことだけであって、あとのことについては私は古い口上書が生きており、こういうふうに思います。ですから、その古い口上書が生きておるかどうか、死んでおるかどうか、この点を私は聞いていたわけなんです。

それから、学術的な問題点については、抽象的で、戦略的な問題があるのか、明確に答えをいただきたい。

○政府委員(加倉井毅一君) いま先生が御指摘の、古い口上書の内容という点でございますが、私もどなたもいたしましては、研究成果については日米合同委員会の形で発表する、こういうことを御指摘だろーと思っておりますが、そのことにつきまして、引き続き、やはり日本並びに米国も同等の立場で研究成果を発表するというところにつきましては変わっていないというふうに理解をいたしております。

○須原昭二君 答弁になっていないんですよ。そんなことを私は言っているんじゃないんです。きわめて、今日のABCというものがもたらすアメリカ側の資金によって運営されるとか、あるいは相互に利益をもたらすというけれども、その相互に利益というものはアメリカにとって何の利益なのか。あるいは日本にとって何の利益になるのか。この点を私は具体的に聞いていたわけなんです。この口上書の古い部分について、残っているの

か、残っていないのか。死んだのか、死文であるのか、その点を聞いていたんですが、私の質問からどうも方向はずれて答弁をされているわけですね。——こういうことになるとうしても時間が延長してしまいますから、委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長(矢山有作君) 委員長のほうからちょっと一言申し上げますが、須原君の質疑というものはおそろしくこういうことじゃないんですか。一九五二年十月二十二日にかわされた口上書ですね。その後、この部分、「大使館は、この機会に、専ら合衆国資金によって運営され、日本側当局との密接な協力のもとに相互に利益をもたらす独得かつ高度に重要な科学的事業に従事している同委員会の機能に対する日本国政府の厚意的な配慮並びに理解に對して、謝意を表明する。」と、こうなっておりますから、この部分は依然として生きておるんですかということじゃないんですか、一口に言ってしまう。

○須原昭二君 そうです、そのとおりです。

○委員長(矢山有作君) その点どうなんですか。

○政府委員(大河原良雄君) 委員長御指摘のとおりのことでございます。この部分は生きております。

○須原昭二君 それは重大な発言でございますから、よく御銘記をいただきたいと思っております。そこで、このABCの問題が幾たびか国会で論議がなされておるわけでありまして、それで、かつ、そういう国会の中におけるところのいろいろな討論の中でこれがまだ解決されないままに交換をされておる。日本が、昭和二十七年独立して、占領行政が取り払われたにもかかわらず、加害者であるアメリカが被害者である日本の原爆被災地に居るわけて、しかも一片の紙きれ同様の口上書によってABCの調査研究が継続されてきておる。ここに問題があるわけなんです。いま委員長のお取り計らいでこの問題は生きておるということがはっきりしたわけでありまして、この点を認められれば、当然私が言ったことになると思っています。

一体この口上書なるものはいかなるものか。私はこの口上書なるものの法的な性格をひとつ局長から御答弁をいただきたいと思っております。

○政府委員(高島益郎君) 口上書と申しますのは、通常外務省と在外公館、つまり大使館との間にいろいろなやりとりがございまして、そのやりとりの内容を文書で確認する場合に使われる非常に広い用途を持ったものでございまして、

本件の口上書は、その中で、特に外務省が政府を代表して、この外務省と米大使館との間の口頭の了解をこの文書によって確認するという性質のものでございまして、これ以外に、たとえばいろいろ便宜供与を求める口上書とか、これに對してどういう態度をとるかというのを答える口上書とか、いろいろ非常に範囲は広がっておりますけれども、本件口上書は、そのうちで、特に日米間の、つまり外務省と大使館との間の了解を文書にとどめたものというところでございまして、な

ぜ、こういうことができるかと申しますと、これは外務省が外務省に与えられた国内法上の権限に基づきまして、その権限の範囲内で外交案件の処理としてなされたものでございまして、新たな約束を、つまり法律行為に準ずるような行為として外務省が新たな約束を米国との間にするという性質を持つことはできないわけでございます。

○須原昭二君 そういたしますと、ますますこれはたいへんなことになるわけなんです。いまお話を聞いておると、ABCは外務省と書面で、口上書というものは、今後仕事を継続してまいりたいと申し入れてきたら、外務省はまた口上書でまあ差しつかえございませんと、こういう御返答をしたというにはかならない、いわば御希望ならお仕事を続けてくださいと、こういうあいさつを言った程度のものではないか、こういうふうには解釈をしてもいいと思うのですが、特にお話がございましたお話の中に、便宜供与を与えるということを書かれました。まさしくこのABCはアメリカの意図に基づいて便宜供与しておる、こういうふうには解釈してもいいですか。

○政府委員(高島益郎君) 私が便宜供与と申しましたのはそういう意味で申したのではなくて、たとえば米国からだれか政府の役人に来るといふ場合に、日本の外務省に對しましてこういうような便宜を与えてくれないかということをお願いする場合には、別に口上書でもって言うてくるというふうなこともございまして、そういう意味で申したわけでございまして、一般に国際法上の問題でございまして、日本だけじゃなくて、外国の政府機関あるいは民間の機関その他の機関が自由に外国に駐在しまして、その政府の許可のもとにいろいろな活動をするということがござい

ます。そういう意味で外務省といたしましてはアメリカのみならず、各種の政府機関あるいは準政府機関あるいは民間の機関を日本に置いて活動をする趣旨の口上書をたくさん出してあります。そういう場合に一定の条件をつけるというために使われる趣旨のものでございまして、

○須原昭二君 いま私は一般論を言っているわけじゃないんですよ。ABCという問題は、日本はけつこうだ、アメリカもけつこうだ、みんな異論なければ私は口上書のようなものでもいいと思ふのです。しかしながらあれだけ国会で何度も大議論が戦わされているABCの設置の問題について、今回もまた口上書で話し合うというふうな姿勢そのものに問題がある、政府はまさに従来の反省がない。同じ手続として同じことを再び繰り返しているにはかならないのではないかと、ほんとうに調査研究が必要ならば、先ほどどちらか言われました平等だというお話が言辭の中にありましたが、ほんとうに両国間が平等でお互いの主体性を守りつつそういう形で両国間が明確にしてやるというなら、こういう口上書のような形でものごとを解決していくのではありませんか、正式に二国間の協定をというふうな、そういう手続を私はとるべきだと思ふ。そういう点についての御見解はどうですか。

○政府委員(高島益郎君) 先生の御指摘のとおり、こういう政府機関の設置にあたりまして、協

理、

定を締結するということは不可能なことではございません。しかし、私どもの立場は協定を締結しなくても、このような口上書によって十分措置し得るというのが政府の見解でございます。

○須原昭二君 言うまでもなく、A B C Cは戦後間もない二十一年にアメリカ大統領トルーマンの命令で設置された、先ほど言われたとおりです。最初から米国の核戦略の一環として原爆の効果、もう歴史をひもといていただければよくわかるように、長崎、広島に落とされたその原爆の効果を確かめる調査としてアメリカ軍の軍隊がやったんです。そういう性格を持って発足をしたわけなんです。したがって、調査だけに重点が置かれて、治療はせずに被爆者をモット扱っていたことに今日なお現地における被爆者はもちろんのこと、日本国民の中に大きな批判、反感というものがきわめて高いのです。こうした国民的感情は非常に無視できない。このA B C Cの歴史の経過を見ると当然わかってくることであります。そういう問題が他面日本の国内にあつて、ただ口上書のような口約束という軽いあいさつ程度のあいさつ状で文書の交換というのは私は不適当である、したがって、今回の口上書はこれを無視して、なぜ政府はA B C Cの日本の移管を要求しないのか、私はその理由をひとつお尋ねをしたいと思うのです。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私は、このA B C Cと私どもの厚生省の予研共同研究ということで始まつておるということを承知いたしております。それから昨年、共同研究につきまして米國側から日本側に対して相談をしたいという申し入れがございまして、厚生省としてはこうした研究の継続が必要である、こういう観点に立つて折衝をいたしているような次第でございます。

そこで、先ほどいろいろお話のございました協定ということでございますが、研究の、相互研究をやろうということでございますから、私は外務省のことはよくわかりませんが、口上書でやって支障がないのではないかとありますが、専門的な

ことは私は自信がありません。

そこで、私どもとしては、この共同研究を継続的に進めていくということについては、必要であるという判定に立つて、しかしながら、日本政府がこの共同研究については、日本の分については主体性を持つ、これは私は絶対に必要なことでなければならぬ、こういうことで、実はここにおります審議官が向こうと折衝しておるわけでございますが、いつも会うたびに私は主体性を確保するようにやうなやり方で共同研究についての折衝をするようにというのを常日ごろ言うておるわけでございます。私どもは今後も主体性を持ちながら共同研究は続けていく、こういう方針に考えておる次第でございます。

○委員長(矢山有作君) 委員長のほうから一つだけ外務省に御参考のためにお聞きしておきたいんですが、私、不勉強でよく知らないんでお教えをさせていただきたいと思うんですが、外国の政府機関の性格を有するようなもの、あるいは大使館に付属する政府機関の職員の性格を有するようなもの、口上書によってやっておる例がたまたまあるとおっしゃいましたが、どういふ例があるか、いままわかならず教えていただきたいし、いま直ちにわからないなら、そういうような外国の政府機関の設置を国内に口上書で認めた場合の実例といたしてあげて、資料で御提出をお願いしたい。どちらでしよ。

○政府委員(高島益郎君) たとえばアメリカについて申し上げますと、アメリカの文化センター、それからトレード・センター、それからトラベル・サービス、これは旅行のあつせん機関でございます。それ口上書でもって日本設置を認めております。

この内容は、要するに、どういふ仕事をするかというところについてはっきり確認した上で、その滞在及び活動を認めるという趣旨のものでござい

○委員長(矢山有作君) 私は、こういうA B C Cのようなものの設置というものは、本来の性格からして交換公文等によって設置の取りきめをやられるというのが、私は普通の国際法上の慣行だろうと理解しております。しかしながら、それを口上書で設置を認めておるといふところに敢て直後のいろいろな問題もあつたかと、いままでの議論を通じて推察をしておるわけなんです。しかしあなたの方のほうではそれを依然として、こういうものの設置を口上書で認めるのが正しいという理解をしておられるのか。先ほど例が出たアメリカの観光局の出先事務所のようなものと同じような性格と理解しておられるのか。それとも、これは口上書ではまずいんだが、本来ならば交換公文的なものでやるべきだろうと思ふんだけれども、まあ、いろいろな事情でできないとおっしゃるのか、その辺をひとつこの際明らかに教えてもらいたいと思ふんです。

○政府委員(高島益郎君) このA B C Cが戦後最初に設置されたときにどういふ経緯でもって口上書によってやつたかという事情については私全く存じませんけれども、先ほど御答弁申しましたとおり、このような非常に重要な、日本の国民の生活に重要な関係のあるものについて口上書でなくて協定によつたらどうかという先ほどの御意見がございまして、そのようなことが差しつかえないことである、そういう方法によつて設置することが十分可能であるという見解でございますけれども、口上書ではないかという、口上書では不適当だということではないというのが、私どもの見解でございます。

○須原昭二君 ちょうど幸い私も尋ねようとした問題点が一つ出てきました。口上書の交換でアメリカ政府の出先機関として認めたものに、いまアメリカ政府の出先機関として実は米國商務省観光局東京事務所というやつがある。その口上書も私は手に入れているわけですが、ここで政府が認めておるところですね、トラベル・サービス事務所はアメリカ大使館の一部を構成するものでないこ

と、一つ。二つ目には、トラベル・サービス事務所が扱う業務は民間関係者の利益と競争関係に立つこととものではないこと。営利団体でないということ、何をするとするところなんですか。このトラベル・サービス事務所の設置に同意する条件にこういうふう書いてある。電話番号を教えますと東京の(二二二)二四二四、丸ノ内の国際ビルの中にあるということです。一体、何をやることをおっしゃいました。あつせん業務をやつてはいかぬことになつてゐる。何をやるんですか。ある意味では謀報機関だといううわさすら流れておりますが、こういうものを口上書によつてやられるというものと、これは別問題ですよ。私たちはいま国会の内外を通じて、このA B C Cの問題については大きな議論がなされているにもかかわらず、その性格が、法的な性格がきわめてあいまいもにされてゐる。私は当然二国間協定、そういうもので結ぶか、それともやはり大臣が言うように、ほんとうに主体性をもつてやつていくというならば、この際全面的に日本に移管をさせるべきだ、こういう点を私は強調しておるんですが、再度お尋ねをいたしておきたいと思ふます。

○政府委員(高島益郎君) 先生御指摘のトラベル・サービスにつきましては、これは米國の政府機関であるということでございますので、その関係から営利活動をしてないということを確認したわけでございます。

○須原昭二君 何をやるんですか。

○政府委員(高島益郎君) 一般に旅行の助成というございまして、わがほうも外国に国際観光振興会といったようなのがございまして、それの出先機関もたくさん方々に出ております。それも全く同じようなたてまえのものでございまして、つまり営利活動をしてないということでござい

○須原昭二君 これは私は、それだけの答弁では納得ができません。したがって、口上書の交換に基づいて、いまお話がありました国内に設置され

ている、アメリカに限らずどの国の出先機関でもけつこうでございますから、全部一覽表とその設置場所と、そしてどういうことをやっているのか、その点を詳細にひとつ資料提出をお願いしたい。この問題であまり時間をかけておきますと、本論がさかれますので、御了承いただきたいと思ひます。

そこで私は、先ほどの新しい口上書によりまして、アメリカ大使館の付属機関であつたものがアメリカ政府の出先機関にすることになったと、この場合、はたしてABCはアメリカ政府のどの機関の出先機関になるのですか。

○政府委員(大河原良雄君) 先ほど御答弁申し上げましたように、ABCは、米国内におきましては原子力委員会と米国学士院との契約に基づいて設立されたものでございまして、そういう意味で大統領の直轄になる政府機関で、その出先機関である、こういうふうにご考へておるわけでございます。

○須原昭二君 アメリカ大統領の直轄ですか。直轄機関ですか。明確にしてください、その点。

○政府委員(大河原良雄君) 私の先ほどの御答弁、ちょっと明確を欠きました。もう一回答弁のし直しをさせていただきますが、米国学士院委員会と米国学士院との契約に基づくものでございまして、その組織、職員等は米国学士院に属しております。

○須原昭二君 ここに図式を持ってきたんですが、アメリカ大統領の命令で原子力委員会がつくられて、これは政府機関ですよ。おたくがおっしゃる学士院というのは、学士院学術会議というのは民間法人ですよ。民間法人が、直接原子力委員会の契約に基づいて、その出先は現在学士院の学術会議、民間団体の出先機関としてABCがあるわけですよ。それを政府機関とするということになれば、直接原子力委員会の直属になるのか、その点を明確にしたいだと思ひます。

○政府委員(大河原良雄君) 米国の学士院は、政府に対して科学及び技術上の勧告、及び援助を行

ない、公共の利益のために科学的活動の進展をはかる非営利法人として一八六三年に議会の法令によつて設置されたものでございまして、米政府発行の米政府機関便覧によりまして、準政府機関として記載されております。

○須原昭二君 準政府機関というあいまいもこの条件では私は答弁を承しません。

そこで、私は、民間団体であればこそ、アメリカ大使館の付属機関としてわれわれは認めてきた。今度、政府の出先機関ということになれば、原子力委員会が直接の窓口になる。一步譲つて、原子力委員会の直属、またこの契約に基づいて学士院学術会議が準政府の機関であるとするならば、おたくが言っておられるところの原子力委員会と学士院学術会議とが結ばれておる契約書を私は明らかにすべきだと思ひます。この契約書を御存じですか。

○政府委員(大河原良雄君) ABCの設立に關します米国学士院委員会と学士院との間の契約は一九四八年の三月に締結されて、その後数次にわたつて更新が行なわれておりますけれども、現行の契約は一九七〇年十月一日から発効したものでございまして。

○須原昭二君 契約の内容を知っておるかということなんです。

御案内のとおり、いま御指摘になったように、二十七年の古い口上書の有効期間中は、米国学士院委員会と学士院とがAT-49-1-GEN-72号という契約を結んでおる。そうでしょう。

○政府委員(大河原良雄君) 先ほど申し上げました一九四八年三月に締結された契約書は、たゞいま御指摘のとおり、AT-49-1-GEN-72と、こういう番号でございまして。

○須原昭二君 間違ひございませんね。

その契約を明らかにしていただけませんか。

○政府委員(大河原良雄君) この契約書、手元に私持っておりますが、これをいかにいたしまし

○須原昭二君 内容を説明してください。

○委員長(矢山有作君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(矢山有作君) 速記起こして。

○政府委員(大河原良雄君) 第一条には業務内容、第二条がサブコントラクト、第三条が業務の条件、第四条が費用の支払い、第五条が分割払い並びに前払い、第六条が財産の所有権並びに処分、第七条が紛争、第八条が情報の配付、失礼しました第九、第十条が安全並びに事故の防止、第十二、第十三条が勤務時間、第十四条が差別防止、第十五条が職員に対する規律、第十六条が定義と、こういう内容でございます。

○須原昭二君 その項目を読まれただけでは内容がわからないと思ひます。これはひとつ資料提出をお願いしたいと思ひます。これは特にこの国会の討論を通じても非公開にされてきた問題です。しかし、幸いにして四十六年八月六日、毎日新聞はこれを入手した、そして報道されております。ABCの被爆調査はアメリカの防衛のためだといつて暴露したことがあるのです。にもかかわらず、政府からはいまだ出していないので

さらにもう一つ、現在の契約書があるわけですよ。一九七〇年に締結されたというAT(30-1)-72号と呼ばれる——依然非公開のままにこゝれまたあります。この内容を私は明らかにしたいと思ひます。特にこの問題は、契約については再三資料要求がなされておるのでありますが、幸いにも四十七年五月二十四日、衆議院科学技術委員会が橋外務省参事官がこのABCは秘密の保持は取り除かれた、こういう答弁をされておりますから、当然秘密保持はないからこの際明らかにされたい。この後段に申し上げた現在の契約書、先ほど申しましたこのものは持つておられますか。

○政府委員(大河原良雄君) 七〇年の現在の契約書、私手元にいま持ち合わせてございません。ま

た私の承知しておりますところでは、米側はこの契約書につきまして非公開と、こういうたてまををとりついているというふうに承知いたしております。

○須原昭二君 そこの問題です。なぜ非公開にするのですか。これを公開しなければこの論議は進みません。委員長のお取り計らいをお願いしたいと思ひます。秘密保持はないと言つたのでしよう、米側は非公開と言つても、だから主権性が守られないのです。あくまでも占領下の行政がそのまま継続をされておる。アメリカに主権があつて、日本は隷屬下に、ABCが置かれておる現状がここにあらうと思ひます。明らかにしてください。

○政府委員(大河原良雄君) ただいま御指摘でございまする契約書は米国学士院委員会と米国学士院との間の契約でございます。米国内部の契約でございます。この点につきましては、私も米側の意向を確かめませんと何とも御答弁できませんので、控えさせていただきますと思ひます。

○委員長(矢山有作君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(矢山有作君) 速記を起こして。

○須原昭二君 いまのお話を聞いておまして、秘密だということとは全く遺憾です。われわれ日本人として全く屈辱的ですよ。何としてもこの問題は明らかにしたいだと思ひます。したがつて、この問題が外務省において明らかにされるまでこの問題点については保留をしたい。このようにひとつ委員長のはうでお取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○委員長(矢山有作君) じゃあ、その点答えてください。

○政府委員(大河原良雄君) 本日、この委員会におきまして、七〇年に締結されました米国学士院委員会と米国学士院との間の契約について明らかにし、今日、御議論を踏まえまして米政府と話し

合いをさせていただきたいと思ひます。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 厚生省におきましては、予研とABCが共同研究をいたしておるためまででございますので、その事実が明らかになることを希望いたします。

○須原昭二君 もう一つ落として。この契約の問題と出先機関、政府機関となつたんですから政府機関はどの所管の出先機関になつたのか、この点がまだ明確になつておりません。この点もあわせてひとつお尋ねをしたいと思います、いかがですか。

○政府委員(大河原良雄君) 先ほどの御答弁と繰り返した点がございます。先ほどお話し願ひたいと思ひますが、米政府の説明によりますと、大統領命令に基づいて米国の学士院が政府機関であります。米原子力委員会との契約のもとに実施しているものでございまして、その組織、職員等は学士院に属し、学士院の監督のもとに置かれてゐる、それで学士院とは何だということになりますと、先ほど御答弁申し上げましたように、米国の政府機関の便覧によりますと準政府機関という扱いを受けてゐる、こういうことでございまして。

○須原昭二君 非常にその点が契約書を知つておる以上、契約書の問題から言いますと、その点が非常にわれわれ理解ができないのです。ABCがアメリカの政府機関になつた以上、従来の政府機関と民間団体を取りかわした契約書はどうなるのか、この関連が出てくるわけですか。ですからいま現地で見ますと、ABCの広島、長崎の建物、調査研究備品はアメリカ原子力委員会の所屬・所有財産になつてゐる。研究と人事などは無形のもの、が学士院学術会議ということになつてゐるわけですか。きつめて現地においてもあいまいな状態になつておるわけですか。ですから、どこか出先機関なのかはつきりしていただかなければなりません。したがつてこれも契約書の内容と同じようにひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○委員長(矢山有作君) 委員長からひとつ申し上げますがね。いま大河原アメリカ局長の話をおいておると、ABCは米国の原子力委員会と米国の学士院との間に契約が締結されてつづられた、こういうわけですね。それで準政府機関だといふのでしよう。アメリカの機関としては準政府機関とみなされておるものが、口上書によつて日本国内に設置をされる場合にはアメリカ合衆国政府機関としての地位を与えられるわけですか。この点は私は非常に大きな矛盾があると思ひますので、須原君の質疑にあわせてお聞きをしておきたいと思ひます。

○委員長(矢山有作君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員(長) 矢山有作君) 速記を起して。  
○政府委員(大河原良雄君) 昭和二十七年の口上書によりますと、米大使館から外務省に對しする口上書の中にこういうことが書いてございまして、「大使館は、外務省に對し、同委員会と前記職員は、ここに明示される目的に關し、合衆国政府機関の性格及び大使館に付屬する政府機関の職員の性格を有するものと見做されることを、通報する」と。これに關連いたしまして、本年四月の口上書におきまして外務省は、在日合衆国大使館に對し、「同委員会の本邦に設置された合衆国政府機関としての地位は引續き認められるものであるが、これを在本邦アメリカ合衆国大使館に付屬する機関として引續き認めることはできない」と。こういうことを通報したわけでございます。経過的にはこのやうなことがございまして。

一方、アメリカ側におきましては、先ほど来御答弁申し上げておられますように、大統領命令によりまして、米国の政府機関であります米国の原子力委員会と、準政府機関として扱われておられます米国の学士院との間の契約に基づいて設置されておると、こういう關係がありましますために、政府といたしましては政府機関の出先機関としての扱いを行なつてゐると、こういうことでござい

○委員長(矢山有作君) それがおかしいじゃありませんか。アメリカはそのABCになるものを準政府機関だと言つておるといふのでしよう。アメリカ自身が準政府機関だと言つておるものを、口上書で国内に設置を認める場合に、あなた方はアメリカの政府機関として設置を認めたいんですか。むしろ前の口上書のほうが「合衆国政府機関の性格」云々といふことで、これはのほうがばけておるわけですか。今度再確認した口上書のほうが「合衆国政府機関」としてビシヤツと政府機関といふことを決定づけてしまつておるわけですか。向うが準政府機関の扱いをしておるものを、口上書で国内に設置を認めるときに、アメリカ合衆国の政府機関として設置をなす認めなければならぬのか。これが問題なんです。これが独立国の日本政府のやることかと言ふんです。

○政府委員(大河原良雄君) ABC自体は、先ほど来申し上げましたように、契約に基づくものでございまして、日本にありましますABCは、その組織及び職員等に關しましては学士院の監督のもとに置かれてゐると、こういう關係でございまして、政府機関としての扱いをいたしてゐるといふことになるわけでございます。

○須原昭二君 いまの御答弁では私たちが了解できません。したがつて、先ほどの契約書の内容、二つの契約書の内容と、出先機関の論議の問題点についてはもう一度統一見解を持つて出てきていただきたいと思います。私は局長の御答弁は了解できません。外務大臣にひとつお出ましをいたして、明確な統一見解を出していただきたいと思います。その点を委員長のおとりなしをお願いいたしたい。

○委員長(矢山有作君) 大河原アメリカ局長、よろしいか。  
○政府委員(大河原良雄君) 資料につきまして、先ほど御答弁申し上げましたように、新しい契約書については米側と鋭意話し合ひをいたして

います。  
○委員長(矢山有作君) 御答弁はいただきました。私もこの質問にかんでおるわけで、私自身も、大河原さんが残念ながら何を言つておられるのかよくわからぬ。国内にアメリカ合衆国政府の機関としての設置を認めた、口上書で。しかもアメリカが準政府機関だと、こう言つておる。この矛盾点は私にもわかりませんので、これは質問者もそう言つておりますから、あらためてあなた方よく研究をされて、われわれがなるほどさうかといふやうに納得のいくやうな御答弁をいただきたいと思ひます。  
○須原昭二君 では、その問題はひとつあつて残していただいて先へ進めたいと思ふんです。ほんとうに貴重な時間をくだらない御答弁でほんとうに迷惑をいたしました。ひとつ今後お出ましをいただくとときはきちんとした御答弁をしていただきたいと思ひます。  
そこで進めていきますが、ABCは先ほど申しましたように、そういう問題点がたくさんあるんです。疑惑に包まれておるんです。だから私はほんとうに調査研究をするというなら完全に日本の主体性、日本政府に移管すべきであるという主張を続けておるわけですか。したがつて、そういう声はいまや国民の中にも非常に多くあるわけだ、特に現地のABCで働く日本人労働者は、自分たちは陰に陽に被爆者の遺体をあさつて歩くハゲタカの行爲だといつて労働組合の組合員自身が言つてゐる、こういう現実が皆さんの御案内でないでしようか。特に私たち社労委員会が昨年八月現地を調査いたしましたときに、被爆者の遺族のうち遺体をABCに提供して解剖に應じた者は二千八百三十二体、はつきりと解剖を拒否した者が三千九百九十八という非常に多いんです。連絡遅延、連絡不能で解剖できなかったものが四百九十四体あるという状態でありましますけれども、ABCがいわゆる遺体をくださいと言つていくと二〇%しか応じないんです。被爆者の遺体解剖については原爆病院や主治医から頼みますと四〇%

集まってくる、それをABCに提供しているというのが現状なんです。このABCにおけるところの日本の主体性は全くない、主権はアメリカにある、まさに日本は隷属下に置かれている現実を見るに、どうしても私はその締結の内容というものを明らかにしなければならぬ、かつまたアメリカのどの出先機関であるのか、この点は明確にしなければ論議が進みません。この点はひとつ銘記していただきたいと思うわけです。

そこでですね、こういう状態ですから、ABCが設立されて今日まであの膨大な調査研究の結果の資料は最近わが党の上田哲君のその質問によって明らかにされた、あり場所がはっきりわかって返ってきましたけれども、いままでは一度も日本で公開をされておられないのです。それだけの被爆者の治療に対して具体的に役立てたのか、これは厚生大臣御存じだと思います。それから御答弁をいただきたいと思うんです。さらに原爆がいかに悲惨なものであるか、いかにおそろしいものであるかということを国民の前で一度でもPRしたことがありますが、この点を明確にしたい。ききたいと思つた。この解剖拒否が、ABCがやっておる解剖の要請にこたえる人が少ないというところ、解剖拒否がいかに多いかという具体的な理由を厚生省はどうお考えになっておられるのか、この点を明確にひとつお願いをしたいと思つた。まさに私は被爆者をモルモットにするABCを原爆の原点に残しておいて、依然として占領下におけるところの同じような活動をアメリカに許しておる、こういうところに問題があると思つた。政府の無神経といふか、政府の怠慢といふか、まさにそう言つても私は過言でないと思つた。この公開の問題、あるいは治療にどのように具体的に役立っているのか、さらにPRをしたことがあるのか、明確にひとつ御答弁をいただきたいと思つた。

○政府委員(柳瀬孝吉君) ABCのいろんな研究についての資料の問題でございますが、このABCができます以前の、終戦直後、アメリカから

ら広島、長崎の原爆の影響について調査団が派遣されまして、いろいろな資料を集められたわけでございますが、この資料の扱いにつきまして、その資料が、当時その散逸を防ぐためというところで、米国の病理学研究所のほうに持つていかれたわけでございます。これが昭和四十四年にその資料の一部が返されたわけでございますが、まだ相当の数の資料が残っているというところを、先生御指摘のように、上田議員さんの御指摘もございまして、わがほうといたしまして、アメリカ側に對しまして残っている資料は全部返していただきたいという要求をいたしまして、これがことしの五月八日に返還されてまいりましたわけでございます。これは当時こちらからアメリカに持ち帰られましたものの全部であるというふうに私どもは伺つておるわけでございます。今度は、そのあと、ABCがその研究をしたその研究の内容その他のについてどうなっているんだ、これは隠されているんじゃないかということでございますが、これは、国立予防衛生研究所の支所が二十四年にできまして、これとの共同研究ということでございます。それをずっと続けてやっておりますわけでございますが、その内容につきましては、これは、成果はすべて日米両国語によつて原爆傷害調査委員会の年報という形で公表されておりました。日本及びアメリカその他の国の医学会にも報告発表されておりました。また専門誌等にも掲載されるなど、広く公表されておるところでございます。また大学とか図書館、専門研究者等の関係方面にも配付されて、貴重な参考資料として活用されておりました。これは、その研究成果を米国民が秘蔵にしているというふうなことにはなつておらないわけでございます。

○須原昭二君 そこで、上田議員が指摘をいたしました、四十六年十二月十六日、参議院の内閣委員会で指摘されて、被爆資料、病理標本二百六十ポンド、アメリカの登録番号で言うならば一五八九三〇、おくれれば先ほど、いま御答弁がありましたように、五月八日でしたか、返つてきた。全部返つてきたかどうかということを確認をされたかどうか、いつ確認をされたか、その報告はどうなっているんですか、それが一つ。時間の関係がございしますが、――そして、いま返つてきている分についてはどのように保管をされ、だれの所有となり、そして、私はこの際、原爆というものがいかにおそろしいものであり悲惨なものであるかというところを国民に周知徹底をさせるためにも一般公開に踏み切るべきである、――一般公開に踏み切るべきだ、――この間公開したと言つけれども、それは限られた専門家だけに公開されただけであつて、これを一般公開すべきだ、こういうふうな思ひますが、その点の計画はどのようになつておられるのか。

さらに、この資料の隠されて――隠されておつたと言つたところ、これはワシントンのAFI、すなわち米軍の病理学研究所なんです。軍隊です。学術会議の出先機関というならばまだ話がわかる。しかし原子力委員会というものは日本の原子力委員会と違つて平和的利用といふ一つは核戦略の軍事的な問題と両面あることを忘れてはならぬと思つた。そういう軍事的に利用されている現実をどのようにお考えになつておられるのか、この際明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 米側が持ち帰った資料が今度返還されたわけでございますが、これが持ち帰ったものの全部であるかどうかの確認はどうしたのだという御質問でございますが、これは米側が五月八日にこちらにその資料を送付してまいりました。約二トンの品物、これは病理組織標本とか、スライドあるいはパラフィンブロックとされた書類でございますが、これを五月の八日に広島に移送いたしました。そこで、市、関係者あるいは原医研の責任者が立ち会ひまして受け渡しを受けたわけですが、そのときに向こうからついてきました係官に念を押しまして、向こうの係官がこれを持ち帰ったものの資料は全部でございますという答弁を受けたわけでございます。

それから一般公開すべきじゃないかという問題につきましては、これは私も広島で梱包を解きまして、それぞれ広島、長崎の原医研及び県、市にお引き渡しをいたしましておまかせをしたわけでございます。この扱いにつきましては、県、市、原医研の方々に御一任をしたわけでございます。

○須原昭二君 アメリカの、米軍の病理学研究所で言つておつたという現実、そうしたものをから考えますと、何といつても先ほどのABCの契約書の内容等々明らかにしないと、ここで論議が続けられませんか。したがつて、この点はまた保留にしたいと思つた。

○委員(矢山有作君) 中止でなく、保留です。

○須原昭二君 保留して、あとは保留をしたい、きょうは。国内的な問題だけにひとつ限つて行なつて、あとは全部保留をいたしたいと思つた。

そこで、全部すべてがそこら辺にひつかつてくるものですか、これは何ともならぬです。――基本の問題点がわかりませんから、きつめて質疑をするのに非常に困つておるわけだ。〔保留しておけ〕と呼ぶ者あり。じゃ、国内的な問題点だけ二、三点に限つてわかることだけひとつお尋ねをします。

昨年、こしも衆参労委會で、ABCと国立予防研究所の協力関係について再検討するとともに、各省にまたがる研究機関並びに民間医療機関が放射能の影響や治療についての研究を一元的に行なうように促進をはかると、こういう決議がなされていることは御案内でしょう。

○政府委員(加倉井毅一君) 御指摘のとおりで私もその線に沿ひまして各方面と折衝を重ねております。

○須原昭二君 いつまで折衝されているのか、その辺が問題です。この決議について関係各省どのように尊重して努力されてきたか、いま抽象的な御説明だけでわれわれわかりません。したがって、厚生省の予防研究所あるいは科学技術庁の放射線医学総合研究所、文部省の所管になります広島大学、長崎大学の医学部におけるところの研究、日赤の原爆病院等々多くの問題があります。いつまでにやるのか、この点を明確にしたい。ただきたいと思うんです。現在われわれの知っている中では、調整をしておると言っておられますけれども、何もやっていないのではないかと、何やら決議は決議で放任をされているような感じがしますが、その点はどうですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) これは関係各省で昨年の五月以降、日米関係の問題も含めまして各研究機関のあり方についても非常に議論が多かったわけでございますので、その後、科学技術庁、文部省、外務省、厚生省で何回も集まりまして御相談をいたしまして、そして十一月の中旬過ぎに関係各省の間で、先ほど先生のお話のございました文部省関係では広島大学及び長崎大学の原子爆弾放射能医学研究所あるいは医学研究施設、あるいは科学技術庁におきましては放射線医学総合研究所、それから日赤の原爆病院、それから私どもの予防の原子爆弾影響研究所、そういうところが従来ややもすれば連携を欠き、調整をとらないそれぞれの研究を別個にやっておったようなきらいもありますので、今後は密接にそういう機関が連携をとって協賛組織をつくって、それでお互いの研究成果というものを生かして、お互いに活用していこう、それと同時に研究の、これは研究施設を一つにするというわけにはなかなか、いままでのそれぞれの研究所の経過からいまして一つにするというわけにはいきませんけれども、そういう研究の総合的な連携調整というものをはかっていること、そのためのそういう機関をつくらうということに意見の一致を見たわけでございます。これは近いうちにそういう協賛機関をつくるように

いたしたいというふうに考えておるわけでござい

○須原昭二君 いま一つは、いまの答弁で私は了解できませんけれども、いま一つ決議がありま

す。国立予防衛生研究所の業務は厚生省設置法十九条に規定されておりますけれども、直接原爆による放射能調査研究にはこれは関係がないので

す。国会の附帯決議にもあるようにABCとの国立予防衛生研究所の協力関係について再検討すべきだ、こういうことが指摘をされておるんですが、両者の関係はどうなっておりますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 厚生省設置法で第十九条に、これは非常に抽象的なんでござい

ますが、「国立予防衛生研究所は、伝染病その他の特定疾病及び食品衛生に關し、云々とありまして、特定疾病」というところで読みまして、そこでその十九

九条の六項の4号で、「厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。

その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。」ということにいたしておりました。内部省令で支所の名称及び位置は広島原子爆弾影響研究所、広島県広島市比治山、長崎原子爆弾影響研究所、長崎県長崎市松馬町というふうに法的根拠がなっております。

○須原昭二君 いまの御答弁を聞いておても何か百日が一日のごときような感じがしてなりませ

ん。したがって厚生大臣、やはり国会で決議がされ、あるいは附帯決議があった問題についてどのように処置されようとしておいでか、決意だけを聞きたい。

○政府委員(柳瀬孝吉君) ただいま審議官のほうからお答えいたしましたように、国立予防衛生研究所の支所が広島と長崎と、こういうことで共同研究に

応じようというところで今日までできています。私ども当然尊重しなければならぬことではござい

ますから、いろいろ問題がありますならば、その問題の解決に当たるようにしなければならぬ

と、かように考えております。

○須原昭二君 これはひとつ、何度が国会で議論がなされておるところですから、明確に早くして

いただきたい。何か前提がくずれておりますから、前提が何かさっぱりわかりませんから、暗中

模索の質問になつてしまわざるを得ないので、そこ、今度国立予防衛生研究所の広島、長崎支所の職員は国家公務員でありますか、どう

ですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 国家公務員でござい

ます。

○須原昭二君 その職員数と所長以下どういう構成になつておりますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 所長それぞれ一名を含めまして三十二名おります。

○須原昭二君 そこで、国家公務員であるということになれば当然国家公務員法を順守しなくては

ならぬと思つて。国家公務員法六十三条給与の準則、百一条職務専念義務、百四条兼業などの規定がござい

ますが、国家公務員が自己の公務に対して第三者から経済援助を受けていることについてABCからこの予防の職員に対して金銭的な援助を受けているとしたらどういうことになり

ますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 国家公務員が給与を受けているのは何らかの収入を得るという場合もいろいろあるわけ

でございますが、雇用関係に基づいて別のところから収入を得るというものは禁じられておるわけ

でございます。ただ研究、たとえばいまのABCの研究につきましてもその研究に個人的に協力をするというようなこと

に基づいて協力の研究費を費弁償その他の点でもらつて

いるというところはあり得ると思つて。ABCから内職をもらつてその賃金をもらつて

りますから。予防支所長ですね、広島

の須原さん、二十五年間同じ地位にあつて勤務をされて

いる。長崎の所長さんであります永井さんは十六年間同じ立場にある。支所長として居

座つておられます。須原さんに至つては七十歳です。国家公務員に定年制云々という問題はござい

ますけれども、七十歳で実はからだが悪くあまり出勤に及び

ないようなことも聞いております。しかも研究職特一であり

ますから二十万円の給与を受けておる、甲号俸とい

いますか、頭打ちになつて。この両支所長に対してABCから

所長手当として一時的ではないのです、毎月十五万円ずつ支給されて

いる。これは内職ですか。毎月です。この金額は本俸の四〇

％に当たる高額のものです。しかも予防の研究員は何らかの形でABCより

い

わゆる研究費という名目で毎月これまた経済援助を受けている。同様に平職員に至るまで行(一)の四

等級以下です。これまた謝礼をもらつて。こういう経済的援助とい

うものはABCに働く労働組合から予防支所の人事課で実際に調べた調査ではつきりして

いる。先ほど厚生省のあるお役人に会つて聞きま

した。最近六名くらいはもらわぬようになりまし

た。全員もらつておるという事実はどうお考えになりますか。このように全職員がABCから個人的に援助を受けているようでは、どんなにしても日米の対等

出しましたそうなのですが、いまの須原委員の御質問を聞いておりまして、まことに何と申しますか、被爆者の人たちがほんとうに食いものになつてゐるような感じを私どもも受けたわけですが、ここに一通の手紙を拝借してまいりました。それはこういう手紙でございます。「被爆者であるために、次女の結婚問題についてたいへん

困難いたしております。九分どおり話が進んでおりまして、気がかりのあまり、ある病院や保健所に問い合わせますと、生まれる三世は不幸な子供が生まれるかもしれないと、破談になることが三度もありまして、とうとうに泣いています。娘も私の被爆者活動はやめてくれと泣きます。通院も当分やめて、からだの調子を見たらと、一、二月は通院しませんでした。三月からはたまりかねて通院いたしております。世間の目は冷たい。私の場合、就職問題についても冷たく、不採用の通知を手にすることも数度ありまして、原爆はにくらしい。こういう手紙を私実には借りてきたんですけれども、いまの須原委員の質問をいろいろ伺っております、ほんとうにこんな手紙を書かなければならない被爆者の置かれていた立場を考えると、まことに気の毒でならないわけでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、いまのABCからいたしている手当てですね、これはアメリカから手当てを受けているのですけれども、そうすると、これに対する税金を払っているのでしょうか、払っていないのでしょうか、どうなんですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 税金は払っておるそうでございます。

○中沢伊登子君 それは確かでございますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 確かでございます。

○中沢伊登子君 それならば続けて質問いたします。そういうような税金を払っていただければそれでよろしいのですけれども、よく聞くところによりまして、外人から給料をいただいている人は、日本人から給料をいただいているのと違つて、それが一つの税金の盲点になっているというのをよく聞いています。その問題についてどうなつておるのでしょうか。

そこで、このたびのこの原子爆弾の被爆者に対する特別措置法の法律の改正では、特別手当を一万円から一万一千円にすることになって、いますね。それから健康管理手当についても五十五歳か

ら五十歳に引き上げるといいますか、引き下げるといひますか、そういうことになって月額四千円から五千円になったと、まあこれはおのおの千円ぐらいいし上がらないわけですね。ところが、私どもまだ十分よく調べてはおきませんけれども、あるいは恩給とか、特別児童扶養手当とか、先ほど午前中に私がちよつと触れておりました老齢福祉年金とか、こういうものはやっぱり相当大幅にベースアップしているわけですね、手当が上がつているわけですね。それに、原爆のこの人たちは、なぜこんなに低額しか上がらなかったのか。物価がこれだけ大幅に上がっているのに、それでなくて、被爆者の人たちはしよつちゅうからだが悪くて普通の健康体のように働かせないので、いたっているいろいろなもので、まあ生活をささえておられますけれども、相当きつい生活でございます。その点はどうか。

○政府委員(加倉井駿一君) 特別手当につきましては、これはいわゆる原爆症にかつておられる方の健康上悪条件に置かれておられます場合に、原爆症の治療にあたりまして、栄養の補給、あるいは通院、入退院、あるいは保健室をお飲みになるための特別の出費という考え方でございます。まあ生活の、生活費というだけではなくて、むしろその上に加えられた療養生活の安定をはかるという趣旨でございます。若干従来の生活給的な考え方から除かれておりますので、ほかの各種手当の引き上げという額には見合わないということになっております。

○中沢伊登子君 それにしてもあまり不公平な感じがするし、物価が、いままでないぐらいいの大幅な物価の値上げでしょう。ですから、これではあまり不公平ではなからうかと、こういうふうに思うわけですね。

それから健康管理手当の問題ですけれども、疾病にかつた人でないといふはただけだといひますね。でも健康管理というならば、これは当然いづいかなるときに病気ににかかれても、おかされるかもしれないので、健康に見えるときにもすで

に手当を出すべきではなからうか。特にこの健康管理手当をいただいている方は三十四人ですか、全国で。そうですね。この人たちにいよいよ疾病の名前がつくまでに少しいう人たちに何とか見てやれないものかどうか、この三十四人の人には、もう与えられないのですかね、与えられない、どつちですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 健康管理手当は特別被爆者であつて、それで所得の制限が一応ございまして、その制限、それからいまの病気のいわゆる原爆に関連のある疾病にかつておられるという条件、それから年齢の制限というものがございまして、まあ、その要件に該当している。あるいは四十八年度について考えますと、推定約六万九千人がそれに該当するといふふうに推定されているわけでございます。

○中沢伊登子君 私がちよつと思ひ違いしました。そのようにいふいかなるときに病気になるかもしれないのですね、被爆してはいますから。ですから、そういう人にも疾病にかかる前に支給することはできないのかどうか、それが一つ。

それから、八つの病名以外にはこの手当はいたさないのですか。その点で病名の拡大をもつとしたらどうですか。それは先ほど柏原先生がいろいろお聞きになつておられましたけれども、たとえばリウマチとか、それから外傷によりコルセットをやつていらつしやる方も相当ふえているようですね。広島で外傷されて、それから病名はつかないけれども、ぶらぶらしているような病弱者もいらつしやるわけですね。先ほどのお話ではありませぬけれども、胃がんになる方が普通の人より三、四倍あると、こういう人もみんな八つの病名以外に病名の拡大をしていく考えはないかどうか。

○政府委員(加倉井駿一君) 健康管理手当の支給対象の疾病でございますが、これはやはり原爆に関連があるといふこととございまして、人間の臓器のうち、特に放射能の影響を受けやすい器官につきまして、原爆の影響はないけれども、それと

同じような類似の症状、あるいは疾病にかつておられる方に特別被爆者のうちから健康管理手当を差し上げる、こういうことになっておりまして、やはり原爆の放射能に関連のある疾病ということになりますと、やはり現在の医学的常識から申し上げまして、放射能の影響を受けやすい器官に障害がある疾病ということに限定されておることを考えております。

○中沢伊登子君 私がいま質問しているのは、広島や長崎で原爆を受けた人にとつてのことなんです。だから、それは全然違う、よそにいた人でリウマチになつたり、あるいはコルセットをしたりといふことを言つておられるわけじゃないんです。ですから、これはもう明らかに広島、長崎で原爆の洗礼を受けた人の、あるいはリウマチとか、コルセット使用者とか、胃がんとか、それから病弱者とか、こういう人にも適用したらどうかと申すておられるわけですね。その辺どうですか。

○政府委員(加倉井駿一君) これは非常に医学的な、専門的な事項でございますので、原爆医療審議会の専門家の方々の御意見も聞かなければいけないと思ひます。したがつて、そういうリウマチその他が原爆に関連があるといふことの結論が得られれば、当然、健康管理手当の支給対象になるうかと思ひます。そこいらの非常に学問的な問題でございます。私ども、専門的な立場になつておられますので、今後、原爆医療審議会の御意見を聞きたい、かように考えております。

○中沢伊登子君 先ほどからいふことと違つて、はつきり答弁をしろと、こういうふうな追つておられたわけですから、こういう問題も早急に審議会にかけて結論を出してあげませんと、もう原爆を受けてから二十八年でしよう。だんだん老齢化はして、五十歳に引き下げたといふいいながら、こういう方がたくさんいらつしやるわけですから、その辺も早急にやつていただかなければならないと思ひます。

それなら手帳をもらっている人ですね、手帳をもらいながら病院に行きますと、健康保険が優先するために手帳が生きていないことがしばしばあるようです。それはやっぱりお医者さまによって違うようです。ございますけれどもね。だから、もう被爆者にしてみれば、健康保険と手帳と、二本立てではなくて、手帳さえ持っていればそれで一切やってもらうようにしてはいいと、こういうふうな要望もあるわけですが、その辺は検討したことがありませんか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 手帳を持っております。場合には、健保等の保険で支払った残りの一部負担部分につきましては、全部、公費で見えるようになつております。ただ、手続的に、先生おっしゃいますのは、おそらく指定医療機関でないところにかかるといふ場合には、これは一ぺん支払いをいたしまして、その支払いの領収書を持って県のほうへ請求して、その料金を払い戻しといひます。か、を受けると、そういうちょっとめんどろなところがある場合があるわけでございまして、おそらくそういうことをおっしゃっているんじゃないかと思ひます。

○中沢伊登子君 それはどうもそのようでございます。というのはお医者さんが二通のあれを書かなくてはいけないわけですね。ですから、それはいま御承知のとおりお医者さんは足りないし、老人医療の無料化で病人はたくさん見えるし、いろんなことで相当お医者さんのほうも繁雑でお困りのようなことも私ども聞いております。その辺で相当損をしていらつしやる方もあるようでございます。ですから、それはいま家族国民健康保険なら七割給付ですね、そうするとあとの四割をこの被爆者の手帳で払ってもらえるわけですね。そこら辺がなかなか手続が煩瑣で困ると、そしてまあもう少し立ち入って言えばもっと詳しい資料を私持っているんですけれども、それを言っているかどうかちょっとわからないんですが、実ははっきりい言いますと社会保険に加入しているのが五〇%、国民健康保険に入っている人が三〇%、あと

の残りの二〇％の人はその国民健康保険の支払いすら逡巡されて、実は国民皆保険といえながらなかなかかそうという保険にも入り切れないという人もあるわけです。これは實際の話で私はあるところまで調べてまいりました。そうすると手帳を持っていないものもなかなかその健康管理手当金額そっちで払ってもらえない立場の人もいらつしやるわけですよ。それ、ちょっと皆さんではおわかりにならないかと思えますけれどもね。私は事実調べてまいりました。ですから何とかしてその繁雑なこ

を避けてもうその手帳だけで何とかやってもらえないだろうかというのがずいぶん大きな要望になっておりました。その辺はまたお医者さんとのトラブルが起ることといけませんからあんまり深くは追及をしないでおきますけれども、それで失権をした人がありますね。たとえば転宅をしたりして変わった場合ですね。そういうときにもこれだけの書類を出さないといけないんです。いろんな書類あります。その書類も私みなもってききました。そうすると、年をとってからだが少し悪いの、税金の証明書だの家族の扶養義務者の納税証明書だの、何とかかんとかみんなもらってきなさい

というような通知があるわけです。そうするとやっぱり転居をしますと二、三カ月ついおっくうでせつかくの権利がいただけない人もある。もういよいよせつば詰まって手続をしてもらうときにはもう二、三カ月損をしている、こういう方もあるようでございますがね。それからまた申請をするときに証人が二人ずつ要る、あなたは確かに広島で原爆を受けられましたというその証人を二人ずつ書きなさいという紙もあるんです。そうしますともう二十八年もたったら私があつたときにあそこで原爆にあつてこういう病気になるんですというような証明をするような人を二人さがすのもなかなかむずかしいわけです。ですから何とか保証人といいますか、証人を一人ぐらいにしてもらえないかというような希望もございました。その辺はどうですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 最初の御質問でございますが、都道府県の区域を越えて別の府県へ行きますときにいろいろ手続がめんどうじゃないかというところでございますが、これ一応現在の制度的にいろいろ住民登録その他の移動に伴って必要な申請の手続というものがあるわけでございまして、これが確かに煩瑣なわけでございますので、できるだけ実務上これを簡素化できる面は簡素化していけないものかどうか、今後早急に検討したいと思っております。

それから第二番目の御質問でございますが、被爆者手帳の交付にあたりまして証明をする人が従来は二人必要であるというふうなことであったわけでございますが、被爆以後現在もう二十八年もたっておりまして、なかなかその証明というものを複数の人にしてもらうというのはむずかしいという状況もございますので、証明方法といたしまして、当時の罹災証明書のほかに本人以外の方で確かにそういう被爆されたということの証明がはつきりできるような証明書であれば、一人でもいいというふうな手続上簡素化をはかつていくようにしたわけでございます。

○中沢伊登子君　それでは、もうそれはできてゐるわけですね。

それから、次に今度、公営住宅の優先入居ができませんかどうか。これは母子家庭や心身障害者などは公営住宅に優先的に入居できるワタがあるわけですね。ところが被爆者に対してはそういう権利がないようでございますね。それは御存じですか。

○政府委員（柳瀬孝吉君）　被爆者という要因で、特に公営住宅に優先入居できるというような取り扱いはされていないというふうに理解しております。広島、長崎等においてもたくさん被爆されています。広島、長崎等においてもたくさん被爆されています。おられる方がおるわけでございます。まあ県営住宅あるいは市営住宅、県市がどういう取り扱いをするかということの問題になるかと思うのでございます。

○中沢伊登子君　これは、建設省の住宅局から流してもらいますと、これは全部の人入れなさいといっているわけじゃないんです。たとえば神戸市なら神戸市で十戸くらいはそういうワクを取りなさい、あるいは京都でも十戸くらい取りなさい、こういうことを建設省の住宅局のほうから流してもらうと、優先入居ができるようでございますから、その辺の努力はひとつしてあげてほしいと思います。

それからもう一つ、被爆者がかねてから、七、

八年來の希望としていこいの家がほしい、こういふことは御承知でございましょうね。

○政府委員（柳瀬孝吉君） そういう御要望については承っております。

○中沢伊登子君 それは検討していこいの家をつくらうかという機運になっているのかどうか、どちらですか。

○政府委員（柳瀬孝吉君） 現在、そういういこいの家を温泉地等につくっております。山口県の湯田の温泉なんかにはございますわけでございますが、そのほかの地域にはまだそういう保養所等をつくるという計画を聞いておりません。

○中沢伊登子君　それは島根県の有福温泉というところにもこういういいの家みたいな温泉があるわけです。これはいま大はやりでしょう、働く婦人の家をつくるとかあるいは青少年センターをつくるとか、それは被爆者もあり見捨てないで、被爆者のためにもこういうものをつくってあげるような方向で検討されてしかるべきだと思います。ぜひともそれも七、八年来の要望だと言っておりましたから、この被爆者の人のためにもそういうことを検討してあげてほしいのですが、いかがですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君)　最近は温泉地等あるいは保養所等で国民宿舎とかあるいは国民休暇村等の施設もたくさんふえて、低廉な料金で国民一般に保養の実をあげるような施設を提供しようというふうなことが非常に充実されてきているというふうな状況もございますので、そういう施設も大

いに使っていただきたいというふうに思いますけれども、いまおっしゃいましたような問題につきましては県あるいは市ともよく御相談してみたいと思います。

○中沢伊登子君 それはいろんなところを使ってもらえたいと言いますけれども、それがいまはレジャー時代ですからいろんな元気な人がどんどん先に申し込んで行っちゃうわけです。ですからせめてこういうものを被爆者のためにもつくってあげるべきだと思えます。それはひとつ皆さんで検討していただきたいと思えます。

それから、次に伺いたいのは被爆者の家庭訪問制度、これは厚生省のほうから昨年度予算を取ろうと考えられたんでしょう、それが削られてしまったんじゃないですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 訪診の予算要求は四十八年度はいたしておらないわけですが、相談員制度を、これは一応要求したわけですが、さすが、この相談員——民間の相談員という制度をぜひつくりたいという御意見と、ちょっといろいろな秘密保持の見地から民間の方々に相談業務をやってもらうのはちょっと困りものだという御意見もございまして、その辺の調整ができません。四十八年度は、四十八年度は一応見送って、四十九年度までにその辺の調整なり、考え方の統一をはかって予算に乗せるか乗せないかというところを検討していきたいというふうに考えております。

○中沢伊登子君 被爆者の問題はいろいろありました。たいへん微妙なものでございまして。ある一部では二世の健康診断をしてください、という要望が非常に強いと思えて、そんなものをやられたらやっぱり結婚に差しつかえるからやめてほしいとか、いろいろむずかしい問題がこの被爆者の中にはあることを私もよく承知をしていて、こそっとしておこうというのでは事は済まないと思えますね。そこら辺をやっばりお互いに英知を凝らして、何とかこういう人たちに、やっばり戦争の犠牲でございまして、十分よい方

法を考えてあげていただきたいと強く要望をしておきます。

そこで、最後に、もう一つお伺いしたいことは、葬祭料です。この葬祭料、今度上がっておりますね。いま一万六千円でございまして、朝から何べんも言いますけれども、これだけの物価高で葬祭料が一万六千円で済むかどうかというところで、これも要望としてはやっぱり四万円ぐらいたっていただかなければ、とてもじゃないけれどもきない、こういうふうなことを言っておられます。そこで、昨年の四月一日からことしの三月三十一日まで、兵庫県で原爆のために亡くなった方が十九人ございまして、そして、今度四月一日から六月三日まで、ついで、三日前ですが、この二カ月間で、四人も死亡をされているのです。ですから、こういう現実もよくごらんをいただいて、そうして被爆者のためにもっとも真剣に取り組んでいただいて、ただ健康管理手当を千円上げるのとか、これくらいのことではなかなか済まない問題ですから、同じように戦争の犠牲になられた人々にはいろいろな手が差し伸べられていまして、まあ、この人々に対してはわりあい冷たい仕打ちしかしていただいていない。先ほどの病気のいろいろな皆さんの質問を聞いて、八つの病気のほかはなかなかこれも健康管理手当がいただけないというところは放射能の影響を受けたというところでは問題にしていな

いわけですね。だから究極はやっぱり援護法をつくらなければならぬんじゃないけれども、この人々を助けていただけないのではないかと。援護法の問題については、いままでにも強い要望があったのに、佐藤総理大臣は、わざわざ広島まで行って援護法はつくりますよというふうなことをはっきり言っておられた。今度は総理大臣もかわられましたから、その辺の検討はどうなっているか伺わしていただきたいと思えます。

○政府委員(柳瀬孝吉君) まず、葬祭料の問題でございまして、これは四十七年度におきまして、

一万円から一万六千円というように、一応率としては六割増しということですが、率的には大幅なアップだということですが、このところが、先生おっしゃいますように、じゃあ、現実には具体的な葬祭の費用とどういうわけがあるのかというところになりますと、これはやはりもっと大幅に引き上げてやらなきゃならぬ種類の手当だと思わうでございまして。そこで、四十八年度も一応要求はいたしましたけれども、いろいろほかになくさん解決をしていかなきゃならぬような問題もかかえておりましたので、残念ながら四十八年度は葬祭料につきましては、引き上げができませんでしたが、来年度はぜひひとつ大幅な引き上げをはかってまいりたいと、こういうふうに考えております。

○中沢伊登子君 援護法は……。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 援護法につきましては、これはなかなか軍人軍属というふうな、国と特別権力関係にあった人々が公務のために、その意思のいかんにかかわらず死亡したりけがをしたというところ、それ以外の戦災を受けた方々というところとの間のやけり問題が非常にむずかしい問題でございまして、確かに原爆の被爆を受けたというところは非常に悲しい、悲惨な事実でございまして、この置かれた特別な事情というものはもちろん十分考慮しなければいけないというふうなところまでつなげるには、なかなかまだ一つむずかしい問題があるわけではございまして、私どもはその特別な事情というところに特に着目し、留意をいたしまして、今後とも大きく改善充実の策をはかっていきたい、こういうふうに考えておるわけではございまして。

○中沢伊登子君 その国家補償の問題については先ほどから藤原先生も柏原先生も盛んに言っておられましたので、いろいろなむずかしい点はあるかもしれませんが、これ以上さき柏原先生言われたようにふえることはいわゆる被爆者。被爆をされた方の人

数わかつていくわけでしょう。ですから、ひとつその辺で援護法がつくれるように十分な検討と努力を要望しておきます。

それから先ほど十九名なくなった、つい最近まで四名なくなったというの、あれは神戸市の統計でございまして、これをつけ加えておきまして私の質問を終わらせていただきます。

○小笠原貞子君 毎年繰り返されていることでございまして、きょうもまた朝から各委員によって繰り返されておりますこの原爆被爆者の問題については、被爆者自身が心がけが悪かったからではないし、あやまちをおかしたからではない。全く戦争を引き起こした者のために犠牲になられたのだというところを根拠にしっかりと据えていただかなければ、いろいろな問題の解決にならないと思うんです。そういう立場からすれば、当然アメリカに対してすべての請求権を放棄したのである以上、国が責任をもって被爆者の方々の生活を見、そうして健康を守るための御努力をいただかなければならぬはずなんです。御答弁のたびにいろいろと善処します、検討しますと、毎年少しづつよくしていつていってらっしゃるようですけれども、全くこれは微々たるもので、二十八年たつたいま大きな問題を残したままではいるのが現状でございまして。そうして、こういう政治のあり方に対して被爆者自身がもう自分の手でどうしたらいいのだというところから、ついに訴訟へ踏み切ったというの、いまの問題になって出てきていると思えます。四月の十九日には桑原訴訟の判決がありまして、すぐ控訴されました。また五月の十七日には広島県の石田先生が認定申請の却下処分取り消しを求める訴訟というのを起こさなければならぬというふうな実情になっております。で、桑原訴訟の判決が出まして、その判決の中でこういふうなことがいわれております。「被爆後二八年、被爆者が老令化の途をたどり減少していることは明らかなことである。少くとも被爆者のうち生活度の低落を余儀なくされている人に対しては原爆症の認定という医学の介入をまつまでもなく特別

手当としての生活給付が与えられることを行政の立場で配慮されることが望ましい。」と、こういうふうにいわれているわけなんです。つまり、裁判の判決の中でも当然こういう人たちに對しては、認定云々以前に、生活度を低く落とさなくても済むようなあたにか行政の立場というものをとってほしいといわれているわけでございます。こういう判決も出されているし、国の責任としてこれを真剣に考へるというふうなお気持ちでもってほんとうにおやりになつていただけるのか。そうでなければ毎年むなしの質疑を繰り返していただくだけだと、私はほんとうに残念に思ふのです。だから最初に、いま申し上げました点についてのしつかりした考へ方の基本をお伺いして次に進みたいと思ひます。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 桑原裁判判決におきまして、先生の申されたような内容のことが判決文に記述されていることはよく承知しておるわけでございます。これは一つの裁判官の御意見として私どもも受けとめていきたいと思ひます。

原子爆弾の被爆者の福祉対策につきましては、これが援護立法とかあるいは社会福祉立法というふうな区別の問題はともかくといたしまして、やはりその置かれてある状況というものをよく理解いたしまして、今後とも被爆者の福祉を實質的に向上させるようにつとめてまいりたいというふう存じております。

○小笠原貞子君 大臣にもお伺いしたいと思ひますが、このような裁判に踏み切るといふことは普通の人でも困難な仕事なのに、まして原爆被爆者というふうなハンディを持った人たちが自分の生きるために踏み切らざるを得なかったということをお考へいただいて、御答弁をいただきたいと思ひます。

あとで申しました、桑原さんに続いて広島県の石田先生という方が認定を却下されたということでも問題になっているわけですが、この石田先生の場合には、白内障なんです。この白内障もお

医者さんの診断にもより、また厚生省自身でも原爆症によるということに認めていらつしやるわけなんです。そして、いま点眼治療をしていらつしやる。しかし、治療をしているから認定をしてほしいと申請なさつたときに、この治療では効果がない、だから手術する段階において申請しなさいというところで認定が却下されているわけなんです。こういうことはまことに非人道的なことである、医療というものはやはり、これではっきり効果が出るかどうかといふのは結論を絶対的なものとして出すことはできないと思ふんです。やはり進行する白内障を少しでもその進行をとどめて、そして見えるようになりたいたいというのが患者さんの希望だし、またお医者さんにしても当然これは治療が必要だといつて治療をしているのが現状なんです。それに対して、早くめくらになれめくらになつて手術する段階になつたらやつとその認定について考へましようというふうなやり方なんです。

こういうやり方を見ますと、原爆医療法の第七條の一項に、「厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。」となつてゐるわけなんです。「現に医療を要する被爆者に対し」ということになれば、この石田先生も、白内障を少しでも進行を食い止めるために、点眼などの治療をしていらつしやるわけなんです。当然、「医療を要する」と書かれてゐるわけですから、手術する段階になつてやつと認定の問題を考へようというふうな考えが、いま「現に医療を要する」と書かれてゐるわけなんです。この「現に医療を要する」といふところが、いま「現に手術を要する」といふふうに変つてゐるのか。その辺のところをお考へいただきたいと思ひます。

○政府委員(加倉井駿一君) 白内障は、ただいまお話がございましたように、進行段階におきまして治療というものは、白内障そのものに對する効果が期待できないというのが、現在の医学的常識でございます。

でございます。したがうして、白内障の手術といたうことに關しまして、これが、いわゆる原爆に起因する疾病の治療という、きわめて狭い解釈をとつておるということに對する御指摘だらうと思ひます。

しかしながら、この問題につきましては、私も、原爆医療審議会の御答申に基づきまして、その御答申により厚生大臣が認定するという手続をとつておりますので、医療審議会の御意見がそういう御意見であるということをおし伝えざるを得ないと思ひます。

○小笠原貞子君 現実に、白内障の方で認定されている人もほかにあるわけなんです。そうしますと、白内障は効果がないうふうな審議会の決定というふうにおつしやいましたけれども、やつぱり現実に白内障で認定されている人もいますし、また、この専門に担当していらつしやる方もお医者さんでございまして、そしてやつぱり治療するということをいまやつていらつしやるわけなんです。

そうすると、その決定というのは、一体どういう基準で、何が根據になつて、この石田先生の場合、却下と、目が見えなくなつて手術するまでほつとけといふことになるんでございませうか。

〔委員長退席、理事大橋和孝君着席〕

○政府委員(加倉井駿一君) 白内障の治療と申しますか、これは、手術の段階におきまして医療というところになるかと思ひます。したがうして、手術ができる段階に至りますまではかなり長期間かかります。これは、硝子体の混濁が手術に適する状態になるまでかなりの時間を要するわけでございます。その間は進行性のものなのでございまして、現在、ほかの目薬等の点眼では、それを阻止することもできません。したがうして、それは、直接白内障に對する影響があるという認定ではございませんで、その手術の場合にはこれは原爆症として認定されるわけでございます。その手術料が原爆症の医療ということになるわけでございます。

○小笠原貞子君 大臣、いまのやりとりお聞きになつて、どういふふうにお感じになりますか。白内障でも、手術するまで、ずつとどんな見えなくなる。だから、見えなくなつた時点で手術すればなおるんだというのと、それが非常に長い期間かかつて見えなくなる。手術するまでの段階というのはいろいろな差がございませう。そして、その点眼したり、治療したり、また精神的に非常に充実した生活をしたりというふうな、患者さんの場合には同じような症状でも、そこいらんな差が出てくるわけなんです。そうすると、先ほども言つたように、この被爆者の方たちを少しでも励まして、少しでも目の見えるような期間を長くさせてあげて、少しでもあたたかい医療の手を差し伸べようとする、そういう、私が最初に言ひましたような基本的な姿勢で考へていただけないか。これはもう見込みがないんだからめくらになんない、そのときまでは全然この認定もしません、援助もしませんというふうな姿勢を、私はほんとうに残念に思ふんです。

大臣、お聞きになつてゐる、どうでしょうか。目医者さんが治療しているという段階で、この点眼は医療でない、手術が医療だといふところまで切り離されてくるという非常に冷徹な判断ということについて、私はちよつと疑問を持つし、こういう姿勢だからいまの原爆被爆者はいつまでたつても救われないんだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(齋藤邦吉君) 小笠原委員の御質問、途中で入つてまいりました全部承つたわけではございませぬから、あるいは的が多少はずれてゐるかもしれませんが、その点はお許しいただきたいと思ひますが、原爆被爆者の医療については、私どもはできるだけあたたかい援助の手を差し伸べることが一番大事なことであると思ひます。したがつて、審議会等においていろいろ御審議をいただく場合においても、そうした気持ちで十分持つていただくことが第一であります。同時にまた、医学的な専門的な判断というものがある

だ、要はそれを機会にしてだんだんお金を出すようになってから認定がきびしくなったという事実、この事実はやっぱり私は否定できないんじゃないか、そう思うわけなんです。

そこで、認定の問題なんですけれども、いま充分時間を費やしたとおっしゃっていますけれども、患者さん本人にしても、またそれを証明してお出しになったお医者さんにしても全然納得されていない。納得できないのは一体何かといったら、認定の基準というものがあいまいではつきり知らされていないわけなんです、一つの問題

は。そこで一つ、「原爆放射線による白内障の認定基準に関する参考意見」というのが四十五年の五月十五日に出ておりますが、こういうような認定基準というものは数あるんでしょうか。あればそれを出していただきたいと、そう思うわけなんです。これ一つ私のほうの手に入りましたんですけれども、だから認定がどういう基準でされているかということに全然不審が出てくるわけなんです。

それからもう一つは、認定する審議会そのものが、御存じのように非公開でございます。プライバシーの問題があるという御説明があらうかと思ひますけれども、本人が自分のことで聞きたい、本人が治療している先生だから信頼しているから聞いてもらいたいという場合には、当然秘密といつても、本人のプライバシーを守るということであるならばこれを公開していただく。そうすれば、時間が短いとやら何とやらというような疑問を残さずに、認定が科学的で正確であるとおっしゃるならその証明にもなるかと思ひます。うわけなんです。だから、いま言ったように認定基準というものはあるのかないのか、あるならばそれを出していただきたい。そして審議会に本人または本人の同意した者の出席を認めるとか、その内容が納得できるようなそういう審議会にしていくのが当然ではないかと、私はそう思うのですけれどもいかがでございますか。

○政府委員(加倉井駿一君) 原爆医療審議会の審議に際しまして、認定基準があるかという御質問でございますが、私どもといたしましては審議会の委員の方々の御意見によりまして、認定基準を設定するということなしに個々の事例によって認定をしていただくというふうに取り扱ってきております。したがって一応の基準というものを設定することはやはりこれは原爆症の性格、性質上きわめて困難なものだらうというふうに考えております。

ただ、それからこれを公開したらどうかという御意見でございますが、個人の方にいろいろの状

況をお聞きすることはございますけれども、その内容等の審議につきましては公開することにつきましては、これは非常にやはり慎重を期さなければならぬ面もあるかと思ひますので、やはり従来どおり非公開を一応の原則とせざるを得ないというふうに考えております。

○小笠原貞子君 その慎重に考えたいというのは本人の将来にとって、本人自身のためになるかならないかということが基準になって慎重ということとが考えられると思うのです。こういうことが知れたら困るということも基準にされたら絶対に秘密になると思う。だから基本をどこに置くかといえ、被爆者自身のためという、そういう姿勢で基準というものをきめられなければならぬ。とするならば、当然本人も聞きたいと、納得したいということであれば、非公開でなければならぬという、そういうことではないと思うのです。

そこで、具体的にお伺いしますが、非公開でなければならぬという根拠となる何か法的なものがあるのかないのかということですが、

それから続いて、時間がないからいまの問題についてお伺いしますけれども、その状態を審議したとおっしゃいます。そしてまた患者や主治医の意見も聞くことは大事だということにたゞいまおっしゃったと思ひますけれども、石田さんの場合について考えてみますと、全然本人も聞かれていないし、主治医も聞かれていないし、しかも三回にわたって申請が却下されているわけです。石田訴訟の訴状によれば、「被告厚生大臣が本件却下処分をなすにつき、その意見を聴取したとする原爆被爆者医療審議会の審議では本件原告の認定申請の是非を判断するに、原告や原告の主治医であり且つ原告が右認定申請書に添付した意見書及び診断書を作成した医師、主治医ですね、その意見を聴いた形跡はまったくなく、その審議手続の秘密主義と不公平性は原爆医療法の立法趣旨からしても到底是認できるものではない」というふうにいっているわけなんです。だから、せ

めてはもとにどうなんだということでお聞きになったなら私も言うまいけれども、三回も申請されているのに本人の意見も聞かない、見るわけでもない。そして主治医といつてもしろうとじゃございません。主治医ですから眼科の専門医、その専門医が、これはこういう治療でぜひ認定してほしいという主治医からも一度もお聞きになっていらつしやらないわけなんです。で、そういうところに審議会というものが決して被爆者のために立つていないのではないかと政治的な判断のもとに認定が却下されるのではないかと、このことが、勘ぐるわけじゃないけれども、勘ぐるざるを得ないような結果になっているわけなんです。そういう点を考えると、当然聞くべきです。非公開じゃなく公開して納得できるようにするというのが私は当然のことだと思ひます。いかがでございますか。

○政府委員(加倉井駿一君) 原爆医療審議会におきましては一応たてまゝといたしまして書類審査を原則にしております。したがって、認定に際しまして審査に必要な限りの資料を本人あるいは主治医等から取り寄せまして審議をするということになっております。したがって御指摘のような石田さんの場合、その該当でなかつたということと三度も審査を申請されたということとだろうと思ひますが、なお、審議会につきましては申請者本人の医学的な判断等につきましてもやはり当然論議されることとございまして、これは疾病の性質上から非公開にせざるを得ないような場合もあるかと思ひます。したがって、先ほど御指摘の、個人の秘密ということもあわせまして、やはり非公開が原則であらうというふうに考えております。

○小笠原貞子君 その非公開にしなければならぬというところの理由をもっとはっきり言つてください。

○政府委員(加倉井駿一君) いま申し上げましたように、御本人の医学的な判断をそこで論議しなければいけないということが一つでございます。

それからもう一つは、やはりこれは原爆症という性格上、やはり個人の秘密を守らなさいかぬということも第二の非公開にいたします原因であらうと思ひます。

○小笠原貞子君 全然説得力ないですね。個人の秘密を守らなさいかぬといつて、本人はいいと言っているんですよ。本人が納得したいと言っているんですよ。理由にならないじゃないですか。そしてそれが疑念を呼んでいるとすれば、そんなところで秘密にしないで公開なされるということとは当然だと思ひます。だれでも入れろと言っているんじゃないですね。しかも一回じゃなくて二回も三回もやつたけれども、ばつと却下された、そして診断書類でなされるというけれども、その書類審査といつたつてさつき言つたように、平均すれば五、六分だと、その書類も数字で出てくるわけですね。じゃほんとに臨床でしつかりずつと見てきた主治医といふものの意見も聞きたいといふところまでいっていただければ、ある程度私は納得するけれども、そういうこともなさらないで、一ぺんの書類審査して、三回も却下した、そしてどうも納得できないというのに対して本人のプライバシー、秘密を守る、本人はいいと言っている、本人、いいと言っているのに守つてやる、守つてやる、よけいなことをしなくてもいいじゃないですか。

○政府委員(加倉井駿一君) たとえばガンみたいな場合に、やはり医学的ないろいろ論議がされるので、そういう場合には当然これは個人の方に公開をするということとははばかなければならぬと思ひます。それから一応先ほど申し上げましたように書類審査が原則でございまして、それによつて一応審査をいたしました、まあ石田さんの場合のように三回繰り返して申請をされるというケースも出てくるわけでございますが、そういう不服のございしますような場合には、やはり個人の方に来ていただきますが、御意見等も聴取した例もございします。したがって、おそろく石田さんの症状等につきまして、主治医の方の御意見等

も、その書類の中におきまして記載されました事項につきまして、やはり現在の段階ではということと却下になったのだからというふうに推測いたします。

○小笠原貞子君 書類審査が原則だとおっしゃいましたけれども、原則というのは一体何のためにあるんですか。被爆者をほんとうに救済すると、被爆者を心休ませようという法の精神からいって、原則というのは、そこに立ち返ってつくられなきやならないのじゃないですか。簡単なケースのときには書類審査でもできると思いますけれども、こういうような場合、そうしてお医者さんもおんとうにはつきり聞かせてほしいという、もうこれは意見書というのを書きに書いていますけれども、ことばじゃ書ききれないいろいろの問題があるわけですから、お医者さんの立場からすれば、また本人にとっても、どうしても聞きたいというようなそういう立場を考えれば、書類審査が原則だとおっしゃるけれども、その原則はあくまで仕事を進めるための原則であって、被爆者の人権を尊重し、健康と命を守るという立場に立った原則じゃないと思うんです。そういう原則は原則と云えないんです。これはもう直ちにこんな原則やめてもらいたい。そうしてはかの場合、いろいろとあるかと思いますが、三回にわたって却下されているような、こういう特殊な場合に、当然その意見を徹そう、聞こうじゃないかということおっしゃるけれども、全然被爆者の立場に立っていないと結果的には判断せざるを得ないわけなんです。大臣、いかがでございますか、私の申し上げているの無理でございましょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私は、やっぱり医学の診断を大い先生方が議論なさるときには、非公開が望ましいことだと思えます。しかしながら、いまお話のような、三回も申請をして却下される、これは具体的な例について言うわけじゃありませんが、そういうふうなときにはやはり審査会のほうも、どうしてこう三回も来るのでしょうか。

と云うて、やはり本省に呼ぶのたいへんならば、こちらから県を通して、こういう理由ですと親切に説明してあげるといことは、私はけっこうだと思えます。

私は、その具体的な問題を離れまして、審査というものはそういうふうにあることが望ましいというふうには私は思います。

○小笠原貞子君 大臣、なかなかわかるじゃないですか。下のほうでわからないの、これは困るのです。下、こういうことでは。だから、大臣も、当然のこと、そうおっしゃると思うのです。だから、そういうところを原則原則と、ちょっとそれを行き過ぎたらしかられるのじゃないかなんて上向きじゃなくて、やはり厚生省のお役人としては、下向きになってほしいですね。被爆者の立場に立ってやってもいいと、そういうことでこの問題は、それじゃ当然何らかの形で意見も聞いてというように納得できるような形にしたいという、また、今後、この審議会の秘密だという原則も、弾力的なものとして、私はすべて明らかにしろと言っているのじゃないのです。こういう特殊な問題については、当然そういう弾力的なお考えでやっていたらいいということとで御了解いただけますね。

○政府委員(加倉井駿一君) 原則といたしまして書類審査ということをお願いしましたが、やはり異議申し立て、あるいは不服等のあります場合に、あるいは疑問のあります場合には、個人の御出席をいただきましていろいろ質問をしている場合もございます。したがって、原則は一応書類審査でございますが、そういうケースもあるというところは十分御理解いただきたいと思えます。

○小笠原貞子君 それじゃ、そういうようなことで確認して、次に進みたいと思えます。

先ほどの大臣の御答弁の中で、健康管理手当などについても医療審議会の中の福祉部会に専門の方もいると、そうして現地の広島、長崎のそれぞれの担当関係者が入っているということ

で、その意見は非常に慎重に検討させていただく材料として尊重したいというふうにお答えいただいたわけなんですけれども、昨年の十二月二日にこの福祉部会から意見書というのが三人の委員から出されていますけれども、もちろん御存じだと思いますが、それについてどういうふうにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 福祉部会に部会の委員の先生から「健康管理手当の支給制限に関する意見」というのが出されておりますことは承知いたしております。これもその福祉部会の中で全体の委員の先生方がこの意見を含めましていろいろ御討議の末、部会としての意見書をまとめたんだらうと思えます。

○小笠原貞子君 答弁になってないんです。その意見書、三人の、これは広島市の衛生局長さん、広島原爆病院の院長さん、広島県の衛生部長さんでいらっしゃいます。この三人から具体的な意見書というのが出てくるわけなんです。まだはつきり御理解になっていないようだから時間の関係で私のほうから申し上げますと、この福祉部会の三人の、しかも現地の担当者から出されている意見というの、第一番目にはいま八つの疾病が制限されているわけですね。きょうもいろいろ御議論ございましたけれども、この八つの疾病制限を取りはずしてほしいと、そして呼吸器疾患の問題とか、あと二つを入れてほしいというような御意見でございます。それから年齢制限、先ほどから出ておりました。この年齢制限をなくせという問題と、それから手当の支給最高限度の年度でございます。この年度を撤廃してほしいというところが具体的に三つの案として、この意見書に出てくるわけなんです。これは当然審議会の福祉部会として、しかもこの現地の実情者さんを見ているから、しかもこの現地の実情の中からは専門的な立場でお出しになったと思うのです。当然それは私も先ほど大臣はじめ皆さんが福祉部会という部会がございまして、その意見は十分尊重していきましますと答えになったのはほんとうだ

とすれば、この意見を取り上げていただきたい。その第一は、いままで八つだった障害に加えて呼吸機能障害、そして運動器機能障害というこの二つを加えて十にしたい。それから「明らかに放射線の影響によるものでない疾病以外の全疾患を該当とすることが適当だ」というふうに意見書では言われているわけなんです。当面具体的に出席されたこの二つの障害を新たに加えるべきだと思うんですが、そういうふうによつていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

○政府委員(加倉井駿一君) 御指摘の呼吸器機能障害、この中に慢性肺気腫、肺線維症、これと運動器機能障害、これに変性性脊椎症、これをお加えになっておられます。この問題につきましては福祉部会ではなくてむしろ医療部会で検討するということになっておりますので、その結論を待ちまして私どもは取り扱いを決定したいと思っております。

○小笠原貞子君 それは大体いつごろ、それじゃ医療部会の方でも御検討になるわけなんです。○政府委員(加倉井駿一君) 七月の予定でございます。

○小笠原貞子君 じゃ、そういうところでまた御審議くださると思えますけれども、やっぱりこの三人の方々が福祉部会としてお出しになった御意見も当然尊重して考慮していただきたいと思えます。

三三

いわけでしょう。五十五歳から五十歳になったこととは一体何を根拠として五十歳にしたのかという事になれば、全然根拠がないわけなんです。これ、来年度、再来年度で、まあ、四十歳ぐらいまでは、さき大臣、下げてほしいという話をなすっていらつしやう。全然根拠ない。根拠といったら、何だといったら、政治的な根拠しかないと言わざるを得ないんですけれども、その辺は一体どういうふうになっていきますんでしょうか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 老齢ということにつきまして、加齢現象がどの程度及ぼすかということにつきまして、最初の段階では何も五歳下げるというんじゃないで、もっと十歳なり十五歳なり下げてもいいという事だったんです。まあ、一ぺんに下げられないという事で五歳下げたと、それからまたその次の年にまた五歳下げた度には五十歳という事で、まあ人生五十年という事なことで五十歳まで来ちゃったわけでごさいます。これが以上は幾ら加齢現象といつても、老人というのを四十歳代という根拠でこれから主張するということとはむしろいじやないかと。したがって、これはやはり別途の新しい観点なり角度からやはりひとつ引き下げをはかっていたい。究極的にはやはり撤廃ということも考えなければならぬことだと思えますけれども、オール・オブ・ナッシングで、もうとにかく撤廃かいまのままかというのがいいのか、あるいは相当の根拠を持ってまずもう一度がたと下げるのがいいのか、その辺のところをいま検討しておる次第でございます。

○小笠原貞子君 全然だから根拠ってないんです。五つぐらいずつというのは、ちょっと数が都合がいいからという程度なわけですよ。もうすでに、いまおっしゃったように、その老齢だということの考え方からいえば、いま五十歳にしたというのは、その論点というのはいま無効になっちゃっていますよ、もう。だからこの考え方の根拠というのはいまおっしゃる。そうすれば、

やっぱり、私さっき言いましたように、医療審議会の科学的な診断というように否定的に言ったように、やはりこの問題についても私はばく然と言っているのじゃない、ばく然と撤廃しろと言っているのじゃないのですね。専門的な医者さんなどの御意見を聞きになったと思えますけれども、お医者さん自身がこの年齢制限というものは根拠がないというのです。医学的な問題からいって、当然撤廃されるべきではないかという道しが残されてないわけなんです。それで年齢別に被爆者の、特別被爆者の数字というものをみてみますと、五十歳ですね、ことし五十歳以上の特別被爆者の数は五〇・一%です。そうして四十九歳以下の方が四九・八七%ということになっていくわけなんです。だから五十歳を境にして老齢化の方も若い方も半々というのはいまの特別被爆者の方になっていくわけなんです。

そこで、やっぱりまた科学的な問題として考えてみなければならぬと思えますのは、国立予防衛生研究所とABCから「業績報告書71」というのが出ておまして、これの中にも「少年期の原爆に被爆した者における癌」では、被爆少年のガンの発生率に非常に増加の傾向があるという事実を国立予防衛生研究所とABCのほうで出されていくわけですね。そうすると、少年期に被爆したという人たちもそのガンの発生が多いと、被爆時に十歳未満であった者は、白血病の著名な発生率の増加のほか、被爆していない者よりもガンの発生率が高いというふうな、いままた繰り返して言いますけれども、言われていると。そうすると、被爆児十歳未満といえは現在三十歳ないし三十八歳ということになるわけなんです。そうすると、当然ガンにかかる率というものは多くなってくるという事になるんです。これから言いますとね。そうすると、三十八歳の、十歳くらいでなかった者がガンにかかる率が多いと。しかしこれは、三十八歳だということになれば、全く今度四十歳まで下げてくだすっても、またこれは

下がっていかねばならないことになるんです。どっちころんでも、これは全く医学的にも根拠がない問題なんです。そこで、さき大臣は、四十歳くらいまで下げるか年齢制限をなくするかという二つのどっちかを検討すると言っている。いらつしやうしたけれども、二つのどっちかを検討するなという根拠はもうないわけなんです。この発表の結果を見ても、そうしたら当然被爆者の皆さんが要望していらつしやう五十歳なんという事なことで、四十歳まではいいだろうなんというあいまいなものではなくて、医学的、科学的な立場に立つてもこの年齢制限は全く根拠がない。とすれば、やはり年齢制限は撤廃して、そうしてほんとにそういう立場に立たれた被爆者の方を援助するということにならざるを得ないと、こういうふうな思っています。もしそれができないとすれば、まさに政治的な判断からの制限だと言わざるを得ないと思ふんです。これは広島や長崎の知事や市長からもぜひ撤廃してくれと、患者さんとも要請書も出ているわけなんです。その辺のところをひとつ決断していただいて、これは撤廃しますという御返事をいただきたいと思います。けれども、いかがでございますか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) これは先ほど来たたびにお答えをいたしておりますように、単なる検討ではなくして、撤廃をするか、あるいは従来のようなやり方で、年齢引き下げという形でこの問題を解決するか、どちらかだと私は思っています。そのどちらかにするかということについては、私もその横暴な大臣ではございませんから、よく審議会の福祉部会なりあるいは医療部会の御意見も十分承知いたします。こういうふうな部会においては、御承知のように、現地の方々、医療に従事された方々の方々な入っているわけですから、そういう方々の意見を聞くわけでございます。そういうふうなことで、八月の末には概算の要求をしなきゃならないから、七月、八月の間に決着をつけるようにしたいと思ひます。これはもう先ほど来衆議院でも私にお答え申し上げましたが、年齢という

制限をつけているのはどうもおかしいなあということとははつきり言っているのです。言うているんですが、一気によその方々の御意見も聞かずに、せっかくなつておる審議会の部会の方々の意見も聞かずに、先生の仰せになることで、それから、即刻返事したいところでございますが、もうちょっと時間をおきたいだいで、どちらかに決着をつけるようにいたします。年齢を下げる時には、私は必ずしも四十歳にするなんという事を言っているのじゃない、あるいはもっと下がるかもしれない。要するに、年齢引き下げという方式でいくか、あるいは全部やめちゃうか、そのどちらかの方式で問題を解決したい、こういうことを私はお答えをいたしておる次第でございます。から、もうしばらくどうか時間的余裕をお願い申し上げます。

○小笠原貞子君 重ねて申し上げますけれども、だんだん年齢引き下げていくか、撤廃するかという二つを検討されていくとおっしゃったわけですが、けれども、先ほどから私言っていましたのは、だんだん年齢を撤廃していくという根拠はもう論破されているわけですよ。そうでしょう。大体お医者さんが科学的に見ても、当時少年期に被爆した者は、こういうふうな状態でガンにかかる率が多いというふうな言われていけば、当時十歳だったらいま三十八歳だということになれば、これはどこで線を引くかということになれば、あとは被爆二世の問題も出てくるだろうし、これは線の引きようがないわけですよ。そうすれば、年次ということになれば、じゃ、来年度つくり減らすかという、それじゃこの根拠というのもなくなくなるわけなんです。だから、そういうんだんというふうなことは全く根拠がないことなんです。私の説明が悪かったのか、まだ御理解いただけないのがちよつと残念なんですけれども、大臣が年齢制限があるのがおかしいじゃないかと思ひになったそのことがほんとに正しいのですよ、大臣。だから自信を持ってやっていただいたし、そうして福祉部会のほうからも、患者さんからも、各知

事さんから、年齢制限は撤廃してほしいという要請が出されているわけですから、大臣がそこはやっぱり指導性を発揮していただいて、だんだんなんという、そんなもうけちな考えや、政治的な判断というのを見られるようなことはなさらないで、年齢制限撤廃に向かつてやるんだということは当然答えただけなければならぬ、そう思うわけなんです。しばらく時間をかけてくれというふうにおっしゃいました。私、きょうがきょう結論を出せとは言えませんが、やはり患者さんの身になってみれば、これはもう自分の問題として深刻な問題でございまして、その辺のところを、大臣ももう少し指導性を持ってやっていたらいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤吉吉) 先ほど来お答え申し上げておりますように、それぞれ専門の部会がありますので、専門の方々の御意見も十分承って結論を出すようにいたします。

○小笠原貞子君 たいへん大臣おじょうずな答弁なさいますので困りますけれども、当然その福祉部会や審議会のほうからもそういう意見になると思いますので、ぜひ年齢制限の撤廃。それから時間がないと言えませんが、先ほど来問題になっておりました給付の期限の一年、三年というふうな問題も同時に撤廃してほしいというふうに、この福祉部会の三人の先生方からは意見として上がっておりますので、これは尊重していただくということに御努力をいただきたいと思っております。

それから、今度その他の問題に入りますんですけれども、医療費はただになっても、交通費とか何だとか、やっぱりそれなりの相当支出がございまして、健康でないということのために、生活もたいへん御苦労をなさっているらしいやいます。そこで、その方たちが被爆者という特別な、特殊な問題の中で犠牲に置かれていられるものなんだから、そこは生きた行政として、保険料ですね、国保だとか、それから共済の保険料だとか、それから、いろいろそういったものの保険料でもせめて何とか援助してもらいたいというふうな意見もござい

ますし、また、診断書でも五百円取られるというふうなことも、これも何とか援助するということのような具体的なものも上がつたといつても、千円程度の値上がりでは、もう物価でむしろマイナスみたいな結果になってしまっていますから、こういう文書料を国が支給するというふうな、こまかいところを考慮していただいて、決してお金がないんじゃないかと、ちょっと使いが、いまの使い方が間違っていますから、ちょっとそれを直していただければ、当然出せる金額でございまして、何とか考えていただけないかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(柳瀬孝吉君) いまの保険料の免除、あるいは減免措置を講ぜられないかという御質問でございまして、これは社会保険の原則からいいますと、やはり病気で治療を受けておりました、保険料というものは払うたてまえになっておりまして、そのところはそういう例外を設けるということとはむずかしい問題じゃないかと思っております。ただ、非常に生活にお困りになっているとか、あるいは非常に負担がむずかしいという場合には、これは実情に応じて国保等におきましては、保険料の減免措置というものを講ぜられるわけでございます。それから文書料につきましても、これはやはり申請をするための前段階のものでございまして、その結果、いわゆる被爆者としてのあれが受けられるか、受けられないかのまだ前段階の問題でございまして、そういう文書料というものを負担をするというところは、これもなかなかちょっとむずかしい問題だと思っております。

○小笠原貞子君 いまの法体系とか、いまの制度上では困難だということをおっしゃっておりますけれども、確かにめんどくさい問題があると思っております、それを変えなければならぬという場合には、ね、しかし、一番初めに言いましたように、この原爆の被爆者というものは特殊な問題なんです。だから、やはり特殊な場合に対応する措置

としては特殊な措置をとらなければ、これは救済できないんですよ。特殊な問題なのにはいまの一般的な制度や法律でできませんというのではいつまでたつてもできない。それがいままでの隘路になつていたわけなんです。しかも金額がどんどんもう倍に上がるとか三倍に上がるとかというふうな、もうそんなこまかいことを言わなくて済むような手当を出してくださるんじゃないのだけども、まことにさきやかなものでございまして、やっぱりそういう困難であらうとも、初めに言いましたように、被爆者の立場に立つてのやっぱりあたたかい行政というものを、困難だけれども、それをするのがあなたたちの仕事じゃないですか、それをするのがね。困難だからできませんというところで突っぱねられれば、ほんとに日の当たらない日はないと思うんです。だからそういう意味で、困難だとおっしゃらないで考えていただきたい。予算というふうな問題も、それじゃそんな困難な問題はあつても、もっと支給額をふやそうというふうなふやしていただいてもけっこうなわけですけれども、そういうふうなほんとうに被爆者の方たちの立場に立つた行政ということを考えていただきたいと思います。そういうことをその問題について大臣の御意見も伺って、時間がな

いので、あと最後一つだけお伺いしたいのですけれども、先日、アメリカからの被爆者の資料が、原爆の資料が返ってまいりましたね。これはたいへん貴重な資料だと思っております。これ再びこういうのをつくらうななつてできるものじゃありませんし、こんなのできたらたいへんなことではござい

ますね。そうすると、これはもうたくさんの方たちの血のあがないによつて、まことに残念ながら出た資料でございまして、これはもう非常に貴重な資料として当然保管されて、人類のしあわせのためにプラスになる役割を果たしていただいたいというのが、私たちのかねて考えていたところでございます。しかし、いよいよ資料が返ってきたと、そのとき広島大学の原爆放射能医学研究所の所長の岡本教授が、はつきり言つてこの返還資

料の保管についての責任に自信が持てないと、こつて言つていらつしやるわけなんです。それでもまだ広島大学には標本センターがございしますけれども、長崎大学にはそれすらもないと、こつて言われているわけなんです。こういうことから考えると、この資料を返してもらつたことがよかったのか悪かったのかという結果になつてしまっています。当面この資料を、少なくとも破損しないで保存するということのために、どのくらい予算が必要だとお考えになつていらつしやるのか。この費用について、まあ、広島大学では当面の整理だけで約七百万円が必要だと言つていらつしやるわけですね。そうすると、具体的には当面七百万円のお金、このお金を広島大学から要請されたときに、文部省のほうにもお聞きしたいと思つて、すけれども、文部省のほうと協議して、この予算を出して、そうして、この資料を保存することについて具体的にやらなきゃならないことですからね。やつていただけるのかどうかという点ですね。

それから続けて、もう最後になりましたからお伺いしますけれども、日本学術会議の第五十九回総会の決定で、原水爆被災資料センターの設置の勧告が政府に出されていると思つて、これもそういう趣旨からいって当然の勧告だと思つて、すけれども、大臣がこの勧告についてどういふうにお考えになつていらつしやるかということをもとめて最後にお伺いして終わりたいと思つてお

答えます。○説明員(七田基弘君) 大学の件につきましては、いま小笠原先生からお話がございましたように、私も原爆医学標本センター、これは広島大学。それからもう一つ原爆医学資料センター、これは長崎大学でございまして、いずれもまだ十分だとは思つておりません。この二つにつきましましては、まあ大学と相談をいたしまして、順次少しずつ整備をしておるところでございまして、まあ、本年度——これは実は本年度になつてから資料が

返ってきたといういきさつもございましたので、あんまり多額は出せないかと思いますが、大学と相談しながら必要な運営費といいますが、は出しただけに考えております。

それからもう一つ、原爆医学資料センターのほうの建物にといいますが、それがまだないわけでございます。これは従来から長崎大学の方と相談してきたわけでございますが、こういうような貴重な資料が返ってきたというようなこともございまして、長崎大学といま話を詰めておりますが、たぶん昭和四十九年度予算では、長崎大学から正式にあげてくるのではないかと、いうふうに思っております。それを見まして、また長崎大学と相談しながらそれについての実現の措置をとっていきたいというふうに考えております。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 原爆被爆者について健康診断のための文書料という御質問ございましたが、これはやっぱりちょっと無理だと思っております。しかしこういうことは無理でございますが、被爆者の援護につきましてはやっぱり充実したあたたい手を差し伸べるという基本方針、これをもとにいたしまして今後とも努力をいたしたいと、かように考えております。

○小笠原真子君 学術会議の勧告をどう受けとられておられるでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 国立の資料センターをつくったかどうかという学術会議からの勧告が出てくることについてのお尋ねでございますが、これは文部省とも十分相談をいたしまして、やっぱり貴重な資料でございますから、十分相談いたしたいと思っております。

○委員長(矢山有作君) 本案につきましては、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時六分散会

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案  
二、優生保護法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案  
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案  
労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法目次中「第三章 保険給付及び保険施設」を

「第三章 保険給付」  
第一節 通則  
第二節 業務災害に関する  
第三節 通勤災害に関する  
第三章の二 保険施設

る保険給付に改める。

第一条中「業務上の事由」の下に「又は通勤」を加え、「災害補償を行」を「保険給付を行ない」に改める。

第七条から第十一条までを削る。

「第三章 保険給付及び保険施設」を「第三章 保険給付」に改める。

第十二条を削る。

第十二条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、前条第一項各号に規定する負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて同項各号に規定する疾病の発生が確定した日とする。

第三章中第十二条の二を第八条とし、同条の前記の節名及び一条を加える。

第一節 通則

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡(以下「業務災害」という。)に関する保険給付  
二、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡(以下「通勤災害」という。)に関する保険給付

前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に關し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為を要する事由により行なうための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第十二条の三を第九条とする。

第十二条の四「及び葬祭料」を「葬祭料、遺族給付及び葬祭給付」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の五第一項中「については、」を「については」に改め、「他の遺族」の下に「遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族」を加え、同条第三項中「遺族補償年金については、」を「遺族補償年金については第十六条の二第三項に、遺族年金については第十二条の四第三項において準用する」に改め、同条を第十一条とする。

第十二条の六第二項中「業務上の負傷又は疾病」を「業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」に、「長期傷病補償給付を受ける権利」を「長期傷病補償給付又は長期傷病給付を受ける権利」に、「当該負傷」を「これらの負傷」に改め、「障害補償年金」の下に「又は障害年金」を、「長期傷病補償給付たる年金」の下に「又は長期傷病給付たる年金」を加え、同条を第十二条とし、同条の次に次の六条を加える。

第十二条の二 労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行なわない。

労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくして療養に關する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

第十二条の三 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

前項の場合において、事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ)が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条及び第四十一条の規定は、前二項の規定による徴収金について準用する。

第十二条の四 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

第十二条の五 保険給付を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に

供し、又は差し押えることができない。

第十二条の六 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはない。

第十二条の七 保険給付を受ける権利を有する者は、労働省令で定めるところにより、政府に対して、保険給付に必要なる労働省令で定める事項を届け出、又は保険給付に必要なる労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

第十三条の八 第七條第一項第一号の業務災害に關する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 療養補償給付  
二 休業補償給付  
三 障害補償給付  
四 遺族補償給付  
五 葬祭料  
六 長期傷病補償給付

前項の保険給付（長期傷病補償給付を除く）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて行なう。

長期傷病補償給付は、療養補償給付を受ける労働者の負傷又は疾病が療養の開始後三年を経過してもなおらない場合における当該労働者に対し、政府が必要と認める場合に行なう。

第十五条 障害補償年金又は障害補償一時金の額は、それぞれ、別表第一又は別表第二に規定する額とする。

第十九条及び第十九条の二を削り、第十九条の三を第十九条とし、第二十条から第二十二條の二

までを削る。

第二十二條の三「この章」を「この節」に、「保険給付に關し」を「業務災害に關する保険給付に關し」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一節を加える。

第三節 通勤災害に關する保険給付

第二十一条 第七條第一項第二号の通勤災害に關する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 療養給付  
二 休業給付  
三 障害給付  
四 遺族給付  
五 葬祭給付  
六 長期傷病給付

第二十二條 療養給付は、労働者が通勤（第七條第一項第二号の通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、又は疾病（労働省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）にかつた場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

第二十三條の規定は、療養給付について準用する。

第二十二條の二 休業給付は、労働者が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

第十四條の規定は、休業給付について準用する。この場合において、同条第一項中「業務上の」とあるのは「通勤による」と、同条第二項中「労働基準法第七十六条第二項」とあるのは「休業給付を労働基準法第七十六条第一項の休業補償とみなした場合において同条第二項」と読み替へるものとする。

第二十二條の三 障害給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

とする。

第十五條第二項及び第十五條の二並びに別表第一（障害補償年金に係る部分に限る。）及び別表第二（障害補償一時金に係る部分に限る。）の規定は、障害給付について準用する。この場合において、これらの規定中「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と、「障害補償一時金」とあるのは「障害一時金」と読み替へるものとする。

第二十二條の四 遺族給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、当該労働者の遺族に対し、その請求に基づいて行なう。

遺族給付は、遺族年金又は遺族一時金とする。第十六條の二から第十六條の九まで並びに別表第一（遺族補償年金に係る部分に限る。）及び別表第二（遺族補償一時金に係る部分に限る。）の規定は、遺族給付について準用する。この場合において、これらの規定中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、「遺族補償一時金」とあるのは「遺族一時金」と読み替へるものとする。

第二十二條の五 葬祭給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて行なう。

第十七條の規定は、葬祭給付について準用する。

第二十二條の六 長期傷病給付は、療養給付を受ける労働者の負傷又は疾病が療養の開始後三年を経過してもなおらない場合における当該労働者に対し、政府が必要と認める場合に行なう。

第十八條及び別表第一（長期傷病補償給付たる年金に係る部分に限る。）の規定は、長期傷病給付について準用する。この場合において、同条第二項中「療養補償給付及び休業補償給付」とあるのは、「療養給付及び休業給付」と読み替へるものとする。

第二十二條の七 この節に定めるものは、通勤災害に關する保険給付について必要な事項は、労働省令で定める。

通勤災害」を加え、「左の保険施設を行う」を「次の保険施設を行なう」に改め、同条の前に次の章名を附する。

第三章の二 保険施設

第二十五條第一項中「定めるところにより、」の下に「業務災害に關する保険給付にあつては」を、「額の限度で」の下に「通勤災害に關する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に關する保険給付に相當する同法の規定による災害補償の額の限度で」を加え、同項第二号中「事故」を「業務災害の原因である事故」に改め、同条第二項中「第三十七條、第三十八條」を削り、「前項の」を「第一項又は第二項の規定による」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

政府は、療養給付を受ける労働者（労働省令で定める者を除く。）から、二百円をこえない範囲内で労働省令で定める額を一部負担金として徴収する。

政府は、前項の労働者から徴収する同項の一部負担金に充てるため、労働省令で定めるところにより、当該労働者に支払うべき保険給付の額から当該一部負担金の額に相當する額を控除することができる。

第二十八條第一項中「この保険による」の下に「業務災害に關する」を、「第三章」の下に「第一節及び第二節並びに第三章の二」を加え、同条第二項及び第四項中「保険給付」を「業務災害に關する保険給付」に改める。

第二十九條第一項各号列記以外の部分中「掲げる者」に關して「を掲げる者の業務災害に關して」に、「第三章及び」を「第三章第一節及び第二節、第三章の二並びに」に改め、同項第五号及び同条第五項中「保険給付」を「業務災害に關する保険給付」に改める。

第三十八條を第三十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十八條 徴収法第三十七條の規定は第二十五條第一項の規定による徴収金について、同法第

を

国家公務員災害補償法第  
十条の規定による療養補  
償又はこれに相当する補  
償

労働基準法（昭和二十二年法律  
第四十九号）第七十五条の規定  
による療養補償又は労働者災害  
補償保険法（昭和二十二年法律  
第五十号）の規定による療養補  
償給付

これらの給付を受けている者  
（当該傷病につき労働者災害補  
償保険法第二十二條の規定によ  
る療養給付の支給開始後三年を  
経過するまでの間に組合員の資  
格を喪失し、同条の規定により  
継続して当該療養給付を受けて  
いる者を含む。）

に改め、同表第八十三條第四項及

び第五項の項を次のように改める。

| 第八十三條第四項 | 公務によらない廃疾年金にあつては | 職務によらない廃疾年金にあつては、その者が<br>同一の職務傷病によらない廃疾に關し、労働者<br>災害補償保険法の規定による障害給付を受けて<br>いた者である場合を除き |
|----------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 俸給               | 平均標準給与の月額                                                                              |
| 第八十三條第五項 | 公務               | 職務                                                                                     |
|          | 俸給               | 平均標準給与の月額                                                                              |

第五章第二節中第二十五條の次に次の一條を加える。

（通勤災害に關する給付との調整）

第二十五條の二 前条において準用する国家公務員共済組合法第五十四條第一項又は第五十六條第一項若しくは第二項、第六十三條第一項若しくは第二項、第六十六條第一項若しくは第二項若しくは第八十七條第一項若しくは第二項に規定する療養の給付又は療養費、埋葬料、傷病手当金若しくは廃疾一時金の支給は、同一の病氣、負傷、廃疾又は死亡に關し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により、これらの給付に

相當する通勤災害に關する保險給付が行なわれることとなつたときは、行なわれない。

2 前条において準用する国家公務員共済組合法第八十二條第二項の規定にかかわらず、組合員期間が十年をこえる者に支給する職務によらない廃疾年金は、同一の職務傷病によらない廃疾に關し労働者災害補償保険法の規定による障害年金又は長期傷病給付が支給されることとなつたときは、これらの保險給付が行なわれる間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつ

た平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相當する金額の支給を停止する。

一 組合員期間が十年以上二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき 百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

3 職務によらない廃疾年金で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該職務傷病によらない廃疾を職務傷病による廃疾とみなした場合において支給される職務による廃疾年金の額（前条において準用する国家公務員共済組合法第八十二條第一項に規定する額から前条において準用する同法第八十六條の規定により支給を停止すべき金額を控除した額とする。）をこえるときは、当該職務による廃疾年金の額に相當する額とする。

（厚生年金保険法の一部改正）  
第十一條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第三号中「障害補償給付」の下に「若しくは障害給付」を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）  
第十二條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項中「又はこれに相當する制度による療養の給付又は療養費の支給」を「若しくはこれに相當する制度による療養の給付若しくは療養費の支給又は労働者災害補償保険法の規定による療養給付」に改める。

第四十三條の見出しを「障害年金と障害補償等との調整」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合員期間が十年以上である者に支給する職務によらない障害年金は、その職務外傷病について労働者災害補償保険法の規定による

障害年金が支給され、又は長期傷病給付が行なわれることとなつたときは、これらの保險給付が行なわれる間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与の年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に相當する額の支給を停止する。

一 組合員期間が十年以上二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき 百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

3 職務によらない障害年金で、前項の規定によりその額のうち一部の額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該職務外傷病を職務上傷病とみなした場合において支給される職務による障害年金の額（第三十九條の二第一項に規定する額から第一項の規定により支給を停止すべき額を控除した額とする。）をこえるときは、当該職務による障害年金の額に相當する額とする。

第四十四條第二項中「職務によらない障害年金」の下に「当該職務外傷病について労働者災害補償保険法の規定による障害給付を受ける権利を有しない者に係るもの」を加える。

第四十五條第一項中「又は職務外傷病」の下に「（労働者災害補償保険法の規定による障害給付の支給を受けないものに限る。）」を加える。

（国民健康保険法の一部改正）  
第十三條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第一項中「若しくは長期傷病補償給付」を「長期傷病補償給付、療養給付若しくは長期傷病給付」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）  
第十四條 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第五項中「休業補償給付」の下に「又

は休業給付」を加える。

（昭和四十年改正法の一部改正）  
第十五条 昭和四十年改正法の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第五項中「第三章及び」を「第三章第一節及び第二節並びに」に改める。  
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第十六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「過去三年間の」の下に「業務災害（同法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ。）に係る」を加え、同条第三項中「労働保険法の規定による」の下に「業務災害に関する」を、「応ずる部分の額」の下に「から同法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の通勤災害に係る災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「通勤災害に係る率」という。）に應ずる部分の額を減じた額」を、「当該事業についての労働保険率」の下に「から通勤災害に係る率を減じた率」を、「引き上げ又は引き下げた率」の下に「に通勤災害に係る率を加えた率」を加える。

第十三条中「同法の規定による」を「業務災害に関する」に改め、「引き上げ又は引き下げられた率」の下に「から通勤災害に係る率を減じた率」を加える。

第十四条第一項中「事業についての」の下に「業務災害に係る」を加える。

第二十条第一項中「応ずる部分の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加え、同項第一号中「労働保険法の規定による」の下に「業務災害に関する」を、「次号において同じ。」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加え、同項第二号中「労働保険法の規定による」の下

に「業務災害に関する」を、「一般保険料に係る確定保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加える。

第三十五条第三項中「第十九条の二第三項及び第二十五条第二項」を「第十二条の三第三項及び第二十五条第四項」に改め、同条第四項中「第十九条の二第二項」を「第十二条の三第二項」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第十七条 施行日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度においては、前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項中「過去三年間の業務災害（同法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ。）に係る災害率」とあるのは「過去三年間の業務災害（同法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第

号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度における通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう。第三項において同じ。）に係る災害率又はその予想値と、同条第三項中「過去三年間の通勤災害に係る災害率」とあるのは「昭和四十八年改正法の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く三保険年度における通勤災害に係る災害率又はその予想値」とする。

第十八条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十七条の規定は、この法律の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条に規定する労働保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の施行日の属する保険年度に係る労働保険料については、適用しない。  
（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第十八条第一項中「新労働保険法第三章」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号。次条において「昭和四十八年改正法」という。）による改正後の労働保険法（以下この条及び次条において「改正労働保険法」という。）第三章第一節及び第二節に改め、同条第二項中「新労働保険法」を「改正労働保険法」に改め、「第三章の下に」を「第一節及び第二節」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労働保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤（改正労働保険法第七条第一項第二号の通勤をいう。次項において同じ。）による負傷又は疾病（昭和四十八年改正法の施行の日以後に発生した事故に起因する負傷又は疾病に限る。次項において同じ。）につき療養を必要とする認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因である事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに関する限り、当該事業主の事業に使用されていたものに対して、当該負傷又は疾病が労働保険に係る保険関係の成立後に発生したものとなし、改正労働保険法第三章第一節及び第三節の規定により、長期傷病給付を行なうことができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしななければならない。

第十九条第一項中「前条第一項又は第二項」を「第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項の表第四十二条、第四十三条第一項及び第四十五条第二項の項中「整備法第十八条」の下に「第十八条の二」を加える。  
（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正）  
第二十条 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の改正規定中「労働保険率」の下に「から通勤災害に係る率を減じた率」を加える。

優生保護法の一部を改正する法律案  
優生保護法（昭和二十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「身体的又は経済的理由により」を削り、「健康」を「精神又は身体の健康」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。  
四 その胎児が重度の精神又は身体の障害の原因となる疾病又は欠陥を有しているおそれが



二 平井収一 外二千二十二名  
紹介議員 塩出 啓典君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一八三六号 昭和四十八年四月二十五日受理  
「健康保険改悪法案」撤回に関する請願（一通）

請願者 京都市上京区仁和寺街道七本松東

入 小倉保子 外千三百四十一名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一八七四号 昭和四十八年四月二十五日受理

「健康保険改悪法案」撤回に関する請願

請願者 京都市伏見区深草直達橋南一ノ五

一五 谷口精外千五百二十九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一八九五号 昭和四十八年四月二十六日受理

「健康保険改悪法案」撤回に関する請願

請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町六六ノ

三 桑名郁子 外百二十名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一六六一号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 福岡市天神町一ノ八福岡県市

町村職員共済組合内 松岡十郎外

千四百四十二名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六六二号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 滋賀県守山市横江町八 北川俊一

外千二十一名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六六三号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 福井県三方郡美浜町久々子 今村

民夫 外千三百九名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六六四号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 茨城県那珂郡山方町大字山方六五

二 根本孫次 外六千三百四十一名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六六五号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 秋田県山本郡藤里町藤里字大関添

三八ノ二 高橋清外九千四名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六六六号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 広島県甲奴郡総領町木屋三三七

加藤八郎 外六百十四名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六六七号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町大字谷津田字

流松二一 田中満外三千五百四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六八八号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 富山県高岡市古府三ノ一〇ノ五

紹介議員 明野八郎 外千一名

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六八九号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 山梨県東八代郡八代町八代町長

橋田茂男 外四千六百五名

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九〇号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 静岡県榛原郡御前崎町御前崎八九

五 鈴木惣七 外八百二十六名

紹介議員 斎藤 寿夫君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九一号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 広島県三郡野村 藤原一之外

六百名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九二号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 岡山県玉野市築港七、二九〇 井

上澄雄 外四百五十六名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九三号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 岡山県久米郡久米南町下弓削 治

部 敷外四百五十六名

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九四号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 富山県射水郡大島町中野 福田義

雄外九百七十八名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九五号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 新潟県上越市西本町三ノ二ノ二七

広川清八 外七百二名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九六号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 福井市大矢町八ノ四ノ一 森川幸

一外千三百二十五名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九七号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 札幌市西区二十四軒四条七丁目

山田武光 外九千九百七名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九八号 昭和四十八年四月二十日受理

医療保険制度の改革に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷町別府二、六

四六 北原寛 外四千三百四十四名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六九号 昭和四十八年四月二十日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 兵庫縣三田市三輪七〇 岡崎元

紹介議員 金井 元彦君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一七〇号 昭和四十八年四月二十日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 島根縣浜田市浅井町四ノ一 梨田

紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一七〇一号 昭和四十八年四月二十日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 神奈川縣三浦郡葉山町堀内七五一

紹介議員 佐藤 一郎君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一七三三号 昭和四十八年四月二十日受理  
医療保険制度の改革に関する請願(三通)  
請願者 宮崎縣北諸郡三股町大字樺山

四、〇七六ノ一 桑畑三夫外九百四十三名  
紹介議員 平島 敏夫君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一七四五号 昭和四十八年四月二十一日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 鳥取縣高部郡鹿野町鹿野一、〇〇

二、岡田一郎外九百二十三名  
紹介議員 宮崎 正雄君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一七四六号 昭和四十八年四月二十一日受理  
医療保険制度の改革に関する請願

請願者 長野縣中野市中央三ノ二ノ一九  
青木太郎外四千四百五十二名  
紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一七五三三号 昭和四十八年四月二十一日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 沖繩縣那覇市首里儀保町四ノ七九

紹介議員 喜屋武眞榮君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一七七〇号 昭和四十八年四月二十三日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 静岡縣庵原郡蒲原町蒲原一、三〇

三、井上民三外八百二十九名  
紹介議員 川野辺 静君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一七七七号 昭和四十八年四月二十三日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 大阪府大東市曙町三ノ一 山口

房太郎外八百三十七名  
紹介議員 村尾 重雄君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一八〇〇号 昭和四十八年四月二十四日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 新潟縣糸魚川市大字大町一七 町

沢京外七百三十四名  
紹介議員 君 健男君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一八二〇号 昭和四十八年四月二十四日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 静岡縣焼津市田尻北四四〇 長谷

川正孝外八百八十一名

紹介議員 山本敬三郎君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一八二二一号 昭和四十八年四月二十四日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 福岡市天神一ノノ八福岡県市町

村職員共済組合内 鈴木比左生外  
千五百八十二名  
紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一八二五号 昭和四十八年四月二十四日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 鳥取縣西伯郡中山町塩津 森安元

義外九百二十三名  
紹介議員 足鹿 覺君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一八八四号 昭和四十八年四月二十五日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 神奈川縣茅ヶ崎市東海岸北二ノ九

ノ一九 榎木一策外六百二十六名  
紹介議員 竹田 四郎君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一九一一号 昭和四十八年四月二十六日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 岡山縣和気郡和気町尺所一三三ノ

一 笠政治外四百二十六名  
紹介議員 木村 睦男君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一九二二号 昭和四十八年四月二十六日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 滋賀縣蒲生郡日野町大窪五〇八

浦田一郎外千二十名

紹介議員 西村 関一君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一九三八号 昭和四十八年四月二十六日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 岩手縣金石市大只越町二ノ七ノ三

三、金佐市外二千八十四名  
紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一九五五号 昭和四十八年四月二十七日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 広島縣山県郡豊平町 今田清外六

百二十三名  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第一六七七号 昭和四十八年四月二十日受理  
深夜労働の禁止に関する請願  
請願者 東京都保谷市柳沢三ノ四柳沢団

地 立花孝外九名  
紹介議員 小笠原貞子君

理由  
一、近年、資本家は企業経営上、設備投資の早期償却、量産によるコスト低減、生産期間の短縮など利潤追求の理由から交替制の拡大をはかつており、このため、労働者に深夜労働をおしつけている。

二、深夜労働は労働者の肉体的、精神的疲労を高め蓄積し、身体機能の低下をもたらす、死亡災害をはじめ、重大災害、職業病を多発させ、交替・勤務者の多くが内臓疾患になる、など健康を破壊している。

三、人間は本来、昼働き、夜休養をとるのが適切

であり、これがさかさまになるのは非生理的であるだけでなく、社会的文化的生活を営むこともできなくなる。

第一六七二号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎市西町四一五 森藤チエノ外  
千名

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六七三号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎県諫早市上野町五三〇 野中  
淳二外三千三百十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六七四号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口上町一〇 村  
田幸子外九百八十二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六七五号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎市楠屋町二七 岡東寛外九百  
九名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六七六号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎市愛宕町四七九 木下義明外  
千八百二十五名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六七七号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都北区滝野川二ノ三ノ一 A  
〇一 安田早苗外九百五十六名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六七八号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都世田谷区豪徳寺一ノ三八ノ  
七 岡安昭三郎外千五百十八名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六七九号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎県佐世保市本町立石西触 殿  
川熊多外二千五百五十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八〇号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎県佐世保市小佐世保町七ノ  
六 増田甚一郎外二千三百十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八一号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都渋谷区宮前谷一ノ三八ノ  
六 大野正男外千九百七十一名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八二号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎市中里町一六八 飯塚長市外  
二千五百七十一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八三号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都目黒区祐天寺一ノ一七ノ一  
八 田島文子外千八百八十六名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八四号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎県佐世保市大塔町一九ノ五  
七 田中忠男外九百九十一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八五号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎県諫早市永昌町四六九 近藤  
博彰外三千五百五十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八六号 昭和四十八年四月二十日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎県佐世保市権常寺一、三二  
六 福田甚三外九百九十八名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八八号 昭和四十八年四月二十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都清瀬市笠一ノ一七ノ九 福  
井友吉外九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一七八九号 昭和四十八年四月二十三日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都世田谷区松上五ノ九ノ  
四 岩間正雄外七百七十四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六八七号 昭和四十八年四月二十日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県草加市松原四丁目Dノ三〇  
ノ二〇五 一関美穂子外四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一六六一号 昭和四十八年四月二十五日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県清水市船原町二三九 望月  
秀子外四千三十六名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八八五号 昭和四十八年四月二十六日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 長野県須坂市坂田町三九 宮崎豊  
外三千七百八十八名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八八六号 昭和四十八年四月二十六日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区四谷四ノ一 大久保  
百合子外七千六百二十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八八七号 昭和四十八年四月二十六日受理  
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 長野県小諸市二唐松一、三四一  
小松善次外五千二百十五名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八八八号 昭和四十八年四月二十六日受理  
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 長野市荒木七四七 松林俊江外四  
千十八名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八八九号 昭和四十八年四月二十六日受理  
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 京都市中京区東堀川通六角下ル  
立川昭外四千十五名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八九〇号 昭和四十八年四月二十六日受理  
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市東淀川区井高野町二二四  
今榮喜一郎外四千二名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八九一号 昭和四十八年四月二十六日受理  
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 富山市若竹町二〇三七 嶽釜文夫  
外四千百十三名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八九二号 昭和四十八年四月二十六日受理  
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡厳木町大字松木

志佐米次外四千六百十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八九三号 昭和四十八年四月二十六日受理  
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市山代町楠久津 立  
山実雄外四千五百名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一八九四号 昭和四十八年四月二十六日受理  
健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡野町井手川内 山  
下昭一外四千二百九十三名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第一七〇八号 昭和四十八年四月二十日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 名古屋市中区千代田町四ノ五ノ二  
八 牧野多津子外十九名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一七〇九号 昭和四十八年四月二十日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区御器所三ノ一八ノ  
三一 松瀬一夫外二十名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十八年四月二十日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 愛知県春日井市味美町三ノ一六二

鈴木千栄子外二十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一七一一号 昭和四十八年四月二十日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 名古屋市港区土古町四ノ八四 天  
野進外十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一七五八号 昭和四十八年四月二十三日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市大塚町四ツ辻二、五  
〇一 佐伯真人外二十名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一七五九号 昭和四十八年四月二十三日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 愛知県豊川市東光町一ノ一一九  
宮道一重外十九名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一七六〇号 昭和四十八年四月二十三日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区弥富町緑ヶ岡四  
佐藤治夫外二十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一七六一号 昭和四十八年四月二十三日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 愛知県春日井市庄名町一、〇四四  
ノ一 田中平八外十九名

定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区下山町二ノ六 花  
井真理子外十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一八三七号 昭和四十八年四月二十五日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 名古屋市千種区鹿子町六ノ二二  
江口圭一

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一八七三号 昭和四十八年四月二十五日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 名古屋市港区七番町五ノ一ノ一八  
丹下静江外十九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九一四号 昭和四十八年四月二十六日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区下山町一ノ二二  
月野み江外十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九三七号 昭和四十八年四月二十六日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願

請願者 愛知県春日井市庄名町一、〇四四  
ノ一 田中平八外十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九五二号 昭和四十八年四月二十七日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 名古屋瑞穂区田辺通四ノ三〇  
龜山巖外十九名

紹介議員 須原 昭二君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一七一二号 昭和四十八年四月二十日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 長野県飯田市座光寺一、九二二ノ  
一七 坂元テル外七百四名

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一七二三号 昭和四十八年四月二十日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 東京都杉並区和田三ノ四九ノ一  
竹内由美子外二百二名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一八〇三号 昭和四十八年四月二十四日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 兵庫県竜野市神岡町西横内三〇八  
田口修外三千八百八十三名

紹介議員 藤原 道子君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一八二七号 昭和四十八年四月二十四日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 鳥取県西伯郡名和町御米屋名和町  
職員労働組合内 角田清彦外七十  
三名

紹介議員 足鹿 覺君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一八四九号 昭和四十八年四月二十五日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 京都府相楽郡木津町西垣外 白谷  
きよ外千六百八十名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一八五〇号 昭和四十八年四月二十五日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 京都市上京区堀川今出川下ル堅門  
前町 由里富美夫外二千四百十七  
名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一八八二号 昭和四十八年四月二十五日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願(十通)  
請願者 神奈川県平塚市諏訪町八ノ八 鈴  
木信夫外千三百二十名

紹介議員 伊部 真君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九〇三号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 京都府福知山市向野団地市営一四  
号 松本定一外三千六百五十五名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九〇四号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 東京都大田区南蒲田二ノ六ノ一四  
堀口朱実外八百二十九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九〇五号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 京都府綾部市中ノ町一三 新井勝

子外千七百九十二名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九〇六号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 埼玉県所沢市大字山口字池南五六  
八 近藤一雄外六千七百七名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九〇七号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口二三  
ノ六 川越重治外六千七百四十七  
名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九一八号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 群馬県桐生市相生町二ノ七六九ノ  
二一 田島憲一外千五百五十四名

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九一九号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 東京都目黒区鷹番一ノ七ノ五金子  
方 末高京子外千五百八十九名

紹介議員 伊部 真君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二〇号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 福岡市中央区草香江一ノ二ノ二  
西川誠外二千五百名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。  
第一九二二号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 群馬県富岡市富岡一二五 植田実  
希生外千八百三十八名

紹介議員 神沢 浄君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二三号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 埼玉県蕨市北町四ノ一〇ノ二三  
渡部功外五千三百四十八名

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二三号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 茨城県鹿嶋市鉢田町一、五六八  
田崎実外千二百六十八名

紹介議員 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二四号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 北海道小樽市長橋五ノ二三ノ三〇  
本間義江外千九百七十名

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二五号 昭和四十八年四月二十六日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 山梨県甲府市朝日二ノ一九ノ一一  
長田隆外二千名

紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二六号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 福島県いわき市平塩字宮前六八ノ

三 佐藤孝男外千七百十七名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二七号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 福島市笹谷字桜水四〇ノ一 安田

一二外千三百八十一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二八号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 東京都八丈島八丈町大字三根 沖

山一美外二千二百九十五名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九二九号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市弥刀源氏が丘八六

坂垣博之外千五百名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九三〇号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 北海道小樽市末広町二二ノ七 飯

義子外六百六十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九三一号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 和歌山県海南市岡田八〇一 山崎

安雄外二千名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九三二号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 北海道小樽市高島三ノ一二九 久

保田美喜外千六百八十三名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九三三号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 茨城県龍ヶ崎市長塚町二、二〇四

吉田栄一外千七百二十名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九三四号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 福岡県八女市津の江一、一三六

牛島茂外千三百四十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九三五号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 新潟市五十嵐二の町八、三五九

酒井憲三外二千名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九四五号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市瀬ヶ崎二三八 井上

誠外五百九十二名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九四六号 昭和四十八年四月二十六日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 大阪府城東区森町 辰見正明外二

千七百六十八名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一九六七号 昭和四十八年四月二十八日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 鹿児島県熊毛郡中種子町増田四、

九四九 日高健治外九十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第一七一一号 昭和四十八年四月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都中野区中野一ノ二三ノ五

齊藤寅夫

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七一二号 昭和四十八年四月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都中野区中央三ノ二四ノ一一

青山直次

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七二三号 昭和四十八年四月二十日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(七通)

請願者 川崎市高津区二子一六ノ一〇

小島里子外六名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七六二号 昭和四十八年四月二十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都北区王子本町二ノ五ノ四東

京土建一般労働組合北支部内 佐

藤定雄

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七六三号 昭和四十八年四月二十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井一ノ一ノ三五

ノ四〇六 松本英一

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七六四号 昭和四十八年四月二十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久一ノ二八ノ一

二 岩田ヨコト

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七六五号 昭和四十八年四月二十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川一ノ八ノ一〇

石塚信子

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七六六号 昭和四十八年四月二十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都荒川区西日暮里六ノ三六ノ

一一 大船竹子

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七六七号 昭和四十八年四月二十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願(一通)

請願者 東京都江東区北砂七ノ五ノ一一  
江田賢治外一名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七六八号 昭和四十八年四月二十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川六ノ一八ノ六  
五ヶ谷秀利

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七六九号 昭和四十八年四月二十三日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都葛飾区お花茶屋三ノ一四ノ  
五 遊佐裕

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八〇一号 昭和四十八年四月二十四日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 埼玉県富士見市鶴馬三、〇七二  
佐藤孝

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八〇二号 昭和四十八年四月二十四日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 兵庫県西宮市津門仁辺町四ノ二八  
甲斐勝幸

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八三〇号 昭和四十八年四月二十四日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都新宿区住吉町五八 大木勇

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八三三三号 昭和四十八年四月二十五日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都江戸川区松島二ノ三五ノ三  
六 東京土建江戸川支部内 三富昭

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八三四号 昭和四十八年四月二十五日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都清瀬市元町二ノ一ノ三〇  
島田保子

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八四七号 昭和四十八年四月二十五日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都町田市旭町三ノ二四ノ二三  
荻野好寿外八名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八四八号 昭和四十八年四月二十五日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

法制化に関する請願

請願者 東京都武蔵村山市中藤一、四六〇  
村山団地八ノ三〇二 上原裕美

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八七五号 昭和四十八年四月二十五日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都新宿区上落合三ノ二一ノ八  
浅野勇

紹介議員 野末 和彦君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九一三三号 昭和四十八年四月二十六日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込五ノ一ノ六  
安江仁

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九五三三号 昭和四十八年四月二十七日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 東京都大田区北馬込一ノ三三ノ八  
水野清

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九五四四号 昭和四十八年四月二十七日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願

請願者 神戸市東灘区御影石町三ノ九 松  
本正

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九六八号 昭和四十八年四月二十八日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願(十五通)

請願者 東京都文京区本郷三ノ二七ノ四  
永井秀吉外十四名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七三三九号 昭和四十八年四月二十一日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに  
関する請願

請願者 東京都新宿区弘方町二五全国左官  
タイル塗装業国民健康保険組合理  
事長 杉山三郎

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第一七四九号 昭和四十八年四月二十一日受理

喜多方労働基準監督署存続に関する請願

請願者 福島県喜多方市宇御清水東七、二  
四四二喜多方市議会議長 北見  
平三

紹介議員 田中寿美子君

喜多方労働基準監督署の存続を強く要請する。

理由

政府は昭和四十八年度に喜多方労働基準監督署を  
廃止し、会津労働基準監督署に統合する計画との  
ことであるが、単に「事務指数が全国最低」であ  
るという事務的な机上計算だけで、これを廃止す  
ることは左記のような現地の事情をまったく無視  
した機構改革である。

一、会津は、香川県に匹敵する広さの盆地であ  
り、いままおふぎに明け暮れる積雪寒冷地帯  
であること。

二、福島県の開発計画では、会津中央部、南会  
津、喜多方市を中心とした会津北部と三つの経  
済圏確立を意図してきたこと。

三、広大な会津のすみずみにも、安くて勤勉な労

働力を求めて、数多くの中小企業が進出してきていること。

四、これらの企業に働く住民の安全、衛生、権利等の確保が、監督署がある今日でさえ十分と言えないのに、廃止されればますます目がとどかなくなる。

五、国の出先機関がなくなることは、この地域の過疎化現象を促進し、過疎過密をなくそうという政治の方向に逆行していること。

六、今後当地域では、(一)国道二一〇号線、喜多方米沢間大峠すい道工事、(二)東北横断高速道路、(三)日中ダム建設工事、(四)押切り、濁川の河川合流工事、等々国営による大規模工事が予定されているので、労働事故災害等の発生が予測されること。

第一七五〇号 昭和四十八年四月二十一日受理  
喜多方労働基準監督署存続に関する請願

請願者 福島県喜多方市幸町喜多方商工会  
議所会頭 山中時一  
紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一七四九号と同じである。

第一七五一号 昭和四十八年四月二十一日受理  
喜多方労働基準監督署存続に関する請願

請願者 福島県喜多方市字御清水東七、二  
四四ノ二喜多方市長 唐橋東  
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一七四九号と同じである。

第一九七〇号 昭和四十八年五月一日受理  
喜多方労働基準監督署存続に関する請願

請願者 福島県喜多方市西四谷喜多方地区  
労働組合協議会内 安達喜和  
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一七四九号と同じである。

第一八三八号 昭和四十八年四月二十五日受理

第七部 社会労働委員会会議録第九号 昭和四十八年六月五日

全勤労国民の生活と健康、権利を守る制度改善に関する請願

請願者 東京都北区東十条三ノ一五ノ四  
阿部光次外六名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第一八五五号 昭和四十八年四月二十五日受理  
全勤労国民の生活と健康、権利を守る制度改善に関する請願

請願者 東京都大田区西糺谷一ノ一三  
杉山力外四十五名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第一八五九号 昭和四十八年四月二十五日受理  
国の負担による診療報酬の引上げ等医療改善に関する請願

請願者 札幌市西区琴似町山の手二条三丁  
目 勝田侑子外百七十名

紹介議員 小笠原貞子君

全額無料であっても、どこでも、だれでも安心して良い医療がうけられる医療保障制度を国と大企業負担で実現するため、左記事項をすみやかに実施されたい。

一、診療報酬を大幅に引上げて物価、人件費にスライドすること。

二、医師、看護婦を大幅に増員し待遇を改善すること。

三、六十五歳以上の老人と三歳以下の乳幼児の医療費を制限なしで無料にすること。

四、国と自治体の責任で休日、夜間診療、救急医療を確保すること。

五、患者と被保険者の負担を増加させる健康保険改悪法案等の国会への提出をやめること。

理由

一、大企業本位の高度成長政策により国民の健康

は破壊され、公害、交通事故、労働災害、職業病などが激増し、有病率はこの十年間に約二倍となり十人に一人が病気というありさまである。

理由  
公害や交通事故、職業病などの激増で、この十年間に病人は二倍以上にふえている。しかも、健康家族や国保では医療費の支払いが高くなり、健保本人でも入院時、特別の部屋代などをとられ、十割給付は名ばかりとなつていく。この医療費の半分近くはクスリ代として、製薬資本などにもつてゆかれるため、看護婦など医療従事者の給与は、一般産業の三分の二という低賃金で、人手不足、深夜勤務などに苦しめられており、従つて十分な医療もできない事態となつていく。そして、公立病院の八割、民間病院の相当数が赤字に悩んでいる。その上、政府は、国民のいのちと健康をまもるための医療には、予算をだしおし、保険料率の引上げ、患者への負担増など、健康保険の改悪案を今国会に提出した。

三、政府は、差額徴収や無医地区対策、休日、夜間診療や救急医療の対策を怠り、看護婦の不足を深刻化させ、医師、看護婦をはじめ医療に従事する者の技術料などを適正に評価せずに不当な低診療報酬をおしつけてきた。

第一八六〇号 昭和四十八年四月二十五日受理  
国の負担による診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 徳島県鳴門市瀬戸町堂浦 野口夏之助外十九名

紹介議員 星野 力君

国民が切実に求めている「全額無料であっても、どこでも、安心して良い医療がうけられる制度」が、国と大企業負担で行なわれるよう、左記事項のすみやかな実現を図られたい。

一、医師、看護婦を大幅に増員し、医療従事者の待遇を改善すること。そのために診療報酬を、人件費と物価にみあわせて大幅に引き上げること。

二、当面、健保家族八割、国保九割に給付を引き上げるとともに、公立病院の差額ベット料を禁止すること。

三、保険料の負担割合を使用者七割、労働者三割(現行折半)にかえ、国庫負担の大幅増をはかること。

四、六十五歳以上の老人と三歳以下の乳幼児の医療費を無料にすること。

五、患者と被保険者の負担を増加させる健康保険改悪をしないこと。

第一九四九号 昭和四十八年四月二十六日受理  
官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町墨田 有岡ヤヨエ外二百三名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第一九三六号 昭和四十八年四月二十六日受理  
社会保険診療報酬の引上げ、健康保険制度改善に関する請願

請願者 名古屋市中区和区妙見町一九ノ二愛知県保険医協会内 阿久根睦外六十四名

紹介議員 須原 昭二君

社会保険診療報酬の改定並びに健康保険制度の改善につき、左記事項のすみやかな実現を期された。

一、診療報酬単価(技術料・入院料)を五割、国と大企業の負担で引き上げること。物価・人件費に対応するスライド制を確立すること。  
二、現行、診療報酬点数のうち、とくに非常識に低い点数を改善し、また必要な点数を新設すること。

三、健保家族の給付率を七割以上に引き上げ、政管健保の給付費に対する定率三割の国庫負担を行なうこと。

四、老人など公費医療の所得制限を撤廃すること。請求明細書は一枚ですべて処理できるように、制度の改善と事務の簡素化を図ること。

理由

今日、ほとんどの診療所、病院の経営は崩壊の寸前にあり、開業医の大半を占める無床診療所では漸次看護婦等補助者をへらし、夫婦二人だけの医療によつて多数患者をさばき、かろうじて経営困難をきりぬけている。さらに、健保・公費医療制度について多くの矛盾が保険医にいわせられ、本来の診療業務が著しく妨げられ、これらの改善は急務となつてゐる。二箇年すえおかれた四十七年二月の点数改定はまた、再診料五割(五十円)、時間外加算を三点(三十円)にすえおいたばかりか、休日についてはまったく考慮が払われず、手のかかる乳幼児、老人についてもそれに見合う点数が設定されないなど、医師の技術を無視した非常識な点数がまかり通つており、私たちは診療報酬単価の引上げと同時に、これらの点数について大幅な是正と、新しい技術などの保険適用、拡大を要求するものである。

第一九六〇号 昭和四十八年四月二十八日受理  
生活できる年金に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一八ノ一  
九東京都生活と健康を守る会連合

会内 村野周一  
紹介議員 木島 則夫君

老人をはじめ、障害者や母子世帯が安心して生活できる年金を支給するより、左記事項の実現を図りたい。

一、福祉年金(老齢、障害、母子)を最低三万円にするために、すくなくとも今年は一万円に引き上げること。老齢福祉年金の支給開始年齢は六十五歳とすること。また、今年六十七歳から六十九歳の人々にもすぐ支給すること。所得制限をなくすること。

二、拠出制年金は最低保障額を国民年金は一人三万円以上、厚生年金は一人四万円以上にそれぞれ引き上げること。財源は、かけ金を上げずに国と資本家の負担を大幅にふやして、積立方式をやめ賦課方式にきりかえること。

理由

いまでも大きな問題になつてゐるように、老人のくらしは深刻である。生活できる年金をはじめとする社会保障が確立してゐないために、若い者にとつても大きな不安となつてゐる。政府は老齢福祉年金を今年の十月から五千円にするといふが、相変わらずタバコ程度のものである。拠出制年金は「夫婦五万円年金」を実現すると宣伝しているが、厚生年金は二十七年、国民年金は二十五年それぞれかけ金をかけた人でないともええない。今年からこの「五万円年金」を受けられる人は厚生年金でもごく少数の人だけで、国民年金にいたつては二十二年(昭和七十年から)たない金と受けられる人は出てこない。しかも、かけ金が大幅に引き上げられるから国民の負担は重くなるばかりである。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、新設国民健康保険組合に対する国庫負担の増率、法制化に関する請願(第一九七四号)

一、進行性筋ジストロフィー等の神経筋疾患を対象とする国立研究所設立に関する請願(第一九七六号)

一、民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願(第一九七七号)(第一九八〇号)(第一九九六号)(第一九九七号)(第一九九八号)(第一九九九号)(第二〇〇〇号)(第二〇〇一號)(第二〇〇二號)(第二〇〇三號)(第二〇〇四號)(第二〇〇五號)(第二〇〇六號)(第二〇〇七號)(第二〇〇八號)(第二〇〇九號)(第二〇一〇號)(第二〇一一號)(第二〇一二號)(第二〇一三號)(第二〇一四號)(第二〇一五號)(第二〇一六號)(第二〇一七號)(第二〇一八號)(第二〇一九號)(第二〇二〇號)(第二〇二一號)(第二〇二二號)(第二〇二三號)(第二〇二四號)(第二〇二五號)(第二〇二六號)(第二〇二七號)(第二〇二八號)(第二〇二九號)(第二〇三〇號)(第二〇三一號)(第二〇三二號)(第二〇三三號)(第二〇三四號)(第二〇三五號)(第二〇三六號)(第二〇三七號)(第二〇三八號)(第二〇三九號)(第二〇四〇號)(第二〇四一號)(第二〇四二號)(第二〇四三號)(第二〇四四號)(第二〇四五號)(第二〇四六號)(第二〇四七號)(第二〇四八號)(第二〇四九號)(第二〇五〇號)(第二〇五一號)(第二〇五二號)(第二〇五三號)(第二〇五四號)(第二〇五五號)(第二〇五六號)(第二〇五七號)(第二〇五八號)(第二〇五九號)(第二〇六〇號)(第二〇六一號)(第二〇六二號)(第二〇六三號)(第二〇六四號)(第二〇六五號)(第二〇六六號)(第二〇六七號)(第二〇六八號)(第二〇六九號)(第二〇七〇號)(第二〇七一號)(第二〇七二號)(第二〇七三號)(第二〇七四號)(第二〇七五號)(第二〇七六號)(第二〇七七號)(第二〇七八號)(第二〇七九號)(第二〇八〇號)(第二〇八一號)(第二〇八二號)(第二〇八三號)(第二〇八四號)(第二〇八五號)(第二〇八六號)(第二〇八七號)(第二〇八八號)(第二〇八九號)(第二〇九〇號)(第二〇九一號)(第二〇九二號)(第二〇九三號)(第二〇九四號)(第二〇九五號)(第二〇九六號)(第二〇九七號)(第二〇九八號)(第二〇九九號)(第二一〇〇號)(第二一〇一號)(第二一〇二號)(第二一〇三號)(第二一〇四號)(第二一〇五號)(第二一〇六號)(第二一〇七號)(第二一〇八號)(第二一〇九號)(第二一一〇號)(第二一一一號)(第二一一二號)(第二一一三號)(第二一一四號)(第二一一五號)(第二一一六號)(第二一一七號)(第二一一八號)(第二一一九號)(第二一二〇號)(第二一二一號)(第二一二二號)(第二一二三號)(第二一二四號)(第二一二五號)(第二一二六號)(第二一二七號)(第二一二八號)(第二一二九號)(第二一三〇號)(第二一三一號)(第二一三二號)(第二一三三號)(第二一三四號)(第二一三五號)(第二一三六號)(第二一三七號)(第二一三八號)(第二一三九號)(第二一四〇號)(第二一四一號)(第二一四二號)(第二一四三號)(第二一四四號)(第二一四五號)(第二一四六號)(第二一四七號)(第二一四八號)(第二一四九號)(第二一五〇號)(第二一五一號)(第二一五二號)(第二一五三號)(第二一五四號)(第二一五五號)(第二一五六號)(第二一五七號)(第二一五八號)(第二一五九號)(第二一六〇號)(第二一六一號)(第二一六二號)(第二一六三號)(第二一六四號)(第二一六五號)(第二一六六號)(第二一六七號)(第二一六八號)(第二一六九號)(第二一七〇號)(第二一七一號)(第二一七二號)(第二一七三號)(第二一七四號)(第二一七五號)(第二一七六號)(第二一七七號)(第二一七八號)(第二一七九號)(第二一八〇號)(第二一八一號)(第二一八二號)(第二一八三號)(第二一八四號)(第二一八五號)(第二一八六號)(第二一八七號)(第二一八八號)(第二一八九號)(第二一九〇號)(第二一九一號)(第二一九二號)(第二一九三號)(第二一九四號)(第二一九五號)(第二一九六號)(第二一九七號)(第二一九八號)(第二一九九號)(第二二〇〇號)(第二二〇一號)(第二二〇二號)(第二二〇三號)(第二二〇四號)(第二二〇五號)(第二二〇六號)(第二二〇七號)(第二二〇八號)(第二二〇九號)(第二二一〇號)(第二二一一號)(第二二一二號)(第二二一三號)(第二二一四號)(第二二一五號)(第二二一六號)(第二二一七號)(第二二一八號)(第二二一九號)(第二二二〇號)(第二二二一號)(第二二二二號)(第二二二三號)(第二二二四號)(第二二二五號)(第二二二六號)(第二二二七號)(第二二二八號)(第二二二九號)(第二二三〇號)(第二二三一號)(第二二三二號)(第二二三三號)(第二二三四號)(第二二三五號)(第二二三六號)(第二二三七號)(第二二三八號)(第二二三九號)(第二二四〇號)(第二二四一號)(第二二四二號)(第二二四三號)(第二二四四號)(第二二四五號)(第二二四六號)(第二二四七號)(第二二四八號)(第二二四九號)(第二二五〇號)(第二二五一號)(第二二五二號)(第二二五三號)(第二二五四號)(第二二五五號)(第二二五六號)(第二二五七號)(第二二五八號)(第二二五九號)(第二二六〇號)(第二二六一號)(第二二六二號)(第二二六三號)(第二二六四號)(第二二六五號)(第二二六六號)(第二二六七號)(第二二六八號)(第二二六九號)(第二二七〇號)(第二二七一號)(第二二七二號)(第二二七三號)(第二二七四號)(第二二七五號)(第二二七六號)(第二二七七號)(第二二七八號)(第二二七九號)(第二二八〇號)(第二二八一號)(第二二八二號)(第二二八三號)(第二二八四號)(第二二八五號)(第二二八六號)(第二二八七號)(第二二八八號)(第二二八九號)(第二二九〇號)(第二二九一號)(第二二九二號)(第二二九三號)(第二二九四號)(第二二九五號)(第二二九六號)(第二二九七號)(第二二九八號)(第二二九九號)(第二三〇〇号)

一、「健康保険改悪法案」撤回に関する請願(第一九七九号)(第一九八五号)(第一九八六号)(第一九八七号)(第一九八八号)(第一九八九号)(第二〇〇〇号)(第二〇〇一號)(第二〇〇二號)(第二〇〇三號)(第二〇〇四號)(第二〇〇五號)(第二〇〇六號)(第二〇〇七號)(第二〇〇八號)(第二〇〇九號)(第二〇一〇號)(第二〇一一號)(第二〇一二號)(第二〇一三號)(第二〇一四號)(第二〇一五號)(第二〇一六號)(第二〇一七號)(第二〇一八號)(第二〇一九號)(第二〇二〇號)(第二〇二一號)(第二〇二二號)(第二〇二三號)(第二〇二四號)(第二〇二五號)(第二〇二六號)(第二〇二七號)(第二〇二八號)(第二〇二九號)(第二〇三〇號)(第二〇三一號)(第二〇三二號)(第二〇三三號)(第二〇三四號)(第二〇三五號)(第二〇三六號)(第二〇三七號)(第二〇三八號)(第二〇三九號)(第二〇四〇號)(第二〇四一號)(第二〇四二號)(第二〇四三號)(第二〇四四號)(第二〇四五號)(第二〇四六號)(第二〇四七號)(第二〇四八號)(第二〇四九號)(第二〇五〇號)(第二〇五一號)(第二〇五二號)(第二〇五三號)(第二〇五四號)(第二〇五五號)(第二〇五六號)(第二〇五七號)(第二〇五八號)(第二〇五九號)(第二〇六〇號)(第二〇六一號)(第二〇六二號)(第二〇六三號)(第二〇六四號)(第二〇六五號)(第二〇六六號)(第二〇六七號)(第二〇六八號)(第二〇六九號)(第二〇七〇號)(第二〇七一號)(第二〇七二號)(第二〇七三號)(第二〇七四號)(第二〇七五號)(第二〇七六號)(第二〇七七號)(第二〇七八號)(第二〇七九號)(第二〇八〇號)(第二〇八一號)(第二〇八二號)(第二〇八三號)(第二〇八四號)(第二〇八五號)(第二〇八六號)(第二〇八七號)(第二〇八八號)(第二〇八九號)(第二〇九〇號)(第二〇九一號)(第二〇九二號)(第二〇九三號)(第二〇九四號)(第二〇九五號)(第二〇九六號)(第二〇九七號)(第二〇九八號)(第二〇九九號)(第二一〇〇号)

一、建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願(第一九九〇号)(第一九九一號)(第一九九二號)(第一九九三號)(第一九九四號)(第一九九五號)(第一九九六號)(第一九九七號)(第一九九八號)(第一九九九號)(第二〇〇〇号)(第二〇〇一號)(第二〇〇二號)(第二〇〇三號)(第二〇〇四號)(第二〇〇五號)(第二〇〇六號)(第二〇〇七號)(第二〇〇八號)(第二〇〇九號)(第二〇一〇號)(第二〇一一號)(第二〇一二號)(第二〇一三號)(第二〇一四號)(第二〇一五號)(第二〇一六號)(第二〇一七號)(第二〇一八號)(第二〇一九號)(第二〇二〇號)(第二〇二一號)(第二〇二二號)(第二〇二三號)(第二〇二四號)(第二〇二五號)(第二〇二六號)(第二〇二七號)(第二〇二八號)(第二〇二九號)(第二〇三〇號)(第二〇三一號)(第二〇三二號)(第二〇三三號)(第二〇三四號)(第二〇三五號)(第二〇三六號)(第二〇三七號)(第二〇三八號)(第二〇三九號)(第二〇四〇號)(第二〇四一號)(第二〇四二號)(第二〇四三號)(第二〇四四號)(第二〇四五號)(第二〇四六號)(第二〇四七號)(第二〇四八號)(第二〇四九號)(第二〇五〇號)(第二〇五一號)(第二〇五二號)(第二〇五三號)(第二〇五四號)(第二〇五五號)(第二〇五六號)(第二〇五七號)(第二〇五八號)(第二〇五九號)(第二〇六〇號)(第二〇六一號)(第二〇六二號)(第二〇六三號)(第二〇六四號)(第二〇六五號)(第二〇六六號)(第二〇六七號)(第二〇六八號)(第二〇六九號)(第二〇七〇號)(第二〇七一號)(第二〇七二號)(第二〇七三號)(第二〇七四號)(第二〇七五號)(第二〇七六號)(第二〇七七號)(第二〇七八號)(第二〇七九號)(第二〇八〇號)(第二〇八一號)(第二〇八二號)(第二〇八三號)(第二〇八四號)(第二〇八五號)(第二〇八六號)(第二〇八七號)(第二〇八八號)(第二〇八九號)(第二〇九〇號)(第二〇九一號)(第二〇九二號)(第二〇九三號)(第二〇九四號)(第二〇九五號)(第二〇九六號)(第二〇九七號)(第二〇九八號)(第二〇九九號)(第二一〇〇号)

一、医療事務管理士法の制定に関する請願(第二〇〇一號)(第二〇〇二號)(第二〇〇三號)(第二〇〇四號)(第二〇〇五號)(第二〇〇六號)(第二〇〇七號)(第二〇〇八號)(第二〇〇九號)(第二〇一〇號)(第二〇一一號)(第二〇一二號)(第二〇一三號)(第二〇一四號)(第二〇一五號)(第二〇一六號)(第二〇一七號)(第二〇一八號)(第二〇一九號)(第二〇二〇號)(第二〇二一號)(第二〇二二號)(第二〇二三號)(第二〇二四號)(第二〇二五號)(第二〇二六號)(第二〇二七號)(第二〇二八號)(第二〇二九號)(第二〇三〇號)(第二〇三一號)(第二〇三二號)(第二〇三三號)(第二〇三四號)(第二〇三五號)(第二〇三六號)(第二〇三七號)(第二〇三八號)(第二〇三九號)(第二〇四〇號)(第二〇四一號)(第二〇四二號)(第二〇四三號)(第二〇四四號)(第二〇四五號)(第二〇四六號)(第二〇四七號)(第二〇四八號)(第二〇四九號)(第二〇五〇號)(第二〇五一號)(第二〇五二號)(第二〇五三號)(第二〇五四號)(第二〇五五號)(第二〇五六號)(第二〇五七號)(第二〇五八號)(第二〇五九號)(第二〇六〇號)(第二〇六一號)(第二〇六二號)(第二〇六三號)(第二〇六四號)(第二〇六五號)(第二〇六六號)(第二〇六七號)(第二〇六八號)(第二〇六九號)(第二〇七〇號)(第二〇七一號)(第二〇七二號)(第二〇七三號)(第二〇七四號)(第二〇七五號)(第二〇七六號)(第二〇七七號)(第二〇七八號)(第二〇七九號)(第二〇八〇號)(第二〇八一號)(第二〇八二號)(第二〇八三號)(第二〇八四號)(第二〇八五號)(第二〇八六號)(第二〇八七號)(第二〇八八號)(第二〇八九號)(第二〇九〇號)(第二〇九一號)(第二〇九二號)(第二〇九三號)(第二〇九四號)(第二〇九五號)(第二〇九六號)(第二〇九七號)(第二〇九八號)(第二〇九九號)(第二一〇〇号)

一、労働者災害補償保険法によるせき腫損傷者に関する請願(第二〇五一號)

一、喜多方労働基準監督署存続に関する請願(第二〇五六號)

一、医療保険制度の改革に関する請願(第二〇七三號)(第二〇七四號)(第二〇七五號)(第二〇七六號)(第二〇七七號)(第二〇七八號)(第二〇七九號)(第二〇八〇號)(第二〇八一號)(第二〇八二號)(第二〇八三號)(第二〇八四號)(第二〇八五號)(第二〇八六號)(第二〇八七號)(第二〇八八號)(第二〇八九號)(第二〇九〇號)(第二〇九一號)(第二〇九二號)(第二〇九三號)(第二〇九四號)(第二〇九五號)(第二〇九六號)(第二〇九七號)(第二〇九八號)(第二〇九九號)(第二一〇〇号)

一、官公労働者のストライキ権に関する請願(第二一二三號)(第二一二四號)

〇八九号(第二〇九〇号)(第二〇九一號)(第二〇九二號)(第二〇九三號)(第二〇九四號)(第二〇九五號)(第二〇九六號)(第二〇九七號)(第二〇九八號)(第二〇九九號)(第二一〇〇号)(第二一〇一號)(第二一〇二號)(第二一〇三號)(第二一〇四號)(第二一〇五號)(第二一〇六號)(第二一〇七號)(第二一〇八號)(第二一〇九號)(第二一一〇號)(第二一一一號)(第二一一二號)(第二一一三號)(第二一一四號)(第二一一五號)(第二一一六號)(第二一一七號)(第二一一八號)(第二一一九號)(第二一二〇号)(第二一二一號)(第二一二二號)(第二一二三號)(第二一二四號)(第二一二五號)(第二一二六號)(第二一二七號)(第二一二八號)(第二一二九號)(第二一三〇号)(第二一三一號)(第二一三二號)(第二一三三號)(第二一三四號)(第二一三五號)(第二一三六號)(第二一三七號)(第二一三八號)(第二一三九號)(第二一四〇号)(第二一四一號)(第二一四二號)(第二一四三號)(第二一四四號)(第二一四五號)(第二一四六號)(第二一四七號)(第二一四八號)(第二一四九號)(第二一五〇号)(第二一五一號)(第二一五二號)(第二一五三號)(第二一五四號)(第二一五五號)(第二一五六號)(第二一五七號)(第二一五八號)(第二一五九號)(第二一六〇号)(第二一六一號)(第二一六二號)(第二一六三號)(第二一六四號)(第二一六五號)(第二一六六號)(第二一六七號)(第二一六八號)(第二一六九號)(第二一七〇号)(第二一七一號)(第二一七二號)(第二一七三號)(第二一七四號)(第二一七五號)(第二一七六號)(第二一七七號)(第二一七八號)(第二一七九號)(第二一八〇号)(第二一八一號)(第二一八二號)(第二一八三號)(第二一八四號)(第二一八五號)(第二一八六號)(第二一八七號)(第二一八八號)(第二一八九號)(第二一九〇号)(第二一九一號)(第二一九二號)(第二一九三號)(第二一九四號)(第二一九五號)(第二一九六號)(第二一九七號)(第二一九八號)(第二一九九號)(第二二〇〇号)

号(第二二四四号)(第二二八〇号)(第二二〇一  
号)(第二四九三号)  
一、戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請  
願(第二二八四号)  
一、看護婦の確保に関する請願(第二二〇〇号)  
一、公的病院の病床規制撤廃に関する請願(第  
二二二二号)  
一、大規模年金保養基地の招致に関する請願  
(第二二七六号)  
一、献血事業の拡充強化に関する請願(第二二  
七七号)  
一、「健康保険法」改悪案反対並びに医療保障制  
度の確立に関する請願(第二三〇三号)(第二  
四二二号)

一、国民健康保険組合に対する国庫補助率の引  
上げに関する請願(第二四〇四号)(第二四〇  
五号)(第二四〇六号)(第二四〇七号)(第二四  
八六号)(第二四八七号)(第二四八八号)  
一、健康保険法の改悪反対等に関する請願(第  
二四二〇号)(第二四二二号)(第二四二七号)  
一、優生保護法改悪反対及び経口避妊薬の全面  
解禁に関する請願(第二四七四号)  
一、公衆浴場業振興に関する請願(第二四七六  
号)

一、社会保険診療報酬の引上げ、健康保険制度  
改善に関する請願(第二四九四号)  
一、腎臓病の早期発見と医療の改善に関する請  
願(第二五〇三号)

第一九七四号 昭和四十八年五月二日受理  
新設国民健康保険組合に対する国庫負担の増率、  
法制化に関する請願  
請願者 東京都港区三田一ノ三ノ三七全国  
板金業国民健康保険組合理事長  
栗原勇治  
紹介議員 山下 春江君

セントに引き上げ、調整分五パーセントも支給さ  
れるよう、国民健康保険法第七十条、第七十三条  
と関連条文を改正するか、または特別立法化を行  
なわたい。

#### 理由

当組合は組合員から徴収する保険料について毎年  
度値上げを実施しているが、現行の国庫支出によ  
る補助金ではとうてい運営はできない。臨時調整  
補助額の決定についても、安定した見通しが必要  
である。また、医療費の増高に対し、被保険者の  
所得はこれに及びられず、保険料支払いは上限に  
達している。

第一九七六号 昭和四十八年五月二日受理  
進行性筋ジストロフィー等の神経筋疾患を対象と  
する国立研究所設立に関する請願(三通)

請願者 大阪市天王寺区大道一ノ一ノ一  
岩永明久外千二百名  
紹介議員 山下 春江君  
この請願の趣旨は、第九二二号と同じである。

第一九七七号 昭和四十八年五月二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市千種区坂下町二ノ一 青  
山登代子外十九名  
紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十八年五月二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市瑞穂区田辺通四ノ三〇  
前田せい外二十名  
紹介議員 成瀬 幡治君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九九六号 昭和四十八年五月四日受理  
新設国民健康保険組合に対する国庫支出定率二十  
五パーセントの補助金を公営国保なみの四十一  
第七部 社会労働委員会会議録第九号 昭和四十八年六月五日 【参議院】

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市南区元桜田町四ノ二五  
尾崎つや子外二十名  
紹介議員 塩出 啓典君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九九七号 昭和四十八年五月四日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 愛知県海部郡大治村東条中切七二  
神野かず子外二十名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九九八号 昭和四十八年五月四日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市北区城東町四ノ八一 後  
藤典子外十九名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一九九九号 昭和四十八年五月四日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市昭和区山里町四七 山田  
富美代外二十名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和四十八年五月四日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市千種区田代町鹿子殿八一  
ノ一、〇三七 豊田信吉郎外十九  
名  
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二〇一三三号 昭和四十八年五月七日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市千種区豊年町二ノ一四  
法月とり子  
紹介議員 阿部 憲一君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二〇五九号 昭和四十八年五月八日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市緑区鳴海町字上中二二  
加藤鉄作外二十名  
紹介議員 村尾 重雄君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二二一四号 昭和四十八年五月九日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市千種区牧野町九ノ四八ノ  
四 後藤由之外十九名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二二三八号 昭和四十八年五月十日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市中川区富田町大字助光字  
上神前五四五 飯田清雄外二十名  
紹介議員 須原 昭二君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二四二六号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制  
定等に関する請願  
請願者 名古屋市千種区西山元町二ノ二二

紹介議員 安田ミチ子外十九名  
柳田桃太郎君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二五〇四号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願(二通)  
請願者 愛知県津島市愛宕町一ノ六 橋本敏外三十九名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二五〇五号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 名古屋市中千種区内山町二七 兼松金八外十九名  
紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二五〇六号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 名古屋市中千種区猪高町大字一社字瓶ノ井一、二三三ノ一八二 井上留吉外十九名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二五〇七号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 京都市上京区六軒町通下長者町上ル 山本安子外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二五〇八号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 京都市上京区千本通仁和寺街道西  
紹介議員 堀出 啓典君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 京都市上京区千本通仁和寺街道西  
紹介議員 堀出 啓典君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二五一〇号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 京都市上京区千本通仁和寺街道西  
紹介議員 堀出 啓典君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二五一一号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 京都市上京区千本通仁和寺街道西  
紹介議員 堀出 啓典君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二五一二号 昭和四十八年五月十二日受理  
民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願  
請願者 京都市上京区千本通仁和寺街道西  
紹介議員 堀出 啓典君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

請願者 山形県西置賜郡飯豊町小白川一、一〇二 舟山安次外五千八百二十名  
紹介議員 藤原 房雄君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一九八六号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区深草フチ町 堀川幸一外四百四十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇二号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願(二通)  
請願者 千葉市天台一ノ七ノ一三 行木繁外二千八百十八名  
紹介議員 鈴木 一弘君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇三号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 千葉市千草台一ノ一ノ二〇七 先崎龍雄外二千二百名  
紹介議員 鈴木 一弘君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇四号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市北区紫野東蓮台野町一〇ノ三 小笹安子外千四百四十名  
紹介議員 渋谷 邦彦君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇五号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市北区紫野東蓮台野町一〇ノ三 小笹安子外千四百四十名  
紹介議員 渋谷 邦彦君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇六号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市北区紫野東蓮台野町一〇ノ三 小笹安子外千四百四十名  
紹介議員 渋谷 邦彦君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇七号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市北区紫野東蓮台野町一〇ノ三 小笹安子外千四百四十名  
紹介議員 渋谷 邦彦君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇八号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市北区紫野東蓮台野町一〇ノ三 小笹安子外千四百四十名  
紹介議員 渋谷 邦彦君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇九号 昭和四十八年五月四日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市北区紫野東蓮台野町一〇ノ三 小笹安子外千四百四十名  
紹介議員 渋谷 邦彦君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

入 河合貞三外七百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二〇六号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市北区紫野大徳寺町二六ノ一 九 森村弘外千三百五十名  
紹介議員 鈴木 一弘君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二〇七号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 山形市城西町三ノ九ノ一 佐藤三治郎外四千九百九十名  
紹介議員 藤原 房雄君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二〇八号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市上京区六軒町通下長者町下ル利生町二九四 広瀬利夫外二千五百二十一名  
紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二〇九号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市上京区六軒町通下長者町下ル利生町二九四 広瀬利夫外二千五百二十一名  
紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市上京区六軒町通下長者町下ル利生町二九四 広瀬利夫外二千五百二十一名  
紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二一一号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市上京区六軒町通下長者町下ル利生町二九四 広瀬利夫外二千五百二十一名  
紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二一二号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市上京区六軒町通下長者町下ル利生町二九四 広瀬利夫外二千五百二十一名  
紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二一三号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市上京区六軒町通下長者町下ル利生町二九四 広瀬利夫外二千五百二十一名  
紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二二一四号 昭和四十八年五月十日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市上京区六軒町通下長者町下ル利生町二九四 広瀬利夫外二千五百二十一名  
紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三〇七号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市北区紫野大徳寺町六七ノ五 五 新浪修外二千七百六十名  
紹介議員 原田 立君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三〇八号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町五四 清水敏雄外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三〇九号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町五四 清水敏雄外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三一〇号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町五四 清水敏雄外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三一一号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町五四 清水敏雄外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三一二号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町五四 清水敏雄外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三一三号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町五四 清水敏雄外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三一四号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町五四 清水敏雄外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二三一五号 昭和四十八年五月十一日受理  
健康保険改悪法案撤回に関する請願  
請願者 京都市伏見区竹田三ツ杭町五四 清水敏雄外六百六十名  
紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二四三八号 昭和四十八年五月十二日受理  
「健康保険改悪法案」撤回に関する請願(二通)

請願者 京都市上京区一条通西洞院東入

岸本三才外五千四百七十九名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二四七八号 昭和四十八年五月十二日受理  
「健康保険改悪法案」撤回に関する請願

請願者 京都市北区紫野大徳寺町二六 内

藤原次外千三百八十名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二四七九号 昭和四十八年五月十二日受理  
「健康保険改悪法案」撤回に関する請願

請願者 京都府宇治市小倉町蓮池一五一ノ

六三 三田実外七百五十名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一九九〇号 昭和四十八年五月四日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都中野区弥生町四ノ一二ノ一

七 野中マツイ

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九九一号 昭和四十八年五月四日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 京都市右京区西院下花田町二一全

京都建築労働組合内 坂口武夫

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の  
法制化に関する請願(三通)

請願者 東京都品川区旗の台三ノ五ノ二

藤田清外三名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九九三号 昭和四十八年五月四日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(一通)

請願者 東京都新宿区東大久保二ノ一東京

土建一般労働組合支部内 村松徳

蔵外一名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九九四号 昭和四十八年五月四日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(三通)

請願者 埼玉県浦和市太田建二、八〇九

倉田文雄外三名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九九五号 昭和四十八年五月四日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(四通)

請願者 埼玉県新座市野寺一ノ六ノ九佐

久間広治郎外三名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二〇一四号 昭和四十八年五月七日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(一通)

請願者 東京都品川区小山六ノ九ノ一三

土田二策外一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二〇一五号 昭和四十八年五月七日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 横浜市緑区十日市場町一、二九六

ノ一、〇四一 日井千恵子

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二〇八六号 昭和四十八年五月九日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都中野区本町四ノ九ノ二 斎

藤幸平

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二一四五号 昭和四十八年五月九日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都中野区本町一ノ四ノ五 園

田清次

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二一七九号 昭和四十八年五月十日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都中野区中央一ノ一九ノ二

島崎松太郎

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十八年五月十日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(五通)

請願者 横浜市戸塚区和泉町二、八一三

河野照子外四名  
この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二三〇九号 昭和四十八年五月十一日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(二八通)

請願者 東京都北区赤羽西六ノ二九ノ一五

柴田明男外二十七名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二三二〇号 昭和四十八年五月十一日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(三通)

請願者 大阪府福島区海老江上二ノ四八

笠井仁男外二名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二三一一号 昭和四十八年五月十一日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 東京都小平市学園西町一、五八四

ノ三二 富沢三郎外一名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二四二九号 昭和四十八年五月十二日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願(十通)

請願者 東京都大田区西蒲田六ノ九ノ一二

浦野良夫外九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二四三〇号 昭和四十八年五月十二日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の

法制化に関する請願

請願者 京都市右京区西院下花田町二一全

京都建築労働組合内 坂口武夫

紹介議員 河田 賢治君

法制化に関する請願

請願者 東京都町田市旭町三ノ二四ノ二三

朝見喜一

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二四八五号 昭和四十八年五月十二日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担率増加の法制化に関する請願(二通)

請願者 埼玉県草加市中根町二四一 中野

信夫外十二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二〇一〇号 昭和四十八年五月四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 奈良県五条市野原町三、〇五五

塚田恵美子外七十四名

紹介議員 大森 久司君

保険医療機関における診療報酬の請求事務を適正適法に処理し、国民医療の質的向上に資するよう、左記事項の実現を期されたい。

一、医療事務管理士法を早急に制定すること。

二、医療事務管理士の国家資格認定制度を実施すること。

三、医療事務管理士養成のため、新しい職業専門教育機関を認可すること。

理由

保険医療の機関における診療報酬の請求は、件数、金額ともに増大の一途をたどっており、これらの事務を実際に処理するには、相應の専門的知識を系統的に習得した専門職により、これを組織的に取り扱わせることが、「適正適法な請求」を行なう前提条件であるにもかかわらず、現状はそれらの諸条件をすべて否定せざるを得ない形で処理されている。

第二〇三〇号 昭和四十八年五月四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 長野県南安曇郡豊科町 大字 豊科

二、五九六ノ一 中島美江外八八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇四〇号 昭和四十八年五月四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 富山県新湊市港町一四ノ一五 矢

田富美子外四十九名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一六号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(四十九通)

請願者 山形県東根市東根甲七、〇五七

佐久間海男外四十八名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一七号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 京都市東山区福福上高松町一八

野津長三郎外百三十八名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一八号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(二百五十五通)

請願者 埼玉県越谷市平方二五五 大谷美

佐子外二百四十九名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇一九号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 岐阜県中津川市日の出町三ノ四

七 金子万喜子外百一名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇二〇号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 岡山市天瀬南町二ノ二五 岩田民

子外八十四名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇二二号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 茨城県結城郡石下町東野原 山本

章外百四十七名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇二三号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 千葉県柏市十津二七ノ一三三

梅沢茂外二百四十九名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇二三号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(三十八通)

請願者 宮崎県末広二ノ一ノ二六 田上幸

生外三十七名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇二四号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(三十四通)

請願者 栃木県宇都宮市宮原町二ノ八九七

ノ二 渋谷睦子外三十三名

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇二五号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市里吉町一、二八ノ

四 小酒キサ外三十一名

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇二六号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(六十九通)

請願者 愛媛県松山市一番町一ノ五ノ三

門多俊三外六十八名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇二七号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願(十三通)

請願者 島根県八束郡東出雲町揖屋 小原

泰子外十二名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇三九号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 福岡県小郡市小郡中央一區九七ノ

一一 川口英二外二百十三名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇四〇号 昭和四十八年五月七日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市鶴見町二六八ノ二

式守百合子外二百名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二〇四一號 昭和四十八年五月七日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 徳島県三好郡池田町南新町 中川 清子

紹介議員 久次米健太郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇四二號 昭和四十八年五月七日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 大分市大字木ノ上新町三組 小野 道子外四十六名

紹介議員 後藤 義隆君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇四三號 昭和四十八年五月七日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 山口県下松市花岡 和田浩子外五十一名

紹介議員 二木 謙吾君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇四四號 昭和四十八年五月七日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(二十五通)  
請願者 群馬県高崎市新保田中町二四二 原沢トミ子外二十四名

紹介議員 丸茂 重貞君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇六〇號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(八十三通)  
請願者 沖縄県那覇市宇楚辺三〇七ノ一 三 嵩原安盛外八十二名

紹介議員 稲嶺 一郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇六一號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(十五通)  
請願者 栃木県塩谷郡氏家町氏家二、五八

紹介議員 河本嘉久蔵君

七 高橋広子外十四名  
紹介議員 船田 讓君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇六二號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(二十七通)  
請願者 群馬県前橋市元総社町二、三八 二 新井淳次外二十六名

紹介議員 丸茂 重貞君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇六三號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 新潟県上越市南本町二四ノ一七 上野佳子外百二十五名

紹介議員 佐藤 隆君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇六四號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(三三通)  
請願者 東京都江戸川区鹿骨町二、四〇 二 中村智恵子外二千九百三十二名

紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇六五號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 石川県金沢市三馬二ノ三四坂下ビ ル内 山本律子外二十五名

紹介議員 安田 隆明君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇六六號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(二十二通)  
請願者 滋賀県彦根市川瀬馬場町八六三 丸山繁治外二十一名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇六七號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市日野町一、七七五 二六 川里由美子外四十八名

紹介議員 初村瀧一郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇七六號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 徳島県名西郡石井町石井中村 前 田京子

紹介議員 久次米健太郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇七七號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 和歌山市園部一、四七三山野莊 内 大竹光典外六十三名

紹介議員 世耕 政隆君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇七八號 昭和四十八年五月八日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 宮城県亶理郡亶理町五日町五一 佐藤途希子外百七名

紹介議員 高橋文五郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇八七號 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 北海道小樽市幸二ノ一〇 角江貞 校外百九十九名

紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇八八號 昭和四十八年五月九日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 福島市天神町二〇ノ三〇 佐藤節 子外七十八名

紹介議員 鈴木 省吾君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇八九號 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市川面二ノ四ノ一五 古川喜美代外二百八十八名

紹介議員 中西 一郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇九〇號 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(二十七通)  
請願者 栃木県小山市神島谷二〇六 田口 道代外二十六名

紹介議員 船田 讓君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二〇九一號 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 鳥取県米子市上後藤一三六ノ一四 木田真澄外二十三名

紹介議員 宮崎 正雄君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二一一八號 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 徳島市南佐古七番町八ノ一八 名 越章恵

紹介議員 久次米健太郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二一一九號 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 横濱市瀬谷区宮沢町九七三ノ六 林千枝子外三百四十九名

紹介議員 佐藤 一郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 佐賀県唐津市和多田用尺 河村美智代外十三名  
紹介議員 鍋島 直紹君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二二二号 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(三十通)  
請願者 群馬県前橋市上細井町九一七ノ二 高橋和子外二十九名  
紹介議員 丸茂 重貞君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二二二号 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(七十八通)  
請願者 愛知県刈谷市丸田町一ノ六 柴田きよ子外七十七名  
紹介議員 八木 一郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二二三号 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(三十四通)  
請願者 秋田県男鹿市北浦表町北浦珠算学校内 安藤けい子外三十三名  
紹介議員 山崎 五郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二三四号 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(百三十四通)  
請願者 三重県松阪市庄町二〇一 東条比佐子外百三十三名  
紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二三五号 昭和四十八年五月九日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(三十五通)  
請願者 青森県八戸市沼館四ノ一五二 田畑英子外三十四名  
紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二七七号 昭和四十八年五月十日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 東京都調布市富士見町二ノ一五ノ八 大映社宅Bノ一ノ二 竹内幸子外百九十九名  
紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二七八号 昭和四十八年五月十日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 高知県安芸市寿町八ノ二二 有沢那智子外一名  
紹介議員 濱田 幸雄君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二二二号 昭和四十八年五月十日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 熊本県荒尾市牛水中 片山美千子外五十二名  
紹介議員 高田 浩通君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二三九号 昭和四十八年五月十日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 徳島県鳴門市撫養町青田東発五〇 木村弘子  
紹介議員 久次米健太郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二四〇号 昭和四十八年五月十日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(四十四通)  
請願者 愛知県知立市新地町東新地五八 清水美千代外四十三名  
紹介議員 八木 一郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二四一号 昭和四十八年五月十日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(三十七通)  
請願者 群馬県前橋市上小出町七六三 田中卓代外三十六名  
紹介議員 丸茂 重貞君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二七八号 昭和四十八年五月十一日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(三通)  
請願者 香川県高松市屋島中町 小滝栄幸外二名  
紹介議員 平井 太郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二七九号 昭和四十八年五月十一日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(百九通)  
請願者 広島県佐伯郡五日市町大字下小深川 沖本久男外百八名  
紹介議員 藤田 正明君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二八〇号 昭和四十八年五月十一日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 千葉県流山市江戸台東三ノ五九 松下喜子外百九十九名  
紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二二八一号 昭和四十八年五月十一日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 福井県三方郡三方町横渡二ノ一  
紹介議員 熊谷太三郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二三〇四号 昭和四十八年五月十一日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(十八通)  
請願者 栃木県河内郡河内町下岡本一、九〇二 桜井ハツ江外十七名  
紹介議員 船田 謙君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二三〇五号 昭和四十八年五月十一日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(七十一通)  
請願者 鹿児島県鹿屋市古江町七、一四八 前田カズ子外七十名  
紹介議員 川上 為治君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二三四四号 昭和四十八年五月十一日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(九十九通)  
請願者 愛知県春日井市味美白山町一ノ四 伊藤孝子外九十八名  
紹介議員 八木 一郎君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二三八一号 昭和四十八年五月十二日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 千葉県習志野市袖ヶ浦二二ノ一〇七 若林喜美枝外七十名  
紹介議員 鹿島 俊雄君  
この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二三八二号 昭和四十八年五月十二日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(六通)  
請願者 福井市城東一ノ七ノ一三 山下和子外五名  
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二三八三号 昭和四十八年五月十二日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(千通)  
請願者 大阪府羽曳野市島泉九ノ二二六  
山田美智子外九百九十九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二三八四号 昭和四十八年五月十二日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 札幌市豊平区豊平四條五ノ三〇  
山部幹雄外四百四名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二三八五号 昭和四十八年五月十二日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願(四十三通)  
請願者 名古屋市中区大字幸心字山一七  
県営住宅Hノ二三 水野憲一外四十二名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二三八六号 昭和四十八年五月十二日受理  
医療事務管理士法の制定に関する請願  
請願者 徳島市南佐古六番町六ノ八 山川  
裕子

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二〇一〇号と同じである。

第二二〇二八号 昭和四十八年五月七日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 埼玉県秩父市上町一ノ一五ノ一  
藤城佳三外二千名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇二九号 昭和四十八年五月七日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 神奈川県厚木市戸室中原九四五  
鈴木健康外九百九十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇三〇号 昭和四十八年五月七日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 新潟県北魚沼郡小出町沢田二 清  
水良作外八百六十二名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇三一号 昭和四十八年五月七日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 福島県石川郡石川町屋敷の入六七  
ノ七 矢内義雄外六百四十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇三二号 昭和四十八年五月七日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 長崎県佐世保市小島町一六ノ三六  
二宮雅雄外一万七千二百九十二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇三三号 昭和四十八年五月七日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 神戸市長田区駒ヶ林町一ノ七ノ八  
土居薫外三千三百三十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇三四号 昭和四十八年五月九日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願(三三通)  
請願者 埼玉県大宮市東門前二二八 山崎

紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇八五号 昭和四十八年五月九日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 千葉県市原市五井四、九六八 池  
田優外九百十八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇三六号 昭和四十八年五月九日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 東京都品川区小山台一ノ一八ノ一  
寺内清高外四百八十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇三八号 昭和四十八年五月十日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 東京都品川区東中延二ノ一ノ九  
高橋大雄外三百十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二〇九号 昭和四十八年五月十日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 静岡県沼津市今沢六五八八ノ一  
〇八 涌井善四郎外二十一一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十八年五月十日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 埼玉県上福岡市川崎二ノ三ノ八  
米川美己

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二二一号 昭和四十八年五月十日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 東京都葛飾区高砂三ノ一九ノ六  
斎藤博康外三百三十五名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二二一六号 昭和四十八年五月十一日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 東京都板橋区志村一ノ一五 柴  
山直幸外百七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二二四六号 昭和四十八年五月十一日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願(五十四通)  
請願者 秋田市牛島東六ノ一三ノ一六 小  
林克彦外四百六十二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二二四四号 昭和四十八年五月十二日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願(八通)  
請願者 東京都中野区新井一ノ九ノ一四 齊  
藤方 滝沢洋行外二十八名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二二四五号 昭和四十八年五月十二日受理  
生活できる年金制度の確立等に関する請願  
請願者 北九州市八幡区東鳴水町二丁目  
青木キヨミ外百十九名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二二四六号 昭和四十八年五月十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 大阪府八尾市田井中四四八 青木

紹介議員 柴一郎外五百名

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二四一七号 昭和四十八年五月十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀町二ノ二七ノ

一一 水野五郎外三十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二四一八号 昭和四十八年五月十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市谷市桜町四ノ九 浅沼

敷夫外二十四名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二四一九号 昭和四十八年五月十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市藤戸町藤戸一、一七

八ノ二四 高山周三外二百十五名

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二四八九号 昭和四十八年五月十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 東京都北区王子二ノ二三 金子幸

子外二百名

紹介議員 大橋 和幸君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二四九〇号 昭和四十八年五月十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 神奈川県愛甲郡愛川町春日台一ノ

一五ノ六 五十嵐恵伴外百三十名

紹介議員 宮崎 正義君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二四九一号 昭和四十八年五月十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 大阪府岸和田市土生町一、九三六

要吉次外九十九名

紹介議員 浅井 亨君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二四九二号 昭和四十八年五月十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 福岡県中間市通谷四区二組

浜下スミ江外六十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二〇三四号 昭和四十八年五月七日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎市東小島町二三 原田重幸

外千十五名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二〇三五号 昭和四十八年五月七日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 横浜市神奈川区齊藤分町一四〇

屋形義則外九百十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二〇三六号 昭和四十八年五月七日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境四ノ一五ノ二三

平野海子外九百九十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二〇三七号 昭和四十八年五月七日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎市緑町一ノ一一 津田ツイ

外千七百五十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二〇三八号 昭和四十八年五月七日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡田平町大久保免四

一 久家登美子外三千三百三十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二三一二号 昭和四十八年五月十一日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都台東区浅草五ノ五ノ九 藤

田映子外九百六十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二三一二号 昭和四十八年五月十一日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都北区赤羽北三ノ三ノ一七

浅賀幸夫外九百八十五名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二三二四号 昭和四十八年五月十一日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 東京都中央区月島四ノ四ノ一四

山の井秀高外九百二十八名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二三二五号 昭和四十八年五月十一日受理

高齢者の生活保障に関する請願

請願者 長崎県南高来郡北有馬町戌三、〇

三九 松尾忠善外二千九百二十六名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第二〇四五号 昭和四十八年五月七日受理

「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込二ノ七ノ一八

田中文夫外四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二三三九号 昭和四十八年五月十一日受理

「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願

請願者 千葉県習志野市泉町三ノ四ノ五ノ

二〇一 山本敬子外四名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二〇五〇号 昭和四十八年五月七日受理

業務上災害以外によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 山口県宇部市鶴の島町二ノ四ノ六

全国脊髄損傷者療友会山口県支部

内 金本敏介外四名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二〇五一号 昭和四十八年五月七日受理

労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願

請願者 山口県宇部市鶴の島町二ノ四ノ六

全国脊髄損傷者療友会山口県支部

内 金本敏介外二十四名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第六一四号と同じである。

第二〇五六号 昭和四十八年五月八日受理  
喜多方労働基準監督署存続に関する請願  
請願者 福島県喜多方市豊川町高吉 山口

紹介議員 須原 昭二君  
この請願の趣旨は、第一七四九号と同じである。

第二〇七三三号 昭和四十八年五月八日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 三重県一志郡一志町大字井関 田

紹介議員 久保田藤麿君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第二二一六号 昭和四十八年五月九日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 静岡県島田市九、五七三ノ一 入

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第二二一七号 昭和四十八年五月九日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市中太田新田二五ノ二

紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第二二〇三三三号 昭和四十八年五月十日受理  
医療保険制度の改革に関する請願  
請願者 長崎市玉園町二ノ四一 高比良博

紹介議員 柴立 芳文君  
この請願の趣旨は、第六七七号と同じである。

第二二一三三三号 昭和四十八年五月九日受理  
官公労働者のストライキ権に関する請願  
請願者 千葉県山武郡大網白里町永田一、

六四五 田辺圭一外八百六十七名  
紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第二二四一四号 昭和四十八年五月九日受理  
官公労働者のストライキ権に関する請願  
請願者 東京都昭江市和泉二、七三六ノ五

紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第二二二三三三三号 昭和四十八年五月九日受理  
深夜労働の禁止に関する請願  
請願者 千葉市弁天町二〇五 江島福司外

紹介議員 藤原 道子君  
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二四四四号 昭和四十八年五月九日受理  
深夜労働の禁止に関する請願  
請願者 東京都江戸川区喜田町一、七六

紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二八〇〇号 昭和四十八年五月十日受理  
深夜労働の禁止に関する請願  
請願者 埼玉県川口市東本郷二六三ノ五

紹介議員 矢山 有作君  
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二〇一〇号 昭和四十八年五月十日受理  
深夜労働の禁止に関する請願  
請願者 東京都荒川区荒川四ノ二二ノ二

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二四九三三三三号 昭和四十八年五月十二日受理  
深夜労働の禁止に関する請願  
請願者 千葉県船橋市飯山満町一ノ五八四

紹介議員 大橋 和孝君  
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二二八四四四号 昭和四十八年五月十日受理  
戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願  
請願者 東京都新宿区諏訪町九六日本盲人

紹介議員 江藤 智君

一、第二項以上の重度傷い軍人並びに妻の国民健康保険医療費の自己負担三割は国で負担すること。(該当者約五千二百名)

二、第二項以上の重度傷い軍人に支給されている国鉄無賃乗車券で、特急券、座席指定券、寝台車下段等着席券も併せ保障すること。(該当者約二千六百名)

三、第二項以上の重度失明軍人に盲人用時計、カナタイプ、テープレコーダーを生活補助具として支給すること。(該当者約千名)

四、傷病恩給を担保として貸出す金融公庫の資金の利率は、福祉事務所から貸出す身体障害者生業資金と同じ利率にすると共に、貸出額を、一口、二百万円に引き上げること。

理由  
一、第二項以上の重度傷い軍人は、高度の機能障害のため、運動能力が著しく阻害され、心身ともに疲労が激しく、そのため、医療機関にかかる回数が非常に多い。その妻も夫の看護のため、精神的、肉体的苦勞が著しく、健康の維持

のためには、医療費の負担が非常に多い。

二、第二項以上の重度傷い軍人には、両眼失明、両腕又は両足の切断、全身マヒあるいは両眼失明に他の機能障害を持つものが多くあり、このため、外出に際して複雑な介護を必要とする。今日の交通事情の下では一般人に交じって旅行することは、大変困難であり、又危険を伴う。

三、第二項以上の重度失明軍人にとって盲人用時計、カナタイプ、テープレコーダーは日常必携の用具となつてゐる。

四、生業資金として傷病恩給を担保に金融公庫から借りる資金は年六分の利率であるが、同じ身体障害者が福祉事務所から借りる生業資金の利率は年三分三厘である。同じ身体障害者であるものが生業資金を借りる時、一方では六分、一方では三分というのは大変不平等である。貸出金額も、現在の一口、五十万円では、今日物価高では実情に合わない。

第二二〇〇〇号 昭和四十八年五月十日受理  
看護婦の確保に関する請願  
請願者 長野市大字南長野長野県議会議員

紹介議員 羽生 三七君

国は、早急に看護婦養成施設の拡充強化をはかるとともに、これらの施設に対する国庫負担の大幅増額をはかるよう強く要請する。

理由  
近年、医療需要の増大と病床の増加、疾病構造の変化等のため看護業務はますます複雑高度化し、看護婦の需要は著しく増大しているが、看護婦はその絶対数が不足しているため、大多数の医療機関が必要数を確保できない現状にある。さらに最近における労働力不足に伴い看護婦の勤務条件等を考慮した場合、今後の看護婦の不足はますます深刻化し、国民医療に重大な影響をおよぼすもの

である。

第二二三号 昭和四十八年五月十日受理

公的病院の病床規制撤廃に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 鈴木正一

紹介議員 棚田 四郎君

国民医療の充実を図るため、公的病院の病床規制を撤廃するよう強く要望する。

理由

医学技術の進歩と疾病構造の変化により、医療の高度化及び地域における医療水準の向上が強く望まれており、また、地域住民の医療需要も著しく増加している。このような現状から、地方自治体、日本赤十字社及び厚生農業協同組合連合会等が開設する公的病院は、診療、教育及び研究等の専門的中核医療機関としての役割りが強く要請されているにもかかわらず、これら公的病院については、病床の規制があるため、地域における中核病院としての整備が著しく阻害されている。

第二二七六号 昭和四十八年五月十一日受理

大規模年金保養基地の招致に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

高橋樹

紹介議員 林 虎雄君

長野県は清澄な空気と荘厳な自然に恵まれており、大規模年金保養基地建設には最適な地であるので、保養基地の本県招致について特段の配慮をされたい。

第二二七七号 昭和四十八年五月十一日受理

献血事業の拡充強化に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

高橋樹

紹介議員 林 虎雄君

医学の進歩や交通事故の増加に伴い、輸血用血液の需要は年々増加しており、国民の善意に基づく

献血による輸血用保存血液の確保は容易でないで、現行献血制度の拡充強化の対策として、左記事項の実現を図りたい。

一、血液センターにおいて保存する血液を採血、製造、供給する場合の経費は全額国庫負担とする。

二、血液センターの増改築ならびに移動採血車の更新についても、国庫補助の対象とすること。

第二三〇三号 昭和四十八年五月十一日受理

「健康保険法」改悪案反対並びに医療保障制度の確立に関する請願（二八通）

請願者 大阪市東淀川区木川西ノ町四ノ一

九 坂口 正外 一万四千六百名

紹介議員 佐々木静子君

「健康保険法」の改悪案の廃案を求め、当面、左記の改正を要求する。

一、従来の「保険医療から、保障としての医療」へ抜本的に、法改正をすること。

二、保険料負担割合を「使用者五十パーセント以上」と、条文化すること。また「料率を段階制」にすること。

三、国庫負担を、健保三割、共済二割、日雇八割、国保五割以上にすること。

四、保険給付を本人、家族とも十割とし、差額徴収、一部負担、その他いっさいの営利主義医療をやめること。

五、売薬医療を助長する医療費の引上げを行わないこと。医療従事者の技術を正当に評価する診療報酬制度を確立すること。

六、難病、高額医療、救急医療は、全額国庫で負担すること。

理由

医療の保険制度のゆきづまりは、産業優先、人間軽視の政府・自民党の政策がひき起こしたものであり、したがって政府は国の責任において「社会保障としての医療」を、健保改悪より先に提起す

べきである。

第二四二二号 昭和四十八年五月十二日受理

「健康保険法」改悪案反対並びに医療保障制度の確立に関する請願

請願者 大阪府東大阪市松原四二八 岡本

保一 外百四十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二三〇三号と同じである。

第二四〇四号 昭和四十八年五月十二日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願（二通）

請願者 京都市上京区下長者町通新町西入

蔵之内町八五ノ六全国建設工事業

国民健康保険組合京都府支部内

清水鶴正外一名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二四〇五号 昭和四十八年五月十二日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願

請願者 東京都港区赤坂二ノ二ノ一九アド

レスビル内全国建設工事業国民健

康保険組合内 田所恭助

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二四〇六号 昭和四十八年五月十二日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願（二通）

請願者 群馬県前橋市三俣町八八〇全国建

設工事業国民健康保険組合群馬県

支部内 杉田光雄外一名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二四〇七号 昭和四十八年五月十二日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願

請願者 静岡市一番町七九全国建設工事業

国民健康保険組合静岡県支部内

山田一

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二四八六号 昭和四十八年五月十二日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願

請願者 大分市千代田町二ノ一ノ二一全国

建設工事業国民健康保険組合大分県支部内

岩崎輝夫

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二四八七号 昭和四十八年五月十二日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願

請願者 東京都港区赤坂二ノ二ノ一九アド

レスビル内全国建設工事業国民健

康保険組合内 生田茂

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二四八八号 昭和四十八年五月十二日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願

請願者 栃木県足利市助戸町五七九全国

建設国民健康保険組合栃木支部内 植木堅蔵

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二四二〇号 昭和四十八年五月十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川縣鎌倉市台二ノ五ノ一一

平野省二外五十四名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二四二二号 昭和四十八年五月十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上飯田一、三二一

斎藤とき外四百七十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五〇七号 昭和四十八年五月十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂八、七七八ノ

二一 款元育夫外四名

紹介議員 春日 正二君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二四七四号 昭和四十八年五月十二日受理

優生保護法改悪反対及び経口避妊薬の全面的解禁に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保三ノ一三七

さくら荘内 豊岡美代子外九百九

十名

紹介議員 須原 昭二君

優生保護法改悪に反対し、経口避妊薬の全面的解禁を要求する。

理由

「経済的理由による中絶の禁止」によつて、中絶は減らず、かえつてヤミの中絶が増加する関係上、費用がかさみ、危険もまたことが予想される。経口避妊薬（ピル）は避妊効果百パーセントであり、安全性についても全世界的に認められており、中国や欧米ではさかんに使用されている。

第二四七六号 昭和四十八年五月十二日受理

公衆浴場業振興に関する請願

請願者 東京都江東区門前仲町一ノ一四ノ

三 澤井秀雄

紹介議員 土屋 義彦君

公衆浴場業振興のため、左記事項の実現を図られたい。

一、厚生省環境衛生局に専管の公衆浴場課を新設すること。

二、物価統制令下にある入浴料金の現行算定基準を現状に即した合理的算定基準に改定すること。

三、利用者大衆のため、料金の一部を公費をもつて負担すること。

四、公衆浴場を、老人、婦人、青年のためのコミュニティセンターの社会福祉施設として活用すること。

五、各都道府県の公衆浴場対策の格差是正のための財政措置を国で講ずること。

理由

公衆浴場が一日に三軒の割合で転廃業している現状から、これが抜本的対策は緊急を要する事項であり、このまま推移するならば国民の保健衛生上社会問題化することは必至である。

第二四九四号 昭和四十八年五月十二日受理

社会保険診療報酬の引上げ、健康保険制度改善に関する請願

請願者 名古屋市昭和区妙見町一九ノ二愛

知県保険医療協会の理事長 阿久根睦

外九十名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一九三六号と同じである。

第二五〇三号 昭和四十八年五月十二日受理

腎臓病の早期発見と医療の改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬三ノ九ノ三

鈴森康則外二千八百名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

六月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療事務管理士法の制定に関する請願（第一五二〇号）（第二五六八号）（第二六一九号）（第二六九二号）

一、健康保険法の改悪反対等に関する請願（第一五四二二号）（第二五四三三号）（第二五四四四号）（第二五四五五号）（第二五四六六号）（第二五四七七号）（第二五四八八号）（第二五四九九号）（第二五五〇〇号）（第二五五〇一〇号）（第二五五〇二〇号）（第二五五〇三〇号）（第二五五〇四〇号）（第二五五〇五〇号）（第二五五〇六〇号）（第二五五〇七〇号）（第二五五〇八〇号）（第二五五〇九〇号）（第二五五〇一〇〇号）

一、健康保険法の改悪反対及び社会保険診療報酬の改善に関する請願（第二五五八号）（第二五六六号）（第二六八八号）

一、「健康保険改悪法案撤回に関する請願（第二五五九号）（第二五六〇号）（第二五六一八号）

一、生活できる年金制度の確立等に関する請願（第二五六二一号）（第二五六三二号）（第二五六四三号）（第二五六五四号）（第二五六六五号）（第二五六七六号）（第二五六八七号）（第二五六九八号）（第二五六九九号）（第二五六一〇〇号）

一、「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願（第二五六三三号）（第二五六〇三三号）（第二五六九三三号）

一、官公労働者のストライキ権に関する請願（第二五六四四号）（第二五六五五号）（第二五六六六号）（第二五六七六号）（第二五六八七号）（第二五六九八号）（第二五六九九号）（第二五六一〇〇号）

一、国の負担による診療報酬の引上げ等医療改善に関する請願（第二五六六六号）

一、保育所事業振興に関する請願（第二五九三三号）（第二五九四四号）（第二五六八九号）

一、民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願（第二六〇九号）（第二六九〇号）

第二五二〇号 昭和四十八年五月二十一日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 徳島市国府町松間 長田三枝子

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二五六八号 昭和四十八年五月二十二日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 徳島県那賀郡羽ノ浦町大字中庄字

梶島六五ノ一〇 池添博

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二六一九号 昭和四十八年五月二十三日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 徳島県小松島市横須町二ノ一六

福島夢栄

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二六九二号 昭和四十八年五月二十四日受理

医療事務管理士法の制定に関する請願

請願者 徳島市多良良町中津七五ノ二 山

田和子

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二〇〇一号と同じである。

第二五四二号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町六九五 松山

道子外三十四名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五四三三号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道小樽市緑二ノ一五ノ三 佐々木征治外五千六百九十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五四四号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市西浦賀町五ノ一

七 齊藤くみ子外二百五十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五四五号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市白石区北郷二条四丁目 向

井忠夫外六千三百十二名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五四六号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市中央町一〇ノ七

小沢きし外七千七百五十名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五四七号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道帯広市東五条八ノ二〇 仁

平幸子外五千九百十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五四八号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道雨龍郡秩父別町二十五区

加藤広一外七千四百二十名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五四九号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市白石区中央一条五ノ八七

大野道子外七千五百六十名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五八九号 昭和四十八年五月二十三日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市白石区青葉町五丁目 中西

徳雄外五千八百二十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五九〇号 昭和四十八年五月二十三日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道日高郡浦河町東町 青山芳

太郎外七千二百二十名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五九一号 昭和四十八年五月二十三日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市住吉町一ノ一一

戸田ひろ子外五千三百一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五九二号 昭和四十八年五月二十三日受理

健康保険法の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道美瑛市東明町一区 佐藤武

外六千六百十二名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第一三八五号と同じである。

第二五九八号 昭和四十八年五月二十二日受理

健康保険法の改悪反対及び社会保険診療報酬の改

善に関する請願

請願者 京都市中京区千本丸太町角 中野

信夫外八千五百八十八名

紹介議員 小笠原貞子君

健康保険法の改悪に反対し、社会保険診療報酬の

改善を左記のとおり要求する。

一、健康保険法について

1 被保険者の負担を増加させる健康法の改正

を阻止すること。

2 政府が健康保険診療給付額の三割以上を

定率国庫負担とすること。

3 健保家族の診療給付率を七割に引き上げ、

保険料負担割合を労使三七に改めること。

二、健保診療報酬について

1 診療報酬単価(技術料と入院料)を即時五

割 大企業と国の負担で引き上げること。

2 現行診療報酬点数で、とくに著しい不合理

点数を改善、又は新設すること。

3 診療報酬を、物価人件費の上昇に対応させ

るスライド制を確立すること。

理由

一、企業がその労働者の健康のために、健保に思

い切った財政支出をすることは、当然の義務で

あり、当然の国民的要求である。

二、医療破壊の進行は医療補助者不足と経営難の

ためであるが、医療補助者不足の原因は色々あ

るにしても、最大のものはその労働のきびし

ざること、その待遇の悪さにあり、それを改

善する財政力が、医療機関にないことである。

究極のところ、診療報酬が不当に安いためであ

る。

第二六一六号 昭和四十八年五月二十三日受理

健康保険法の改悪反対及び社会保険診療報酬の改

善に関する請願

請願者 兵庫県多可郡加美町西脇四一六

安藤君子外百九十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二五五八号と同じである。

第二六八八号 昭和四十八年五月二十四日受理

健康保険法の改悪反対及び社会保険診療報酬の改

善に関する請願

請願者 兵庫県西脇市上比延町二四三ノ三

ノ一 岡本小夜子外百五十三名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二五五八号と同じである。

第二五五九号 昭和四十八年五月二十二日受理

「健康保険改悪法案」撤回に関する請願(二十通)

請願者 川崎市高津区千九二市宮千年前

田住宅二ノ二〇二 荒井孝外一万

四千四百二十八名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第二五六〇号 昭和四十八年五月二十二日受理

「健康保険改悪法案」撤回に関する請願

請願者 京都府亀岡市薄田野町鹿谷砂池

加藤仁太郎外千二百九十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第二六二八号 昭和四十八年五月二十四日受理

「健康保険改悪法案」撤回に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山中島町一〇 田

村清造外七百六十三名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第二五六一号 昭和四十八年五月二十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 札幌市北区北二条西二丁目 岩

淵勝敏外四百一十一名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二五六二号 昭和四十八年五月二十二日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 大阪市東住吉区平野元町六ノ二三

三嶋義一

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二六〇四号 昭和四十八年五月二十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 鹿児島市樋ノ口町六ノ四〇 徳山

隆一 外百七十五名

紹介議員 伊部 真君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二六〇五号 昭和四十八年五月二十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 秋田県仙北郡田沢町田沢 菅原

宗芳 外百三十三名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二六〇六号 昭和四十八年五月二十三日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 岡山県浅口市鴨方町小坂東 藤原

太一 外四名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二五六三号 昭和四十八年五月二十二日受理

「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願

請願者 東京都台東区根岸二ノ一八ノ六

鈴木啓子 外百九十九名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二六〇三三号 昭和四十八年五月二十三日受理

「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願

請願者 三重県度会郡玉城町井倉二九 西

岡隆夫 外千八百五十一名

請願者 東京都小金井市本町五ノ一九ノ

六 関根千衣子 外四十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二六九三三号 昭和四十八年五月二十四日受理

「優生保護法の一部改正案」再提出反対等に関する請願

請願者 東京都江戸川区中央二ノ一九ノ

三 猪口七郎 外五十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇二九号と同じである。

第二五六四号 昭和四十八年五月二十二日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 長野県上伊那郡高遠町山室二、〇

一〇 原政衛 外二千三百十名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二五六五号 昭和四十八年五月二十二日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 北海道岩見沢市美園一条五丁目

三浦敏明 外七百十名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二六〇二二号 昭和四十八年五月二十三日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 福岡市東区香椎一、八七八 入江

道由 外八百六十三名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二六九一〇号 昭和四十八年五月二十四日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 三重県度会郡玉城町井倉二九 西

岡隆夫 外千八百五十一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二五六六号 昭和四十八年五月二十二日受理

国の負担による診療報酬の引上げ等医療改善に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡御形町上宮地一、

〇三三 野田昭三 外十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一八五九号と同じである。

第二五九三三号 昭和四十八年五月二十三日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 横浜市港北区大倉根町五〇〇 宗教

法人大綱保育園内 菱川貞子 外一

万二千四百七十五名

紹介議員 柏原 ヤス君

一、保育園の最低基準を改正すること。

二、労働基準法の守れるように、園児の安全を守るために保育を増員すること。

三、児童処遇費を大幅に増額すること。

四、保育料を軽減すること

理由

一、保育所の増設及び内容改善は、国民的要望と

さなっている。

二、私立保育園の経営は、最近の激しい物価値上

がりのため、赤字にあえいでいる。

第二五九四号 昭和四十八年五月二十三日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町中六ノ八天

使保育園内 小川秀一 外二万三千

四百六十六名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君

河田 賢治君 岩間 正男君

須藤 五郎君 渡辺 武君

星野 力君 塚田 大願君

加藤 進君 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第二六八九号 昭和四十八年五月二十四日受理

保育所事業振興に関する請願

請願者 茨城県那珂市八幡下茨城県私立

保育園連盟内 堀川秀雄 外二万

五百名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二五九三三号と同じである。

第二六〇九号 昭和四十八年五月二十三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 愛知県東海市南加木屋三ツ池 杉

山晴子 外十九名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二六九〇号 昭和四十八年五月二十四日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 名古屋市中区和区天白町八事弥生ケ

岡五 山田あつ子 外二十名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第五号中正誤

パシ 段 行 誤

七四 四 素性

毒性 正

ハ 三〇 熱媒体の取り扱  
二 熱媒体の取扱いと管理  
九 一から三 熱媒体の取扱と「熱媒体の取扱いと管理」  
三 四 九 ことに慢性残留 残留等  
六 二 五 おるいう おるという  
〃 〃 六で、 医療費 で、国保医療費  
〃 〃 三 三 末 シース シーツ  
三 四から二 機会 議会  
三 一 〃 明記 銘記  
四 二 二 点の 点  
五 二 二 次等 次第  
〃 〃 終り二 お伺い お伺い

第六号中正誤

ベジ 段 行 誤 正  
二 五 二 重来 重度  
一 六 四から一、一 一、二  
二 〇 三 お指ち お持ち

第七号中正誤

ベジ 段 行 誤 正  
三 四 七 推定 推定で  
八 三から九 有害な又は 有害な又は  
二 四 〇 ばうなる どうなる  
四 二 〇 取こと 取ること  
七 三 三 ということ という  
六 四 四 実施 実施  
四 四から二 考え方のか 考え方なのか

第八号中正誤

ベジ 段 行 誤 正  
三 二 元 証明 症名

昭和四十八年六月十六日印刷

昭和四十八年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局